

第百十六回 参議院地方行政委員会會議録第一号

平成元年十二月五日(火曜日)

午前十時開会

委員氏名

委員長 渡辺 四郎君
理事 竹山 裕君
理事 松浦 功君
理事 測上 貞雄君
理事 諫山 博君
理事 井上 章平君
理事 石原健太郎君
理事 岩崎 純三君
理事 加藤 武徳君
理事 斎藤栄三郎君
理事 須藤良太郎君
理事 高木 正明君
理事 岩本 久人君
理事 栗村 和夫君
理事 佐藤 三吾君
理事 篠崎 年子君
理事 常松 克安君
理事 神谷信之助君
理事 高井 和伸君
理事 秋山 肇君

委員の異動

十月七日

辞任

石原健太郎君

補欠選任

野村 五男君

辞任

岩崎 純三君

補欠選任

初村滝一郎君

十一月十八日

辞任

野村 五男君

補欠選任

鎌田 要人君

十二月四日

辞任

篠崎 年子君

補欠選任

日下部禮代子君

十二月五日

辞任

斎藤栄三郎君

補欠選任

清水嘉与子君

出席者は左のとおり。

委員長

渡辺 四郎君

委員

竹山 裕君

松浦 功君

測上 貞雄君

諫山 博君

井上 章平君

岩崎 純三君

加藤 武徳君

清水嘉与子君

須藤良太郎君

高木 正明君

野村 五男君

岩本 久人君

日下部禮代子君

栗村 和夫君

佐藤 三吾君

篠崎 年子君

常松 克安君

神谷信之助君

高井 和伸君

秋山 肇君

国務大臣

自治大臣 渡部 恒三君
国務大臣 国務大臣
国家公安委員 会委員長

政府委員

警察庁長官官房 長 浅野信二郎君
警察庁刑事局保 安部長 森廣 英一君
警察庁警備局長 城内 康光君
自治大臣官房長 小林 実君
自治大臣官房総 務審議官 芦尾 長司君
自治大臣官房審 議官 紀内 隆宏君
自治省行政局長 森 繁一君
自治省行政局長 滝 実君
自治省行政局長 浅野大三郎君
自治省行政局長 持永 堯民君
自治省税務局長 湯浅 利夫君
消防庁長官 木村 仁君

事務局側

常任委員会専門 員 竹村 晟君

説明員

科学技術庁原子 力局政策課長 笹谷 勇君
外務省アジア局 審議官 鈴木 勝也君
文部省高等教育 局大学課長 泊 龍雄君
文部省体育局学 校健康教育課長 石川 晋君
農林水産省構造 改善局建設部整 備課長 岩本 莊太君
林野庁指導部基 盤整備課長 福岡 毅一君

建設省建設経済 局宅地企画室長 木村 誠之君

建設省河川局開 発課長 豊田 高司君

建設省道路局市 町村道室長 山本 邦夫君

本日の会議に付した案件

○国政調査に関する件

○小委員会設置に関する件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提 出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査 (地方行政の改革に関する件)

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから地方行政委 員会を開会をいたします。

まず、議事に先立ちまして一言申し上げます。 既に皆様御承知のとおり、本委員会委員であり ました岩上二郎君は、去る八月十六日、肝不全の ため逝去されました。まことに哀悼痛惜にあた せん。

ここに、皆様とともに同君の長年にわたる御功 績をしのび、謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表 しまして御冥福をお祈り申し上げたいと存じま す。

どうぞ御起立を願いたいと思います。黙禱。

(総員起立、黙禱)

○委員長(渡辺四郎君) お直りください。

○委員長(渡辺四郎君) 委員の異動について御報 告いたします。

去る八月十一日、大浜方栄君が委員を辞任さ れ、その補欠として斎藤栄三郎君が選任されまし た。

また、本委員会は、岩上二郎君の逝去に伴い一名の欠員となっておりましたが、去る八月二十二日、石原健太郎君が本委員会委員に選任されました。

また、去る十月七日、石原健太郎君が委員を辞任され、その補欠として野村五男君が選任されました。

また、昨四日、篠崎年子君が委員を辞任され、その補欠として日下部裕代子君が選任されました。

○委員長(渡辺四郎君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、地方行政の改革に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺四郎君) 次に、小委員会の設置に関する件を議題といたします。

風俗営業等に関する制度及び運用につきまして調査検討のため、小委員七名から成る風俗営業等に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さつきましては、小委員及び小委員長の選任につきまして、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さつきましては、小委員に竹山裕君、松浦功君、河上貞雄君、常松克安君、諫山博君、高井和伸君及び秋山肇君を指名いたします。

また、小委員長に松浦功君を指名いたします。なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任、並びに小委員会から参考人の出席要求

求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺四郎君) この際、渡部国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部国務大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) 地方行政委員会の開会に当たり、一言おあいさつを申し上げます。

去る八月に自治大臣、国家公安委員会委員長を命ぜられました渡部恒三でございます。何とぞよろしく御願い申し上げます。

委員各位には、平素から地方行政及び警察行政の推進に格段の御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、地方行政についてありますが、東京一極集中の是正と多極分散型国土形成のために、ふるさと創生を推進することが、国、地方を通ずる内政上の最重要課題となっております。

現在、自ら考え自ら行う地域づくり事業等を契機として、全国各地域において、自主的、主体的な地域づくりの芽が育ちつつありますが、この芽を大きく育て、花開かせていくため、新たに地域づくり推進事業を創設し、ハード、ソフト両面にわたる支援を行うなど、ふるさと創生の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、国、地方を通ずる行政の簡素効率化を図るとともに、地方公共団体の自主性、自立性の強化を図っていく必要がありますが、臨時行政改革推進審議会においても、国と地方との関係等について審議が行われており、小委員会の報告も提出されたところでありますので、地方公共団体への権限移譲等が進められるよう一層努力してまいります。

次に、地方財政は、約六十七兆円に達する巨額の借入金残高を抱え、また、個々の地方公共団体

においても公債費負担が著しく高くなっているなど極めて厳しい状況にありますが、一方、今日、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりが強く求められております。したがって、今後、財政の健全化を図りつつ地域づくりの積極的展開を図るため、地方税、地方交付税などの地方一般財源の充実確保に努めてまいります。

明年度の地方財政については、経済の動向等や国の予算編成の動き等を踏まえ、地方公共団体の財政運営が円滑に行えるよう所要の地方財政措置を講じてまいります。

地方税制については、昨年末に税制調査会の答申を踏まえた抜本的な税制改革が行われたところでありますが、今後とも地方税負担の公平適正化に努めてまいります。

また、地方税源の着実な充実を図ってまいります。

次に、消防行政に関しては、災害がますます複雑多様化、大規模化する中で、何よりもまず人命の尊重を基本とし、安全な地域社会づくりを進めるため、消防力の充実強化はもとより、住民、事業所及び消防機関が一体となった地域ぐるみの消防防災体制の確立に努めてまいります。

次に警察行政について申し上げます。

最近の犯罪情勢を見ますと、連続幼女誘拐殺人事件を初めとして、凶悪な犯罪が相次いで発生しております。

また、武装化の傾向を強める暴力団の発砲事件や来日外国人による犯罪が増加するとともに、依然、深刻な状況にある少年非行や覚せい剤等各種薬物の乱用についても憂慮すべきものがあります。

一方、交通情勢については、交通死亡事故が増加を続け、先日交通事故非常事態宣言が発せられ、また、交通渋滞も深刻化するなど非常に厳しいものがあります。

次に、当面の警備情勢については、来年に予定されている即位の礼、大嘗祭に向けて、極左暴力

集団、日本赤軍等国際テロ組織、右翼による凶悪なテロ、ゲリラ事件の発生が懸念されるとともに、成田闘争をめぐる極左暴力集団が引き続き過激な闘争を展開するものと見られます。

申すまでもなく、治安の維持は、国家社会存立の基盤であります。現在の治安情勢にはまことに厳しいものがあります。現在の治安水準を低下させることなく、国民生活の安全を確保していくためには、今後一層の努力が必要であります。

私は、このような情勢を十分に認識し、事件に強い警察の確立に向けて所要の対策を着実に推進し、犯罪情勢の変化に的確に対応してまいります。

また、テロ、ゲリラについては、その根絶に向けて、国民の御理解と御協力を得ながら全力を挙げて対処してまいります。

また、交通の安全と円滑を確保するための総合的な対策を推進していくほか、これら各種の警察活動を支える警察体制の一層の充実整備を図り、国民の負託にこたえる警察運営に努めてまいります。

以上、所管行政の当面の諸問題について申し上げましたが、委員各位の格別の御協力によりましてその実を上げることができまじやう、一層の御鞭撻と御指導をお願い申し上げます。

どうぞよろしく御願いたします。

○委員長(渡辺四郎君) これより地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡部自治大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明を申し上げます。

先般、政府におきましては、人事院の勧告に基づき本年四月一日から国家公務員の給与改定を実施することといたしました。これに伴い、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合に必要となる経費を基準財政需要額に算入

するため、平成元年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定することといたしたいのであります。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(渡辺四郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

この際、地方行政の改革に関する調査を議題に追加して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○栗村和夫君 約一時間ぐらいの予定と、こういうことですが、私は大臣の隣の宮城県の出身ですので、よろしくお願い申し上げます。

地方自治は民主主義の学校だと言われますが、私は長い町長の経験からして、地方自治というのは行政側と住民、そして住民相互間の対話と協調によってのみ発展させ得る、そういう結論に到達しております。きょうはそういう精神で、おおむね五点を整理して質問申し上げます。

第一は、地方自治に関する認識の問題です。

きょう初めて大臣の簡潔な所信表明を伺いましたので冒頭このことに触れますが、外交、防衛、あるいは金融政策、こういう国の基本的な命題を除けば、地方自治についても市町村の行政です。そこに国民の暮らし、あるいは地域住民の暮らしにすべて直接間接かわり合いを持つ、そういう重さを持っていると思います。そういう中で、よく末端の地方自治とか末端の市町村行政という言葉が行政の当事者からも一般の住民からも、いろんな団体からも聞かれますが、これは根本的な誤りでありまして、やっぱり地方自治体が存在する最も実体的な地域社会の結集体、こう思います。国家の形成の土台であると言ってもいいかもしれません。数学あるいは自然科学の分野では絶対ということが幾つもあります、それ以外のものはありませんが、人文科学や社会科学の分野では絶対と言えるものは、先ほど交通問題でも触れら

れましたが、人間の命と地域社会だけだ、こういうような一つの論理構成をしてございます。

三割自治とか時には地方の時代とか、あるいは行政とか、こういうことで時代の節目、節目に地方自治そのものがそういう時代をくり抜けてまわりました。しかし、新しい憲法、新しい自治法と言っても四十年来もめしませんが、その間、例えば国家権力も含めて、あらゆる力、どんな力をもつても地方自治というものはもう戻りさせることができないほど住民の一人一人の意識の中にも自治意識というのが確かなものになってきている、こういう確信を持って地方自治体の活動をより独自性を持って進めていくべきだ。そして、時に中央と地方が対峙するとか、あるいは地方自治法の第二章の「住民」の中に、日本国民でない住民、他国籍の人たちですが、そういう人たちも含めて地域社会というのが存在します。したがって、そういう状況のとき、自治省という役所はあくまでも住民の側、あるいは地方自治を守るときでとて厳然として存在をさせていただきたい、その期待をしますが、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) 申すまでもございませうが、地方自治はデモクラシーの根幹をなすものでございまして、先生御指摘のとおり内政の基盤でございまして、私がふるさと創生を強く訴えておりますのも、中央から地方への押しつけでなく、全国三千三百の市町村の皆さん方がみずから考えみずから行う、こういう地方自治を国が応援する、こういうことでなければならぬという基本的な認識に立っております。したがって、地方自治に対する考え方は先生と全く同感でござい

ます。

○栗村和夫君 質問の第二点は、まあ質問といいますが、私の場合は自分の考えを申し上げて、それからどう思いますかという形の質問になると思いますが、地方と中央のかかり合い、特に地方財政の強化についてであります。町長をやりますが、毎年毎年陳情の繰り返しをしながら、いつ

かこのことを中央の場で発言したいなと思いがち、やつとその夢を達せられることになったわけ

です。

まず、行政改革です。行政改革というのは、ある日突然、声高に叫んで進むものではないと私は思うんです。国も地方も常に、というのは毎日毎日という意味ではありませんが、毎年毎年、決算のときに振り返る、あるいは予算の執行のときに改めて踏みとどまる、こういうことをしながら日常心がけておくべきだ、そういうことになって初めて行政改革というのは実が上がる、こういう視点に立ちます。

そういう視点に立って、二つの点でちょっと整理をしてみますと、一つは行政改革イコール人件費の抑圧、こういうことを短絡して主張する、特に学者、評論家と言われる方々には間々多いんですね。これは私は正しくない、こう思います。人件費を抑圧するのなんか簡単なことでして、行政サービスを下ろせばいいことですから。具体的に言いますと、ごみ集めの回数を減らすとか、あるいは義務教育でないから町立の幼稚園は余り建てない。それから保健婦やホームヘルパーも最低限度の要員の配置で済ませる。こういうことになりまして、人件費の節約などというのは、簡単にはいきませんが、できます。しかし、それは進歩する時代の中で時代に逆行する行政として住民から率直に言って厳しく糾弾されてまいります。

こういう中で、税特で議論していることですが、関連して消費税のことでもちょっと例を挙げますと、例えば平均的自治体では約二十前後の公共料金に消費税の転嫁をしなければならなくなりました。私は平成元年度の予算の編成まで、編成以後も町長をやっておりますが、そのとき、さてな、どういふものに一体転嫁するのかと見てきますと、ガス・水道料金、公共下水道、町営住宅家賃、こういうのはまあしょうがないかな、こう思いますが、見えてまいりましたが、幼稚園や保育所の保育料や事もあらうにホームヘルパーの派遣料に転嫁をせざるを得ない。こういうようなことでス

タートして、正直言っちゃってと啞然とする思いでした。ですから、予算編成当初からとてもそういう対応はできませんので、見送りで様子を見ながら編成いたしました。今度のいろいろな状況の展開があつて、政府・自民党の見直し案では食料品のほかに今例として挙げたような公共料金も見直す、こういうことになりました。

そこで私は、消費税の基本論についてはなく、こういう保育所や幼稚園の保育料や、あるいはホームヘルパーの派遣料、こういうものに転嫁をするぞ、これをせざるを得ないぞという議論があつた消費税のスタート、今度の見直しの議論の中で、自治省として、大蔵といろんな話し合いということになるんでしょうが、行政の本質からして、役割からして、どういう議論をされたのか。結論が出ましたから、その過程の議論を役所で言うわけにはいかぬというところは、町長様をやっていますからわかりそうな感じがしますが、その辺は大臣から率直にお聞きしておきたいと思うんです。消費税に対する反発というのは、よく一円玉、五円玉の話をしますが、それと同じようなウエイトで公共料金にやっぱり転嫁をした。額としては少ないかもしれませんが、そういうことが現実にあつた、こう思うんです。その辺のところをもし率直に伺えれば、この機会に伺っておきたい。

それから、そういう中で民間企業と行政の人件費を短絡的に比較する議論というのはさつき申し上げたように誤りであつて、行政の場合の人件費はイコール事業費、企業に例えれば、だから、幼稚園の数をふやして保育士の数を多くするということはより住民サービスになるんです。行政の人件費はイコール事業費だというような認識に立ちながら私は町長様を進めてまいりましたけれども、この辺のところは非常に重要なことですから、お考えをお示しいただければありがたい、こういうふうに思います。

○政府委員(持永義民君) 二点のお尋ねでございますが、私の方から最初の点につきましてお答え

申し上げます。

消費税の見直しに関連いたしまして自治省としてどういう対応をしたかという御指摘でございますが、これは御案内のように、二、三日間、自民党の税調であらう方針を一応お決めになったというところでございまして、これを受けて恐らく今から大蔵省が中心になりまして具体的な立法作業に入ると思われます。その段階で詳細な点につきましては各省庁と協議をしながら、今からそういう具体的な作業に入っていくことになっていくと思います。基本的な決められましたことは、自民党の方針として大筋が最近決まったと、こういう状況でございますので御理解いただきたいと思っております。

○政府委員(滝澤君) 行革と人件費につきましてのお話を承りました。

確かに、地方公共団体が処理している事務には人件費が事業費の要素となる面が多分にあることは仰せのとおりと存じます。しかしながら、これは先生御自身も恐らくは実際の町政の中で、事務事業の見直しとか事務処理の合理化とか、あるいは民間委託とか、こういうようなことで相当にそれなりに御苦心をされた点でもあらうかと思うのでございまして、一方においては事業費の性格を持ちながらもそれなりの工夫を地方団体では現実に進めていただいて、それなりの努力をされているという面が多分ございまして、行革即人件費の抑制というパターンには必ずしもなり得ない問題がありまして、それなりの努力も払われているということも現実問題としてあるだろう、こういうふうな考え方をいただいております。

○栗村和夫君 大臣にちょっとお聞きしたいんですが、消費税の基本的な是非のことを質問しているんでなくて、それはそれで税特でやっているわけですから、保育所の保育料とかホームヘルパーの派遣料にまで転嫁する決めたというところは、拙速主義だったという状況があればそれもそうだなと思わないわけではありませんが、思いやりの

ある政治の場合、今度見直しでこれは除きましたか、やっぱり自治省と大蔵とか、厚生省と大蔵とか、そのようなところで真剣な議論をなさるべきだと思ふんですね。その辺、ちょっと大臣のお考えを率直に聞かせてください。

○国務大臣(渡部恒三君) 過般の税制改革は、二十一世紀の高齢化社会にたえ得る税制の改革ということで、所得税の減税あるいは法人税の減税、政策減税、それらを中心に行われたわけでありまして、その中の一環として、今や国際的な税に対する趨勢である直間比率の見直し、こういうことを受けて新しく消費税がつくられました、薄く広くと。また、今日の経済の動向で、サービス、こういった面で資産と所得と消費のバランスのとれた、しかも二十一世紀の高齢化社会にもたえ得る税制改革ということで非常に重要な問題であったと考えています。

ただ、消費税についていろいろ国民の皆さん方の御意見等がございまして、これらの声に謙虚に耳を傾けて、今先生御指摘のように、国民にとって生活に極めて重要な食料品であるとか福祉であるとか、あるいは教育であるとか、こういう問題について党が真剣に考えて思い切った見直し作業を進めた結果である、こう考えております。

○栗村和夫君 これからもひとつそういう精神で頑張りたいと思っております。

中央と地方のかかわりの第二点は、きょうの私の質問の柱でもあるんですが、真の行政改革を目指すならば補助事業の思い切った見直しをやるべきだ。これは一朝一夕で、つまり一年や二年ではとてもできませんが、五年とかあるいは中間のローテーションなども含めて、そういう補助事業の見直しの機関をつくってやるべきだと思うんですね。そして補助事業を見直して、今日的に意味のないもの、余り零細なもの等々はもう思い切って切ってしまおう。そしてそれに見合う分というのは、単純な算術計算になりますが、地方交付税率の三二・五と、あるいは三七と

かに引き上げる方向を自治省としてはいろいろしていったほうがいいな、こう思うのです。

そこで具体的に申し上げますが、一昨年、当時の大林勝臣さんが次官になられるちょっと前、行政局長の最後のころだと思いますが、雑誌の座談会で、大林さんと私と、それからこの学者のひとと三、四人の座談会がありました、行革をめぐることの話し合いで、それが終わってフランクな話し合いに入ってから、補助事業というのは諸悪の根源だ、こういうようなことで認識が一致したんですね、非常に乱暴な言い方になります。

私は諸悪の根源というのはおかしいとは思いますが、国家的な規模でコントロールしていく。例えば学校を建てるとか土地改良の基盤整備をやるとか、思い切った市町村道の公共事業での整備をやるとか、これらはもうどんな財政措置をしたって独自財源でちやちやな町村ができるわけありませんが、こういうものはいいと思います。そういうものは一応除いて、今日の意味がないな、こういう補助事業はいついっばいやっばいあるんですね。そのためにしよちゅう市町村長や都道府県知事というのは陳情に足を運ばなければなりません。それが実態です。

さらに悪いことに、行革が叫ばれて、それから補助率が一〇％カットになって、箇所づけが少なくなってきたとして陳情合戦が熾烈になっていきますね。これは物理的な要因なんです。今まで二回で済んだところが三回も四回も足を運ばなければならぬ。こういうのが実態なんです。行政改革というのは中央にあって、一々ぞろぞろとそろって来て頭下げて歩くなどという、こういう状況を少なくとも三分の一くらい減らすとか、やがて半分減らすとか、そのことは都道府県の方でまとめやうとして整理してしまおうとか、こういう陳情行政の合理化というのが行革の至上の命題だと思ふんです。

それとやっばい補助事業があれば多少でももらわないよりももらった方がいいですから、じゃどこを削ったらいかなということを市町村長に問うたら、これはもうノーコメントになってしまふと思うんですね。それを巨視的な観点で眺めるのが自治省の役割だと思っております。したがって、この補助事業の整理統合といいますが、行革の面におけるそういう扱い、それにどういってお考えをお持ちか。それと連動する交付税率の引き上げについてどういってお考えをお持ちですか。

ある時期まで自治省も交付税率は三二・五でなく三五にしろと主張されていた時期があったわけですね。調べてみますと、昭和三十一年からずっと、二五・五の交付税率が二五・五あるいは〇・五、そういう単位で上積みになりながら、今の三二・五になったのは昭和四十一年ですね。それが据え置きでいる。だから補助事業はもうとふやせ、交付税率は上げろって、これは整合性のない議論ですから、補助事業をカットして、例えばそこで一兆円浮いたら一兆円を交付税率の方で、単純計算すればですよ、こういうような発想を持つ時期に来ていたと思ふんです。その辺についてお考えをまずお聞きたいと思ふんです。

○政府委員(持永義民君) 栗村先生の長年の御経験からの御発言だと思ふすけれども、行政改革に関連いたしまして補助金の整理の問題でございますが、これはやはり地方行政の自主性あるいは主体性を高めていく観点からもうそういうことが必要だと思ふすし、同時に行政の簡素化と申しましたようか、細かい補助金をもうためた大変な事務、手間もかかるというような問題もございまして、それから国、地方を通じまして財政資金の効率的な活用を図っていくということも必要でございまして、そういう観点から補助金の整理合理化は当然必要であるという基本的な認識を持っていただいております。

ただ、お話の中にございましたように補助金と申しまして、例えば義務教育でありますとか、公共事業でありますとか非常に重要なものもございまして、一概に申せませんけれども、いわゆる零細なもの、あるいはもともと地方に任せてもいい

じゃないかというたぐいの仕事に関する補助金もあるのは事実でございます。そういうものはなるだけ整理をいたすべきであるということにつきましては、私もかねてからそういう主張をいたしておりますし、地方制度調査会でも同じような議論が行われております。ただ、現実の問題として各省庁はそれぞれまた異なる立場があるものから、なかなかそれが進んでいかないというのも事実でございます。しかし、基本的な考え方は今申し上げましたとおりでございますので、これからは引き続きそういう面で努力をしてまいらなければならないと思っております。

同時にまた、交付税との兼ね合いでのお話もございましたけれども、まずやめていい仕事もありますからそれはもうやめる。事務事業そのものをやめて補助金もやめるといふものもございいます。それから仕事は残すけれども地方の財源で今後やっていくというものもあるかと思ひます。そういうものにつきましては今後交付税等を通じて所要財源を地方財源として措置していかなければならないということもございまして、率直に申し上げまして一挙に成果が上がるといふことはなかなか難しい面がございまして、やはり毎年毎年地道な努力を続けていくことが必要であらう、このように思っております。

○栗村和夫君 意を決して自治省ひとつ頑張っていただいたい、こう思ひます。

そこで、質問の第三点に入りますが、これは都会の問題であるように見えて地方の重要な関心のある課題なんです。四全総と大都市周辺あるいは大都市内の農地の宅地並み課税、これを建設省が今打ち出している。今のところはアドバランに欠ける、こう思ひます。

一九六二年、昭和三十七年の全国総合開発計画、六九年、昭和四十四年の新全総、さらに七

年、昭和五十二年の三全総、全総あるいは新全総の時代はもう相当古い時代ですからこれを引き合に出すのも今は適当でありませぬから、三全総と今度の四全総のかかりですね。流れは地方定住圏構想であり、東京の一極集中を排して多極分散ですね。これは一つの戦略方針だと思いますね、国づくりの。それから、その戦略はどうあるべきか。大新聞が、例えば朝日新聞がいろいろそれに関する論文の募集をしたり、それから、それぞれの新聞、経済紙などがそのキャンペーンをどんどん展開してきまして。

この目標を西暦二〇〇〇年に向けて実現しようとしているとき、これを平易な言葉で言えどかと言ひますと、これ以上人も物も金も東京に流れるようにしちゃいかぬぞ。一々東京もうでしなれば許認可も受けられないとか、あるいはさっき言った補助事業も手にすることができない、こういう行政の体質なども改めていくべきで、竹下さんが一省庁一機関移動、こういうことを打ち出されましたね。私もそのときは県の町村会の役員をしておりまして、町村会を代表して、宮城県へ首都を移せというような懇談会のメンバーになつたりしてしまつて、はてな、こんなことをやっても空騒ぎかなと思ひながら取り組んできまして、もう全国が沸き立つたわけですね、一省庁一機関の移動で。これは緒についたということ、その成果のほどを総括するにはまだ早い、こう思ひます。

そういう中で、農地の宅地並み課税をすれば宅地の供給が促されて庶民の宅地は確保できるぞというのがある文句。耳ざわりな話で、僕はこれは逆だと思ひます。今いろんなところに論陣が張られてたり賛否両論が渦巻いておられますが、やっぱりこれは不動産業者のえじきになつていく、私はそう思ひます。もし農地の解放をするなら、それは地方公共団体なり自治体なり国なりが取得をして、将来緑地にするかと思ひ切つた都市改造の代替地に置くとか、それは農地法の改正が必要なんです、そういう視点に立つての農地解放の誘導ならいい

んですが、どうも宅地並み課税というのは私はうなずけない。それじゃますます一極集中が進むだけじゃないか、地方にいる者はそういう受けとめ方も宅地並み課税から連想しているわけですね。そこで私は、地域社会というのは大都市であらうが、これは学者の言葉でもなく、私自身が概念規定として考え出したことですが、自然と人間の合作だ、まずそこに自然があつて人が住みついて、そして地域社会が形成され、あるものは大都市になる。利根川があまり多摩川があり、東京湾があつて東京というのは成り立っている。だから、大都市の中あるいは周辺に生産緑地帯があるというのには非常に私はすばらしいことだと思ひます。ですから、そういう畑や農地を邪魔者扱いにするという発想が大体おかしい、都会の子供の目の届くところでどうやって米が栽培されて、どうして大根がとられていふのを見聞するだけでも非常な意味合いがある、こう思ひます。

したがって、それは単純ではありませぬが、やっぱり宅地並み課税はそういう意味では地方自治体、あるいは四全総の具体的な実践の手だてからしては適当でない、私はそう強く考えますが、この辺のところをどうお考えか、これはもしなでしたら大臣のお考えをひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(湯浅利夫君) 大臣の御答弁の前に私からちよつとお話をさせていただきたいと思ひます。

最近におきます我が国の状況を見ますと、御指摘のとおり東京一極集中という状態がかなり進んできているというのを踏まえまして、各種の全国の開拓計画におきましては、地方にどのような機能を分散するかという問題が常に問題になるわけでございます。四全総におきましてもこの点につきまして多極分散ということ掲げまして、東京の機能を地方に移せるものをできるだけ地方に分散していくという考え方でいろいろな施策を今政府としても考えているわけでございます。

そういう点を一方に持ちながらも、他方におきまして東京とかその他の大都市圏におきまして現状を見ますと、住宅の状況あるいはその他の都市環境というのを見てもいまますますと必ずしも現在で十分ではない、やはり今後ともそういう地域におきまして宅地開発なり都市再開発というものを推進していくという必要も他方にはあるのではないかと思ひます。こういう趣旨を踏まえまして、政府としては総合土地対策要綱というのを昨年六月に閣議決定いたしました。これでは全体の整合性をとりながら土地の問題につきましても種々の施策を総合的に実施していくことになつたわけでございます。

御案内のとおり、総合土地対策要綱の中には各種の都市機能を東京から分散していくというふうなことから、いろいろな宅地開発のための各種の施策を盛り込んだ非常に総合的な施策になつていふわけでございますけれども、この中の一環としていたしまして、今御指摘の三大都市圏におきまして特定地の市街化区域農地の問題につきましても触れていふわけでございます。市街化区域農地につきましましてはすべて宅地化するという考え方はこの考え方としてとつておりませんで、宅地化すべきものとそれから農地として保全すべきものを明確に区分いたしました。

そして、農地として保全すべきものはこれは農地としてきちんと保全していく、それから宅地化すべきものと決まつたものにつきましては、これは良質な宅地化が推進できるように、ただ放置しておきますといういろいろなスプロール化が進んでくると、あるいは宅地が細分化するといふような問題も出てまいりますので、そういうことにならないよういろいろな施策を講じながら宅地化を進めていくべきであらう、あるいは農地を持つておられる方々の生活の問題もあわせて考えていくといふようなことで、宅地化すべきものと農地を保全すべきものをきちつと分けて、そして計画的に宅地化すべきものはしていこう。こういう考え方で現在行われている宅地並み課税というものを

見直していくべきではないだろうか、こういう話になっていくわけでございます。この点につきましては、閣議で決められた問題でございますので、各省庁この方向に沿いまして、現在地地並み課税の問題につきましてそういう方向で今議論をし、できるだけ具体的なものとしてなるべく早い時期に成果を得たいということで、関係省庁と努力をしているところでございます。

○栗村和夫 わかりました。

ただ、これは答弁要りませんが、東京に一体どういう試みがあるかということ国会に上がってからちょっと調べてみましたら、東京都で東知事のころからなんだろうが、葛飾区に水元公園というのがありますね。これはその周辺の田んぼを公園、完全に整備されたんじゃないかと、さらにすばらしいものにして、こういうぐあいなんです。したがって、今の閣議決定もわかりましたけれども、私の質問の趣旨あるいは不安、こういうものも御理解いただいたと思いますから、公共用地にそれを引き当てるかということも含みながら農地の対応をひとつやっていただきたい。そしてその生きた教師が区立の水元公園、こういうふうに思っています。

第四点に入ります。これは警察庁の方ですが、ちょっとここで取り上げるのはちっちゃいかなと思つたんですが、しかし僕は本質的に非常に重要だと、こう思いましたので。俗に言うママポリス、婦人補導員、この制度、これは警察庁の直轄ではないんですが警視庁、道府県警本部で対応していることなんです。町長などをやっていますと、しよっちゅう署長その他の人と接触があります、警察というのは、申し上げるまでもなく法の番人です。第一線の法の番人ではあるが、それ以上によつて正義の味方ではないかぬです。

それからもう一つは、住む地域社会が平和で穏でトラブルなく健康で、こういうような地域社会の形成を目指す重要な役割を担っているわけ

です。ですから、刑事コロンボとか七人の刑事とか、古くは銭形平次とかというのがいつまでも受けるというのは、やっぱり勧善懲悪のドラマのストーリーに拍手を送る、それで留飲を下げる、こういうことなんです。警察というのは、まあ警察庁の、中央のことを言うんじゃないと、そうあるべきだと。そしてやっぱり警察の最も庶民に見える姿というのは警察署ですね。ですから、そういう中の婦人補導員というのは非常に地味な存在なんです。私は最初は、こういうのを配置しているかほどのことができるのかと、こう思っておりまして。婦人補導員の話を聞く、それから他に口外できない、例えば町長レベルで抑えておかないと、これはやっぱり非常に重要な機能をしてもらわなくちゃいかぬと、こういう認識になりました。したがって、ここで全国の頑張っている補導員のために取り上げておきたい、こういう結論に達したわけですが、青少年の非行防止というのは、例えば万引きをやるとか、たばこを吸うとか、ピンク遊びをやるとかいろいろありますが、これは何も今も昔も同じことで、青少年の非行化より非行老人、非行大人の方がむしろ問題なのかもしれないけれども、春秋に富む若者を本当に誤つた横道から正しい道に戻していく重要な仕事だと、こう思っています。

そこで、婦人補導員の、私が調べましたものでは九百九人となっている、データ見てわかつたんですが、その辺の全国の配置状況、それからこれを質、量ともに強化すべきだ、数をふやすべきだということが一つですね。そのためには、待遇のこととありますが、質というのは、これ取り締まりとか補導とか、こういう行政用語を使わなくちゃいかんのですね、それ以上に精神としては教育的観点からあるべきだと。私が幸いにも接した何人かの婦人補導員は、非常に感性が豊かで、音楽も絵も鑑賞するとか、なるほどこういう人だから補導の実際の役割を果たせてるんだと、こ

ういうふうに思いました。教育的観点から、これは警察としても認識をして、ひとつ非常にいい、立派なといいますか、俗に言えば教養高いといいますが、人柄も含めまますけれども。単に数だけではない、そういう意味の質、量の強化を図るべきだなど。

それからもう一つは、住民二万人に一人とかあるいは一万五千人以下はゼロとか、仮にですよ、どういふ基準になつていくかわかりませんけれども、これだけじゃだめなんですね。補導員の活動というのはマン・ツー・マンなんです。この子供を、栗村和夫という非行少年を立ち直らせるために一カ月もさして、家族も含めて話し合う、そういうことで効果が上がるということがありますね。そういうことを含めると、どんな規模のちっちゃな警察なんかでも、やっぱり一人ぐらい配置したらどうだろうか、この辺についてひとつ御見解と現状、それからこれからの方針、展望を伺いたいと思います。

○政府委員(森廣英一君) お答え申し上げます。

まず実態の面から申し上げますが、婦人補導員の数は現在時点におきまして全国で九百八十一人という数を数えております。採用の基準でございますけれども、都道府県によつて大卒程度あるいは高卒程度、その両方を資格にしているというような差はございますが、いずれにいたしましても少年の非行防止、健全育成に熱意のある方の中から選びまして、警察本部長がこれを任命するという制度をとつておるところでございます。

婦人補導員の身分は都道府県の一般職の公務員でございますが、そのうち常勤の方が八百九十二名、さらに非常勤の方が八十九名というようなことで、常勤と非常勤の別がございます。

それから、大変マン・ツー・マンで綿密な少年の補導をとお話でございます。さようにありたいと思つておられますが、現時点では全国の四百五十六の警察署にこれが配置になつておるところでございます。警察署の数全体で千二百四十五でございますので、六三%が未配置という

ことでございます。今後努力をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、婦人補導員の制度というものは昭和三十年に北海道におきまして初めて採用になりまして、その後、自然発生的と言つてちょっと語弊がございしますが、国が音頭をとらないで、各都道府県警察の方で非常に工夫を凝らしてこれを発展させてまいつてきております。例えば警察官の場合でございますと、都道府県ごとの定数とか階級制度とかいふものをすべて国の政令で決めておりますけれども、この婦人補導員につきましては、各府県におきましてそれぞれ独自に採用をする、あるいは名称につきましても婦人補導員とか少年補導員とか、全国で七種類ほどの名称もあるというようなことでございますが、しかし先生の今の御指摘のように大変活躍してくれております。

特に警察官は凶悪な少年の殺人事件等いろいろ犯罪少年になつてしまつてからこれを検挙したり取り締まるというだけでは大変せんないものがございます。やはりひとつ小さな少年で非行に落ちかかっているようなそういう段階で、こういった婦人補導員のような、これは捜査権限はございませんけれども、そういう非行の道に迷い込もうとするような早い段階で、比較的年少の少年をやさしく、婦人らしく補導していただきまして、大変大きな成果を上げておられるのは御指摘のとおりでございますので、今後ともこれの充実を図つてまいりたいと思つております。

なお、全国の婦人補導員につきましては、毎年全体の一割程度ずつぐらい中央に集めまして、警察庁におきまして研修を実施しております。私自身もいろいろお話を申し上げておるところでございますけれども、こういった全国の交流を通じて、あるいは東京の大学の心理学の先生等を講師に招いての講話を通じてその質の一層の向上を図つておられるところでございます。今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○栗村和夫君 ひとつ大いに頑張ってください。
じゃ最後ですが、これは事務的には関係者の方、そして締めくくりは大臣にお願いしますが、テーマとして挙げるなら国際平和と友好都市提携あるいは姉妹都市締結運動、これを大いに活用すべきだ、こういう観点の質問です。

私は十一月の中下旬にかけまして、社会党を代表してソ連とルーマニアに行く機会がありました。これはちょうど東欧が物すごく揺れ動いている真ん中ですから、個人的な多少は空気に触れてみたいという欲望もありました。ルーマニアのブカレストに行ったとき、たまたま国際部の人といろんな状況の話、貿易の話、こう出てきて、日本との交流の話、貿易の話、こう出てきて、はてなルーマニアという国は随分おっかない国だけれどもこういう交流もあるのかなと思いつながら、若干もう白けながら、そのときは黒海に面したコンスタンツァこの都市と横浜が姉妹都市、友好都市ですか、昭和五十二年に結んである、そういう紹介を非常に面白い話題として聞いたわけでした。

これからの国際友好運動というのは、二、三日前のマルタ島の会談じゃありませんが物すごい激動期に入っておりますが、ああいう国家間のトップの話、外務省間の折衝以上に、友好都市、姉妹都市の提携、締結、あるいは庶民レベルでの外国旅行、こういうものがどんどん友人を外国につくっていく。私は将来これが国際友好運動の、平和運動のやっばり底流になっていく、土台になっていく、こういう認識なんです。

したがって、どんな政治形態があるか、どんな国家権力の存在がというものは、三十年あるいは半世紀単位で見れば、ある意味では一過性のものだと、私はそういうふうに思います。民族や人類の運命というのは、とうとうとしてやっばり歴史の指し示す方向へ流れているわけですし、自治省としてこの平和友好都市ですか、こういうものについての取り組みと言ったらいんですか、こういう認識についてどうなのか、この辺は大臣から

ひとつ格調の高いお答えをいただいて、締めていただきますと思います。

それとも一つ。具体的には、自治省というのはちよつとかたい役所で、自治省の松浦さんいらつしやいます、私も講話を拝聴した時期がありましてね、久世さんとか。かたいことばかり言つて、余り金を使わないよう緊縮財政でいけよという話だけだった。最近では自治省の評価は高いんです。リーディングプロジェクト、それからまちづくり特別対策事業。まあ、あんまり口を出さない、この金使つてやれ、思い切つてやりなさい、おおむね半分は償還の方に埋めてやれと。これは物すごいやっばり人気でした。今自治省ももうこの自治省も脱皮しつづつありますから、大いに頑張つて、市町村の自主的な活動を叱咤激励していただきたいんですが、国際友好運動、村なんかも随分ありましてね、どの程度一体あるものか、政令都市ならちよつと別ですが、これは南北いかなる国あるいは六大陸、どんな国ともどこかで結んでいられる。これは驚異的なことだと、こう思います。その実態を簡潔にお話しいただいた後、例えばまちづくり特別対策事業やリーディングプロジェクトにこういうソフトな面を組み込む、一歩踏み込んだことをやっていただけないかどうか。これは陳情的な質問の締めくくりにさせていただきます。よろしくお願いします。

○政府委員(青尾長司君) それでは実態的なお話をまず私の方から御説明させていただきます。現在の市町村での国際友好都市の数でございますけれども、昭和三十年に始まりました市町村の姉妹都市提携でございますが、五十年代に入りまして大分活発になってきておりまして、平成元年四月一日現在で私も把握いたしておりますが、我が国の市町村で姉妹都市関係をつなぐおきには四百十九団体、二百八十四市区百二十二町十三村、こういうことになっておりまして、その相手国は四十カ国を超えておる、約四十カ国ぐらい、そういう状況でございます。非常に活発になってきておるということでございます。

それから、ただいまお話しございましたその支援措置の問題でございますが、委員お話しいただきましたように、私も二十一世紀へ向けまして重要な地域政策課題に取り組みむ地方公共団体の先導的な事業につきまして、リーディングプロジェクトと位置づけまして積極的な支援を行つてきております。この国際交流につきましても、その先導的な事業として取り組みがなされておる部分につきまして支援措置を講じてまいつたわけでございます。

この支援措置でございますが、制度が発足しまして四年を経過いたしておるわけでございまして、地方公共団体の国際交流への取り組みというものは、今申し上げましたように非常に定着をしましてまいつてきております。今年行つております自ら考え自ら行う地域づくり事業の中でも、皆さん方相当にお取り組みをいただいておりますのでございます。そういったこともございまして、そういうフォローアップということも含めまして、平成二年度以降は、今回創設を検討していただいた中で取り組みまして、引き続き積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。
○国務大臣(渡部恒三君) ただいま政府委員から具体的にお答えをいたしましたけれども、地方自治体の国際交流は世界平和のために大変重要なものであると認識しております。まさに先生の考えとこれも同感でありまして、今お話しのように、地方自治体四百以上、四十カ国を超える国々の自治体との姉妹都市、活発に最近行われております。

また私、先般茨城県の水海道市に行きまして、ふるさと創生のソフト事業の一環として中学校の生徒たちがオーストラリアに行つてきて非常に親睦を深めてきた話を直接聞きまして、これはすばらしいことだな、やはりこれから地方自治体は、

先ほど先生御指摘の過疎過密の問題とか、そういうものを考えても、国際化、情報化を進めていくことが若者たちの魅力ある定住にもなっていくこととあり、しかもこれが世界平和に役立つこととある。今や地方自治体の国際交流を積極的に進めていくことは、二十一世紀の未来に我が国の平和、また地域社会の繁栄、このために極めて重要なことだと認識し、今答弁がございましたように、今度新しく要求していくふるさと創生のソフト事業でも、この国際化や情報化の面で積極的に全国の市町村の皆さん方が取り組んでいただくことを祈願をいたしておるわけでございます。

○栗村和夫君 どうもありがとうございます。ひとつ御健闘をお祈りして、期待をして終わります。

○岩本久人君 私は去る七月の参議院選挙におきまして初めてこの院に議席を得、皆様方の御理解でこの地方行政委員会の委員となることとなりました。竹下登元総理と同じ島根選挙区出身の岩本久人でございます。委員の皆さん、どうぞよろしくお願いします。また、渡部自治大臣初め執行部の皆さん、どうぞよろしく申し上げます。

第百十六回臨時国会も早いもので二カ月以上がたちました。私は、この委員会に所属させていただいたということで、それなりにいろいろなことについて御質問したいと思つておりましたが、今回のこの国会の位置づけがいわゆる消費税国会ということもありまして、延び延びになって、ようやくきょうこの日が来たということで、いろいろ申し上げたいことがあるんですけれども、簡潔に数点についてお伺いをしていきたいと思つています。

その第一は、渡部自治大臣の所信表明というもののについての私の意見を申し上げてみたいと思はれておりました。渡部自治大臣は、御案内のように、私から見れば大変個性のある、また幅広い支持者を得、豊かな人生経験も持つておられるということで、地方行政にも大変造詣が深いということ、きょうの所信表明も一生懸命聞いておつ

たんですが、実は私自身どうしても記録をしなればならないというものに触れることができなくて、やはり能あるタカは何かということなのかと思つて、今後も御指導いただきたいと思ひます。

そこで、渡部自治大臣にまず二つほどどうして地元島根県を代表して聞いておかなければならないかがあります。私は現在、県都松江市に住んでおるわけですが、去る十月九日に自治大臣は松江市においでになりました。そして、県民会館の大ホールに二千人以上の人を集めてすばらしい演説をなさいました。もちろんできたら私も聞きたいと思つたんですが、入り口のところで入れてもらえなくて残念だったんですが、そのときに参加した何十人の方からそのときの大臣の演説を聞きまして。本当かいね、そんなこと大臣言われたかということ心配いたしました。後から熱烈な支持者の方からテープを聞かしてもらったら、やはり間違ひなくそういうことを言つておられるということで、松江の十四万市民を初め島根県全体が大変心配をしておりますので、まず最初にそのことについてお伺いをしたいと思います。

マスコミの報道等によりまして、渡部自治大臣はこの二千人の一生懸命聞いておる人を前にしてこう言つておられるわけですね。「竹下さんが出ている松江は自分の古里・会津若松に次いで日本で二番目に好きな街だ。でも、もし市民の皆さんが選挙を誤つたら、日本で一番嫌いな街になるかもしれない。」と言われたんです。これが単に一政治家、一衆議院議員という立場ならいざ知らず、時の現職の自治大臣が、しかも国家公安委員長を兼ねておられる方があのすばらしい口調で明確に言い切られるということになると、これは大変だとみんなが心配したんです。そして、その選挙を誤つたか誤らないかということについては、その次の日曜日の十五日に出ました。大臣には大変申しわけないんですが、大臣からすれば誤った結果が出たわけでありまして。

そこで、渡部自治大臣にお伺ひしたんですが、

あなたにとつて島根県は、あるいは私の地元の松江市は日本で今でも一番嫌いな町でしょうか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 私、小学生のころ、小泉八雲の、松江の六道湖の橋を朝早くけたをはいてみんなが歩く、あの場面が今でも浮かんできるのでありますけれども、島根県も松江市も大変好きな県であり好きな市でございます。

○岩本久人君 どうもちょっと答弁になってないと思うんです。ということは、あのときはどういう気持ちでそのようなことを言われたんでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 選挙のときはこれお互いさまでございまして、やはり自分の応援する候補者を当選させたいために精いっぱいのことを申し上げるのはお互いさまであると存じます。

○岩本久人君 お互いさまであつてもそこにはおのずと守らなければならない節度、限界というものが私はあるんじゃないかと思ひます。殊に渡部自治大臣の場合は、自治大臣という肩書そのものが持つ意味は、大臣あなた自身が思われるよりか地方の自治体にとってはそれはとてもとても大きな位置づけなんです。大変な任務を担つておられるということなんです。そのことをもう少し心してもらわないと私たちは非常に残念であります。

加えて国家公安委員長という立場があり、大臣がどのような任務で行かれたにしても、国家公安委員長という立場があれば当該県警本部長以下全然関係ないということにもならないし、それなりの対応をされているというのが事実でしょう。その人が選挙のときはお互いさまというふうなことで、聞く方にしてみれば、オーバーに言えば、いわば脅迫に聞こえるようなことを言われるというふうなことはないか、こう思うんです。

それで私は、この際警察庁に聞きたいんですが、国家公安委員長というその肩書が持つ任務と権限

は一体どういうことになるんでしょうか、それをまず聞きたい。

○政府委員(浅野信二郎君) 国家公安委員会は、警察法第五条の規定に基づきまして、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識等に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことを任務としております。

政にこの任務を遂行するために、ただいま申しました五条二項に限る事項について警察庁を管理いたします。また法令の規定によりその権限に属せられた事務につきましては、警察庁の補佐を受け、みづからつかさどる権限を有しております。国家公安委員長は、この国家公務員会の委員長として会務を総理いたしまして、また国家公安委員会を代表するということになっております。

○岩本久人君 というところでございまして、警察庁を管理、統轄するというその責任、社会的役割、これはとても大きい問題です。しかし法的に詰めていくと、厳密には国務大臣になつていないところ、それが即法律違反にはならないというところのようです。ということになれば、国家公安委員長というような重大な任務を国務大臣でなければいけないというふうな規定がある現在の法律というものがいかなるものかということについて少なからぬ疑問を持つものです。

この点についてはまた、今後の私自身の勉強課題にしたいと思ひますが、ぜひとも渡部大臣には、あのときは選挙のさなかでもあつたのでお互いさまのうちの一つであつたことを言つたけれども、今は松江はとても好きだ、こういうことですけれども、それをもう一回確認しておきます。

○国務大臣(渡部恒三君) 政治を行う人がみづからの信念、哲学、志を同じくする人であることを願うのは政治家として当然でございまして、松江市の市長選挙については、私は私の政治家としての信念を申し上げなければ、しかし、結果として選挙民の皆さんが御判断されれば、これは選挙は選挙民の皆さんが御判断されたことが神様の審判のようなものでございまして、松

江市や島根県に対する私の気持ちが変わるものではないと思ひます。

○岩本久人君 ありがとうございます。

それでは本題に入りたいと思つておりますが、地方交付税法の一部を改正する法律案でこれに関連をして二、三質問をいたしたいと思つております。

去る二日に自治省が発表されたラスパイレス指数の問題であります。これは約二十五年ぐらい前から自治省が特に国家公務員給与と地方公務員の給与を比較するときに採用されたということで、全国的にこのラスパイレスという数字が今やかなり定着をしてきたこととありまして、さきの発表を見ますと、ラスパイレスが一一〇以上の地方自治団体、これが昭和四十九年の七百九十三団体から昭和六十三年には五十六団体まで減少してきたというふうな言われておりますが、この数字は合つておりますか。

○政府委員(滝実君) そのとおりでございまして。○岩本久人君 反対に一一〇以下のところですね、低いところ、これは昭和四十九年に比べて六十三年度で七百三十四団体増加をして、今では実に二千五百五十五団体になつていふふうになつておりますが、これも合つておりますか。

○政府委員(滝実君) そのとおりでございまして。○岩本久人君 そうであるならば、ラスパイレス指数というふうなものを使得て全国民にアピールをしていふようなことをやつてこられたと。その趣旨からいけば、自治省の立場として一一〇以下の団体については公平な行政指導をするという観点からいえば当然に引き上げるための努力を怠つてはならない、このように私は思ひます。

そのことと同時に、現在全国的に景気が非常によろしいということがあつて地方にはなかなか優秀な人材が帰つてこない、とどまらないうという現状があるんです。こうしたさまざまな要因、その中には自治省の圧力もありまして、によつて賃金がかかり低く据え置かれたということもあつたわけでありまして、優秀な人材を確保するという点

で支障を来しているのではないかと、ということについて、その二点についての自治省の見解を賜りたいと思っております。

○政府委員(滝実君) ただいま二点お話があったわけですが、その第一はラスパイルス指数一〇〇以下の団体についての引き上げの問題だと思っております。

これにつきましては、もともとこの数年間給与を適正水準にするということで行政指導という立場から地方団体にそれなりの呼びかけをいたしてきたわけですが、基本はやはり高い給与水準の団体が、これはすべてじゃありませんで、ごく一部の団体でございまして、高い給与水準の団体があつたと。これに対する世間の批判というものが非常に厳しいものがある、こういう観点から特に高い団体につきまして、この適正水準という立場からの呼びかけをしてきたわけですが、そういう意味でこの一〇〇を割る団体についてはそういうような立場からの指導というふうな段階には至っていないということ、専らそういう適正水準にする、こういう立場からの呼びかけをしてきたというのがその背景でございまして、この点の御了解を賜りたいと思っております。

それから、二番目にお話のございました人材確保の問題、おっしゃるとおりこれは大事な問題かと存じます。そういう中で、特にこの一、二年、民間企業における景気動向を踏まえ、あるいはそれに對するいわば応募者があてている、こういうようなこともございまして、地方公務員の場合の人材確保に非常に難しさがあてられているんじゃないか、こういう御指摘でございまして。

私は、そういう面が多分にあるかと思っております。それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、しかしおかげさまでその一方では地方公務員に対する人気と申しますか、そういうものはやはり依然として高いものが現在段階ではございまして、片やそういう心配がある面と、それから引き続き高い人気に支えられているという面があるう

かと思っております。これはその職種あるいは地域、こういう点においてもかなりのばらつきが実はあるかと思っております。一般的に申しますと、一般行政職部門ではかなり人気が高うございまして、ごく一部の団体におきましては多少応募者が減りぎみの団体があるというところを承知いたしておるのでございましてけれども、反面では一般行政職に対する人気もまだかなりのものだ、こういうことがあろうかと思っております。

ただ、いわば技術系となりますと、これは民間でも採用困難な事態が報道されておりますように、かなり難しい面が出てきていることは私どももそれなりに承知をいたしておるのでございましてけれども、いずれにいたしましてもこの人材確保の問題は、おっしゃるようにならざるを得ない問題でございます。給与面のみならずその他全般の問題からいたしましても地方団体自身を取り残されておりますし、私どももそういう観点からの配慮は今後とも努力をしてみたい、こういうふうな考えております。

○岩本久人君 いわゆるラスパイルス指数とは何か、自治省はそれを何のために採用したか、さっきの答で若干それが出ておりますが、明確に答弁もらうためにもう一度聞きますが、公表されるのに、都道府県と政令都市と、それから他の自治体では上位二十位までしか出されませんが、それはなぜそういうことをされるんですか。本来なら全部出さなきゃいけません、どんな低いところも公表を。その点について。

○政府委員(滝実君) これは専ら便宜上の問題と申しますか、三千幾つも公表するのはなかなか大変であるという専らそういう物理上の問題と申しますか、そういうことに尽きると私は理解をいたしております。

○岩本久人君 それは間違いなく詭弁ですよ。公表の仕方を工夫すればどうでもなりますよ。だから、その点は今言われたことだけが理由だったらずいとも改善してください。特にお願いします。それで、今までの答弁で、いずれにしてもラス

パイルス指数というものを自治省があえて採用して全国民にアピールする。それは間違いなく地方自治体の賃金を抑えるという意図があることは明々白々であります。しかし、適正化ということであるならば、私が先ほど言いましたように一〇〇以下のところを引き上げるといふことについて、もともとと大きなエネルギーを、努力を積み重ねる必要が当然私はあると思うんですが、その点についてはどのように思われますか。

○政府委員(滝実君) これは先生もこの問題に関して専門家でいらっしゃるから私の方からあえて申し上げるのはいかゞだろうかと思うのでございましてけれども、もともといわば地方公務員の給与というのは三つほどの基準があるかと思うのでございまして。国家公務員基準でありますとか地域の民間給与の動向に準拠するとか、あるいは地域の生計費を考慮するとか、こういういろいろなものがございまして、そういう中で適正な水準にお決めいただく、こういう原則があるわけでございます。

そういう中でこういう問題が決まってくわけでございますけれども、やはり最初申しましたように、何と申しましたもこの数年間の問題を取り上げて言えば一部の団体における高い給与水準、これに対する批判が強かった、これに対して適正水準を守るようにと、こういうような呼びかけをしてまいったというのが経緯でございまして、その点の御理解を賜りたいと思うのでござい

○岩本久人君 いや、今のは全然答弁になってないんですよ。また言うとなあとも理屈言われるから時間ばかりたつので、いずれにしても私の言う趣旨はわかったでしょう。

それで、もし私が言う趣旨に全面的に賛同できないというようなことがいささかでもあるんなら、せめて法律で決まっているそれぞれの自治体で労使で決めた賃金決定という事実に対して、自治省として不当に介入して抑えるというふうなことは当然やめなければならぬというふうに思

ますが、その点についての基本的な見解を一言だけお願いします。

○政府委員(滝実君) これは先生のおっしゃることとはそれなりに理解できる面が多いと思うんですが、申すまでもなく地方団体における労使間でそれなりの話し合いをされて決まってくる面が多うございまして、そういう意味ではその決定プロセスというものには当然尊重されるべきものだと思いますけれども、片や全国の動向がこうだとか、そういう意味での技術的な助言であるとか、あるいは適正な水準に何とかお願いをしたいという、そういう呼びかけはそれなりに必要な面が少なくとも今までの段階ではあつたということを申し上げておきたいと思っております。

○岩本久人君 今あなたは、そうも言っても自治省として技術的な助言等と言われますが、そんな技術的な助言をしてもならなくとも、各自治体は十分勉強しておりますからそんな要らぬことを言ってもらわなくても大丈夫ですから、今後一切やめてもらうようによろしく願いたいと思

○政府委員(滝実君) 先生のおっしゃるようなこと、いいですか、その点。そういうことは心配無用ということであれば、私どももそういう心配無用であるということをお断り待を申し上げたいと思っております。

○岩本久人君 次にいきます。

ここに提案になっております交付税法の一部改正の法律案についてであります。これはその基本的な原因は、六十一年度より追加財政需要額を据え置きにできたというところに一番大きな問題があるんです。本来なら田中内閣時代から横行になっていたように、当然、給与改善費というものを計上しておればこのようなことにならぬ。今回のようなわずかと申すてはなんです。これだけの予算措置をするために、自治省の関係の皆さんを含めて、莫大なエネルギーを使つてこれだけの法律案をつくつて出して、衆参通していかな

ればならない、こういうことになるわけなんです。だから、そういった意味からも今後は当初予算に給与改善費を当然計上された方がいいと思うんですが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(持水健民君) 現在は御案内のように給与改善費という形ではなくして、そういった問題も含めて追加財政需要ということで計上させていただいているわけでございます。確かに、それがもっと多ければこの法案は必要なかったんじゃないかという御指摘はそのとおりだと思います。ただ、人事院勧告というのはやはり夏に出るものから、年度の当初からどの程度のペアがあるかということを見込むのは非常に困難な面がございます。そういった面では、確かに、最初に最初予定した額では足りない、そこでこういう法案をお願いしている、こういう次第でございます。

まあ今後の問題といたしましては、今現実にとしの場合にはこういうことが起こりましたので、来年度以降につきましては、こういうことになったということも踏まえまして、来年度の地方財政対策を講ずる際に十分検討してまいりたいと思っております。

○岩本久人君 当初の段階で今年度のペアを見込むことは困難だと言われるが、そんなことはないでしよう、本当は。だから、その点その見通す能力は十分お持ちなわけだから、自治省は。その辺を含めてよろしくお願いいたします。

次に、この法案では四百八十一億円をそれぞれの自治体で経費節減をして負担をせよ、こういうことになっておるんですが、税収の伸びがかなり見込めるところならどうかなるでありましよう。しかし、自治体の大半はやっぱりいっぱい合算で、年度末になればお互いが予算の取り合いのことをするというふうな実態の中で、しかも今の段階からいって二ヵ月か三ヵ月だということの中で、この四百八十一億円というものを節減せよということとはかなり無理があると思うんで

すよ。その点についてどのように思われるか。もしそれが可能だと見通しておるのなら、当初のいわゆる地方財政計画というものに欠陥があったということになるんじゃないかと思うんですが、その点についての見解をお伺いいたします。

○政府委員(持水健民君) 御指摘のように、四百八十一億の節約ということをご予定しているわけでございます。これは従来からこういう取り扱いはしてきておりまして、今回も従来と同じ扱いをしていくわけでございますが、確かに、税収の問題といえましょうか、例えば規模の小さい町村等の場合にどうかという問題もあるかと思ひます。そういうこともございまして、節約を算定するに当たりましては、例えば直接住民生活にかかわるような、あるいはいわゆる現場行政的なかかわり、あるいは、民生関係とか教育関係とか、あるいは衛生関係とか、そういうものは節約の対象外としておりますし、同時にまた、国は七割の節約でございまして、県は七割でございまして、市町村につきましては四割強というふうなことで、節約の率についても市町村については特に配慮をいたしているようなわけでございまして、これまでの毎年やっております例からいまして、まあ何とか対応をお願いできるんじゃないかなうか、このように考えております。

それから、だとすれば当初の計画が甘かったんじゃないかという御指摘でございますけれども、当初も確かにそういう御指摘でございますけれども、ながら計画の算定はいたしておるわけでございまして、先ほども申しましたように、人事院勧告あるいは人事委員会勧告を受けて、給与改定を行う際にはなるだけ節約、効率化というものもさらに努力をしていただくということも、国民の皆さんの御理解を得ながら給与改定を円滑に進めるという面からいまして必要なことではなかろうか、そういう考え方で対応しているわけでございます。各地方団体におかれまして

はそういったことで御努力をお願いし、期待を申し上げているということでございます。

○岩本久人君 時間がありませんので次へ進ませていただきますが、渡部自治大臣は、ふるさと創生一兆円構想というものを発表しておられます。この内容は具体的にどういふものか。また、これは例の竹下総理の一億円の問題もそうであったんですが、私はこうしたいことはいわゆる交付税というものを国の補助金化するものというふうに思ひまして、これは地方交付税法に違反するんじゃないか、こう思うんですが、そのことについて伺いをしたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) 決してそのようなことはございせん。また、竹下内閣の時代に全国の市町村に一億円ずつ差し上げて、自ら考え自ら行う地域づくりということで、全国の市町村の皆さん方が非常に将来に夢と希望を持ち、またみずから町や村の歴史を振り返り、今それぞれがそれぞれの町づくり、村づくりの構想を行っております。

ただ、これはいわば竹下内閣時代に種がまかれ、それが今全国の町村に芽を吹き出そうと、こうしておる状態でありまして、このまま放置しておけばそこで芽が枯れてしまふおそれがある。やはり肥やしをやり、水を上げ、これに花咲かせなければならぬ、こういう考えから私は平成二年度にソフト事業で三千億、ハード事業で二千万、その他現在あるいろいろな仕組みの中でぜひ一兆円を超す規模でこのふるさと創生事業に花咲かせ、実らせる。

先ほどからもお話がありましたけれども、今日の日本の国全体は国民の皆さんが一生懸命働いて、国際社会から見れば大変豊かになっておるのではありませんけれども、残念ながらそれぞれの地域に住む人たちは、地方の農山村の人たちは過疎に悩み、大都会に住む人は交通渋滞やあるいは地価の暴騰によってマイホームの夢が持たない、こういうような悩みを解決していくために、ふるさと創生事業を積極的にさらに進めてまいりたいと思ひます。

ので、御協力を賜りたいと思ひます。

○岩本久人君 質問をしておいて簡単にと言うのは大変失礼なこと、かつ矛盾するかわかりませんが、御協力をお願いいたします。

それで、今の一兆円構想は渡部自治大臣は、新聞報道によれば十一月七日に和歌山で発表されている、こうあるんですね。しかし、この問題は国会にももちろんまだ出てない。自治省がこう考えておる、それを自治大臣が発表した。そういうことは、厳密に言えば国会の審議権軽視になるんじゃないか。あるいはまた、それが、例えば自民党のお金とか個人のお金ならいいですよ、そうじゃないわけですから。そういうようなことも含めて考えてみた場合に、やはりそれなりの事前の手續等を踏まえる必要があるという意見を持っております。それと同時に、大臣があつち行き、こつち行つてそういうことを言われるというようなことは選挙運動目当てではないか、このような批判もあるわけですが、その点について一言ほどでお願いします。

○国務大臣(渡部恒三君) 今日、政党政治、政党内閣でありますから、私は海部内閣の閣僚の一員として、また自治省を所管する大臣として私の考えを申し述べ、これらを事務当局に努力をしていただき、今後の予算編成作業を通じてこれを實現し、さらに国会の場で先生方の御審議を賜るものが、これが民主主義である、こういうふうに考えております。

○岩本久人君 次にいきます。

大蔵省は今年度の補正予算で一兆五千億繰り上げ返済をするということを言っておるようでありま。そんなゆとりがあるのならこれは当然地方公共団体にすべて交付すべき問題だ、地方財政法に基づいて自治体間の財政調整を保障するように、その意味で使うべきだ、こう思うんですが、その点についての見解を伺っておきます。

○政府委員(持水健民君) 大蔵省がそういうことを言っておるという新聞を私も拝見しまして驚いたわけでございますけれども、私も私としてそう

いう方針をまだ固めておるわけではございません。今の点でございますが、これどう扱うかということにつきましては、一つはまさに今御審議いただいております法案によりまして給与改定財源にも使わなくてはならない、あるいはそのほかにもあるいはあるんじゃないかなというところも考えられます。そういった財政需要の面を全般的に見ながら地方団体に今年度どの程度財源措置をする必要があるかということを考えていく必要がある。

一方で、大蔵省は借金の返済ということをやっておりますが、借金があるのもこれは事実でございますから、いずれは返さなくちゃならないというところはまた否定できないわけでございます。そういった意味で借金を返すといましようか、地方財政の健全化に使う金とことし地方団体に必要な金と、きちんと整理をして最終的に固めてまいりたい、こう考えております。

○岩本久人君 そのことは事前に相談があったわけですか、大蔵省から。

○政府委員(持永義民君) 大蔵省からは全部返すとか返さないとかいうことについては相談はございません。

○岩本久人君 時間がありませんので、次に竹島の問題について伺いたいと思います。

この問題は、島根県隠岐郡五箇村に位置するというところで、ずっと以前から、神代の時代から私たち県民は固有の領土だということで頑張ってきたところでありますが、最近御案内のように韓国警備艇による拿捕事件とかいろいろなことがありましてまた大変クローズアップされているんですが、現時点における外務省としての竹島の領土権についての今日の位置づけはどうなっているか伺いたします。

○説明員(鈴木勝也君) お答え申し上げます。

竹島の領土的な帰属につきましては、従来から政府が繰り返し御答弁申し上げてきておりますように、歴史的な事実にも照らしても、国際法上も我

が固有の領土であるというところは疑いのないところである、こういう立場でございます。

○岩本久人君 不法に占拠されている、こういう立場だと、こういうことですね。

○説明員(鈴木勝也君) そのとおりでございます。

○岩本久人君 それでは、竹島問題に関する過去の紛争の経緯と、それから韓国側が領土権や漁業権についてどのようなことを言っており、それを我が国としてはどのように理解しているかということについて、できたら簡単にお願いしたいんですが。

○説明員(鈴木勝也君) 竹島の領有権問題が表面化したしてまいりましたのは昭和二十七年のことでございます。平和条約が発効いたしました直後ごろでございますけれども、先生御承知のとおり、当時の李承晩大統領がいわゆる李承晩ラインなるものを設定いたしました、その線の内側、すなわち韓国に近い側に竹島が入るような線引きをいたしました。これに対しては当然のことながら我が国として直ちに抗議をいたしました。以来両国間のやりとりというものが続いておりますが、昭和四十年の日韓正常化の際に、この竹島の問題につきましても、紛争の平和的解決に関する交換公文というものが結ばれておりまして、現在の我が国の立場といたしましては、この問題はあくまでも平和的に解決するという観点から、この交換公文ののちとつて話し合うべき問題と、かように心得ております。

○岩本久人君 十一月十五日に日本漁船がこの水域で韓国警備艇に拿捕されたということがあるんですが、そのときの状況と対応についてお伺いたします。

○説明員(鈴木勝也君) ただいま御指摘のございました漁船は、第六十六大古丸、これはええ縄・カニか漁船でございますが、御指摘のとおり、十一月の十五日に竹島の領海内で韓国の警備艇に拿捕されまして、韓国の東側にございます豊湖という港へ連行されたという経緯がございます。

これにつきましては、在韓国日本大使館からの連絡を受けまして、直ちに韓国側に、直ちに釈放しろというところで申し入れを行いまして、これが功を奏しまして、十六日には釈放というか解放されたて我が国に戻ってくる、こういうことになったわけでございます。

○岩本久人君 つまりそれは、韓国側が主張する竹島周辺は韓国側の領土だということについて、日本側から見れば、いやそうじゃない、そこは日本の領土の中だということの主張をしたらそれが通ったと、こういうふうな受けとめていいわけですか。

○説明員(鈴木勝也君) 当然のことながら、我が方から漁船を解放しようという申し入れをした際には、我が国の竹島に関する領土権の立場というものは明確にした上でやったわけでございますけれども、御承知のとおり、日韓間ではこれは長年にわたって応酬の行われている問題でございます。まして、先方には先方の立場がある、こちらにはこちらの立場がある、両方の立場をこの漁船の問題で害するということがないように、とにかくまず漁船は解放して、こういう申し入れをいたしましたのに対して先方は応じてきたと、こういうことでございます。

○岩本久人君 簡単にいかぬと思うんですが、竹島は我が国の領域内だと、こういうことが通ってということならば、竹島の現在韓国の警備艇が十人程度常駐しているというのものも、どうぞ御遠慮ください、お引き取りくださいということが言えるわけなんですか。ところがそれをなかなか言えないということでしょう、現実には。

○説明員(鈴木勝也君) 竹島が不法占拠されております、具体的には警備員が常駐する、それからいろいろな施設が構築されている、この事実に対しては、政府といたしましても非常にこれを重視いたしまして、ほぼ毎年、外交チャネルを通じて施設の撤去、警備員の退去につきまして、厳重に申し入れ、抗議をいたしております。○岩本久人君 我が外務省としても、毎年のよう

に一生懸命やっておると言われますが、私も一生懸命調べてみましたが、その一生懸命というのが本当の一生懸命かどうか大変疑問なんです。それで、その一つの証拠といつてはなんですか、毎年外務省が出している外交青書というのがありますね。これを過去十年間見ましたら、今から十年前から二年前までこう書いてあるんです。「わが国は、韓国による竹島不法占拠に対し、従来から繰り返し抗議してきており、何年何月にも、同年九月に行われた海上保安庁巡視船の調査結果に基づき、竹島における韓国側各種建造物の設置及び官憲の滞在につき抗議し、これらの撤去を求める口上書を發出した。」と。これが今から十年前から二年前まで、全くその何年何月だけ書きかえて、同じような文章がずっと書いてあるだけです。こんなおざなりな文章ですよ。そして、昨年度と今年度、一九八八年度と一九八九年度には、その記述も全く消えておるんです。これは一体どういうことなんですか。

○説明員(鈴木勝也君) 毎年の外交青書における竹島関係の記述がおざなりだという御指摘でございます。私も謙虚に受けとめさせていただきます。これは私どもも謙虚に受けとめさせていただきます。領土権の問題につきましては、同じ主張を繰り返して行っていくということもまたこれ大事なことだろうと存じます。

それから、先ほど御指摘のございました、最近の外交青書ではその記述さえ消えているということでございます。私も外交青書を編集するに当たっては、必ずしも法的な観点だけから対処しているわけではございませんので、基本的にはその年度に起こった主要な外交上の出来事につきましてトピカルなものを優先して書くということになっていくわけでございます。外交青書の記述がなくなったということは領土権の主張とは何ら関係ないことであるということでは申し上げられと思います。

○岩本久人君 ただ、あなたが今言われたことが、あなたがまじめに本気で言っておるんなら、

けでございませう。

したがいます、確かに今お話しございましたように一度不起訴にはなりませんでしたけれども、さらにまた去年の十一月に住民の方々から告発が出てまいっております、また刑事事件という形になっております。同時に、今お話しございました異議の申し立てもございまして、そういった問題については検察当局あるいは町の当局がさらに内容をききつと事実関係を確認といひますか、解明されていくものだろう、このように思っております、私どももいたしまして、なるだけ早くその状況がわかり次第、県の地方課の方で調べていただいて報告をしていただくようお願いをしております。

○国務大臣(渡辺恒三君) たいま財政局長から御答弁申し上げましたように、大変残念なことではございますので、二度とこのようなことの起こらないように指導、助言をしてまいりたいと存じます。

○委員長(渡辺四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後一時二分開会

○委員長(渡辺四郎君) たいまから地方行政委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、日下部権代子君が委員を辞任され、その補欠として篠崎年子君が選任されました。

○委員長(渡辺四郎君) 休憩前に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○常松寛安君 大臣、お久しぶりでございませう。寒さに向かうところでございまして、どうか風邪を召されぬように、三千三百団体の長でございませうから御社健でありますことをまず心より申し上げます。

げたいと思ひます。

さて、先ほど大臣は、所信と申しますか、おあいさつと申しますか、述べられました、筋として私大々大不満がございませう。一応私も六年間これから続けて自治省にお世話になる委員の一人として、私は私なりの理想と申しますか考え方を披露したい。お聞きください。

まず一つは、人間の顔が見える行政を、これを一番に掲げます。第二番目には、地域に、生活者に付加価値を求める行政を。第三番目に、時代の変化に対応できるスピードの行政改革をと。これを基準にして一生懸命勉強させていただきます、大なる声を皆さんにお伝えを申し上げたいと存じております。

しかし、せんだつても所管大臣として尊敬する大臣に、信頼できるとして心してお訴えいたした。消防庁には救急隊はもうなくなつたんです。私は、何が不満ですか、非常に私情が絡まつているとおしかりを受けることを覚悟の上でお訴えいたします。今大変なんです。くどくどは申しません。十三秒に一回は全国どこかの街角で、村で、急病人を救急隊が運んでいられるんです。その中において、けがをなされた方よりも救急隊員の名誉にかけて、なぜ救急隊の、今大変な中を時代の要求を受けてやっているとが、あいつになつたんだらうか。この一言があつたら第一線に立つて生と死に直面している救急隊の皆さんがどれほどか……。

そして大臣、一番今怖いのは何でしょうか。エイズなんです。B型肝炎なんです。けがをされた人をいれたためにB型肝炎に隊員がもしも一名でもなつたら大変なことになるんですよ。そういう趣旨について、私がこの問題で熱を上げていられるわけ、言うわけ、ございませう。名もない、安いの給料で、人の命ということ、真剣に取り組んでいらつしやるそういう隊員、今求められている時代の、二百二十万件出動しているその救急隊員のことも重要であるという一言が大臣の、あいつの中にいれたらどれだけ、言葉でいいんです、予

算をつけてくれと言つてるんじゃないんです。私はそういうことで非常に、大臣の言われることをお聞きしたんです。六項目言われました。消防のことをおっしゃいました。消防の火の問題、それも大事です。しかし、現実問題としてのことが、ああ心温かき、人間性あふれる大臣だつたと信頼し、御尊敬申し上げていますが、抜けておりまして、ここであ、答弁など失礼なことを言ひません。どうかひとつ心の片隅で結構でございますから、救急隊員のことも所管の大臣としてはどうか存念していただきますことを要望申し上げます。

次いで質問に入ります。

昨日でございませう、新行革審の小委員会の報告が上がつてきたようにお聞きいたしております。これに対して大臣の御所見をまずお伺ひしたい。

○政府委員(森繁一君) 今お話しございましたように、昨日新行革審の国と地方の関係等に関する小委員会の報告がまとまりました。今後、本審議会でそれが議論が重ねられまして、大体のめどとしましては、今月の二十日ごろには本審議会からの答申がなされるやに承つております。

その内容でございませうけれども、御承知のように国と地方の関係にしまして全般的に議論が重ねられまして、幾つかの問題点が投げかけられておるわけでございます。大きく分けまして、一つは地方行政に関する部分と、一つは地方財政に関する部分があるかと思ひますが、地方行政に関する部分で特に申し上げなければいけません。これは、権限の移譲につきまして格段の努力が払われておるといふことだと思ひます。これまで、地方制度調査会等を含めまして、たびたび権限移譲につきましての答申があつたわけでございますが、ただ地方の側から申し上げますと、必ずしも十分でなかつた、こういうふうな感じがございませう。それを背景に置まして、その小委員会では権限移譲をさらに積極的に進めよう、また具体的項目を挙げまして、こういう項目は権限移譲し

なさい、こういう答申をいただいておりますわけでございます。

そのほか、例えば広域行政に対処いたしますために、新しく都道府県連合なり市町村連合なり、こういう制度というものの検討すべきである。このほか地方行政にしまして、各級の御提言をちよだいしておるところでございませう。また、他方、地方財政の方につきましても、地方財政の健全化という観点から幾多の提言がなされておりました、これも私どもが従来まで認識しておりました方向とは同じ方向の立論がなされておりました、こういうこの小委員会の答申をいただきます、今後私ども本審議会の答申を待ちまして、さらに具体的に検討を重ねていきたい、こういうふうな思つておるわけでございます。

○常松寛安君 今御答弁ございましたが、先ほど私、三本に分けての自分の考えを申し上げました。すなわち、スピードの行政改革でございませう。この問題を提起されてかれこれ、小委員会は別でございませう、こういうふうな問題提起をされてかれこれ十年も近くになって、やつと問題提起のテーブルにのつてきた。しましたからには、これからまたこの小委員会が上の方へ上がつて、それから各省庁の関係するところへ根回しがあつて、できるところでできなかつた、毎日新聞によりまして、原案がもう既にここで修正されておると。言うたとおりや。ところが、地域住民にとつてはバス停一つつくるのにも、移動するのに、運輸大臣の許可、わかりやすく一口に言ひますと、これが何年かかっているのか。こういうふうな具体例の上からいたしまして、これをどういうふうにしたら、いい御意見を實際行政の上にとつて、地域住民の皆さんの生活に直結するようになつていくだろうか、その施策はございませうか。

○政府委員(森繁一君) 行政改革につきましては、今回の答申の以前に、臨調以来たびたび指摘を受けておりました、特に、私どもは地方行革というの、国に先んじてむしろ進んで行われてき

たんでないか。全般的に、住民の方々の理解と協力を得ながら、地方の行革というのは順調に進んでいて、こういう理解をいたしておいて、ただ、行革でございすから、ここまでやったらそれで十分だと、こういう話では毛頭ございませんで、今回の答申を一つの機会にいたしまして、また改めて地方の行革を推進しなければいけないと思っております。その際、今委員お示しのように余り時間をかけた行革というのは、ややともするとなかなか成果が上がりにくいということもありますので、その辺のタイミングも十分見計らいながら今後地方行革を進めていきたいと、かように思っております。

○常松克安君 それをひとつ展開いたしまして少し確認をまずさせていただきます。

新しい地域に付加価値をつけよう、新しいライフサイクルをということで国挙げてのリゾート、各方面にわたって希望ある新しい段階をしていきたいと。ところが、このリゾート開発についてそれを計画立案、ペーパーはいいんですが、実際それを進める上についてのネックがいろいろあるのかと思います。このネックをどのような法律の名のもとに今掌握していらっしゃるか、述べてください、そう存じます。

○政府委員(青尾長司君) 今リゾート開発につきましての御質問がございましたが、その中で今リゾート開発をどういうふうな円滑に進めていったらいいのかといったような観点からの御質問だったと思うわけでございますが、御承知のようにリゾート開発、総合保養地域整備法が六十二年の六月九日に公布、施行をされております。その法律の円滑な実施に資していくためにということで、現在主務六省庁の局長クラスで総合保養地域整備推進連絡会議といったようなものを設けております。そこで連絡調整を図っていくことにいたしております。私自身もメンバーの一人になっておるところでございます。現在のところ、そういう中では特に支障が生じておるといふ報告は聞いていないわけでございます。

○常松克安君 私がお聞きいたしておりますのは、どういふ法律の第何条がネックになっておるか、これを伺っています。

○政府委員(青尾長司君) このリゾートを進めていくために、いろいろ国有林の開放の問題でございますとかいった規定がなされておるわけでございすけれども、このリゾートを進める上で今何条がどうだという具体的な話は実は聞いてはいないわけでございます。

○常松克安君 それでは、こちらの方から少しお教え願いたいという気持ちで謙虚にお尋ねいたします。

まず、農地転用許可、第一種、第二種または二ヘクタールというこの制限で非常に地域は困っております。第二番目、せんだっての法律改正で少しは弾力的な条項が出ましたが、森林法におきましては水源涵養保安あるいはまた土砂流出防備保安、たとえばそれが一つでもひつかるとあかんのでございます。第三番目、自然公園法。一つ、高さ十三メートル未満、二つ目、一区画一千平方メートル、三つ目、一フロア二千平方メートル以下、そして最後に傾斜率三〇％未満、こういうところでは規制があつて建物が大きく建てられないんですね。今のところないとおっしゃいましたが、これがひつかつておるんです。第四番、公有水面埋立法という法律、これは所管は、いろいろ知事に権限もあり、少しは譲渡されておるんですが、重要港湾とかそういうところはすべからず運輸大臣の許可可になっておる。それを進めるについては、企画はいいんでございますけれども、ほとんどがこういうふうな状況。

ところで、私が住んでおりますのは、ちなみに例を申しますと三重県です。国立公園がもうどんとあるんです。全面積の三五・四％ですから、滋賀県に次いで規制がもうどんとかかつておる。ところが、お国の方からは国際リゾート、三百だつてよろしい、許可、うわつ。全然進まへんのです。私は問い方が悪うございましたけれども、こういう法律があるんでございますが、御認識でございましょうか。

○政府委員(青尾長司君) ただいま先生の御出身でございました三重県でございますけれども、リゾート法の第一号指定をされておる、今積極的に取り組まをいただいておりますというふうな聞いておるわけでございます。

そこで、今おっしゃいました農地法の問題でございますとか森林法の問題でございますとか、港湾の問題でございますとか、そういうようないろいろな問題があることは承知いたしております。

そこで、総合保養地域整備法では、十四条、十五条で農地法等による処分についての配慮といったような規定が設けられておりました。それから国有林野の活用等といったようなことで、港湾管理者は利用について適切な配慮をするといったような規定が実はここで規定されておるわけでございまして、そういうものの規定を生かす意味で先ほど申し上げました連絡会議ということも設けられておるわけでございまして、これから具体的にいたしておるわけですが、現在、私どもの方には具体的な形では耳に入っておらぬものでございまして、今後は十分にまたよく意見を聞いて、もしあれであれば、こういう場で拝聴をしていきたいというふうに思っております。

○常松克安君 まことにありがとうございます。よろしく御指導の方、お願い申し上げます。

有名な自治大臣がこうおっしゃいました。なかなか行政改革というものは大変なことでございます。あなたが本音で言えとおっしゃるから言います。私はこの委員になるそれよりもずっと五六年にさかのぼって、衆議院、参議院の議事録を全部目を通さしていただきました。その中の一部にございました。会社の中で、会社の合理化、近代化ということで、一つの課でも減らしたらその人は出世するや。ところが、官僚機構という中で、そんな命がけになって一つの課を減ら

したら、その人は一生うだつが上がらぬ、こういう場面の、もうえぐった言い方が答弁の中に入っていました。

大臣も言いたそうだけれども、言わないでください。こういう状況の中で、今お願いいたしますと言いました。そういう具体例が地元から要望が大きくなつてきたときに、各省庁をリードして、少し力をかけてやってみようというふうに、自治省の方でこれが果たしてできるだろうか、大変だろうな、しかしやってみようかな、きかならない、いまだかつてない大臣が就任していらつしやるんです。大臣に大きな新しいものを、卵の殻をちよつとでもよろしいわ、破つて、こういうふうなものをやっていたかかないと。

私の心配は、三十年も五十年もたつているんですよ、国の国家的見地で一たん決められたら、下の地元が嫌であるがどうであるが絶対承知されません。受けねば補助金カットするぞと、こうおっしゃいます。例えば、岡山県の例なんかテレビに出ておりました。いろんなやられる国家的見地もあるんですよけれども、余りにも長い年限住んでおるもんですから、地元の方では新しいそのことよりももっとこつちと言つても通らぬのです。長いものに巻かれようという根性も卑しゅうございますけれども、通らぬのです、というふうな場合も多々ございます。耳にし、私も経験し、身にしみじみはかなさを感じてきて、上り詰めた場所がここでございます。あえてその旨を全部ひくるめてお願いを申しておるわけです。ですから、地元からそういうふうな要望があつたら、これに全力を挙げて対応していただけないだらうか。全国のリゾートの一覧表をいただきます。自治省から、国土庁も建設省も。全トータル金額の今の建設費用が金利合わせて負担して、一年おくれることによつて一年間で一兆円の欠損をしておる。このお金はだれが出すか、皆税金で賄うんです。それは例えじゃないか、じゃ現実問題を引っ張り出してもいいんです。私が申し上げ

たいのはそういうことじゃなくて、各所管庁の話し合いというものは大変な御苦勞であらうと思ひます。しかし、地域住民は、これはもうリゾートで、サンベルト地帯で第一号だと言つて万歳。ところが、夢物語で、これはこのままほつたらかして置いておいてもらふなさい。失礼でございすが、十年、十五年、二十年たつてもまだ各省庁の連絡調整がとれておりませんのでということになる。どこか別法でそういうような運用というものを図りただけのような大きな問題として、六局長がお集まりなんですから、その辺のところは大いなる前進ある時代にしたい、かように思います。よろしく願ひします。

次に行きます。

私はふるさと創生、大賛成です。大いにひとつ推進していただきたい。ところが一つひつかかるんです。といふのは、先ほど出ていましたけれども、たつた十萬や十五萬の補助金もらうのに地方団体がどれだけ大変な思ひをするか。書類にしても、人を動かして、町會議長さんや村長さんとか。これは御指摘のとおりです。ところが、ふるさと創生の方は、二十萬、八千萬交付金で組み入れる。補助金の方は十五萬でも十萬でも日参して何たらかんたらチェックして、通らなきやならない時をチェックしてもらふ。ところが片方は、実行率は八〇%、七〇%とおっしゃいましたけれども、それはそれでいいです。實際もらつた一億で計画していらつしやることもございましょう。ところが、今までのいろいろなやつたもので、これをきつと計画せぬとまた後で自治省でおしかりを受けた次の交付金に差さるわというので今までの事業のところへ入れたら、こういうふうな対応なんです。いまだその計画書はないけれども、金は皆一般財源でございまして、交付金にいたっているんです。なくなつちやつたんです。この辺のところの兼ね合い。もう補助金のメニュ化と言つてもあかん、補助金の削減と言つてもなんだかんたおっしゃる。ところが、やる気があれば大臣の一声で、内閣の一声で一億円も

う皆喜んで参画をされます。こちら辺のところの、びた一文、一円でも血税という立場からいくと、片方の補助金のこのシステムと、交付金がよからうと悪からうと、はい、はい、はいと入つちやう。今まで一億という金は、どれほどのペーパーであらうと、実施計画、基本計画、もううるさいぐらいに積まなきやならない。ところが積まぬでもいいですわ。自由にそういうようなことが出来る。まず僕はこれやつたら、補助金という制度がどうなるのやろうかと心配している。大臣結構です、担当官で結構です。おっしゃつて下さい。○政府委員(持永堯民君) 補助金につきましては、今御指摘ございましたように大変その出し方につきましては使用の方につきましてもいろいろな制約があるわけでございまして、この整理につきましましては、先ほど申し上げましたように進めていかなきやならないと思つております。

一方交付税の問題でございましてけれども、今お話しありましたように、いわゆる一億円は交付税で算定して措置しているわけでございまして、これはあくまで一般財源でございまして、各団体の自由な意思でお使いになれる。ただ、私どもが交付税の算定をいたしましたのは、いわゆる地域づくり、地域の活性化、そういうことをお考えいただくためにという考え方で措置はしたわけでございましてけれども、あくまでもこれは一般財源でございまして、これは各団体で自由にお使いになつてよろしいということになるわけです。

その兼ね合いでございましてけれども、補助金につきましましては、先ほど申し上げましたが、義務教育とか公共事業とか、いわゆる重要な補助金もございまして一概には申し上げられませんが、いふような仕事につきましましてはなるだけ補助金を整理する、そして一般財源という形で財源措置をしていくことが基本的には望ましいというふうにごえているところでございまして。

○常松寛安君 いや僕が聞いておるのはそういうことを聞いているんじゃないですよ。一億という

金を補助というふうなもので、地方債にしても、繰上債にしても、起債をいただくにしても何にしても地方公共団体にとってはありがたいことなんです。それは物すごくチェックなんです、専門家。これは血税のお金ですからこういうことではないです。会計法上からいって、政府というのはやつぱり力あるんです。一億という意思が決定さえすれば、会計法上超法規的にばんとつくんです。その会計法上で、これから大臣がふるさと創生を推進される。これは大賛成。ところが、これを推進していくについては、まじめに計画したところもあれば、今までのところ、いまだにいただきましたという領収証だけのところもある。僕はここを心配するんですよ。

そうしたら、今までは国が地方への権限移譲に對しては、そんな能力あるんか、お金をもろうてだれが立案するんだ、整合性をどこに求めるんや、こんなこと言つて押さえてつけれれた。よろしいですか。今回のこれがこれからは統一となると、その辺の、会計法上どこから見ても微動だにしない、大蔵省から文句を一つも言わさぬ、そういうものをきつと立案して、法律化をはつきりさせておいてやらないことには、こんなのどうせまたいただけるなら、ありがたうございまして、ハード三千億、それでソフト二千億ですか、いただきましたら、はい、自由に使わせてもらいます。それで何もせぬでもええのや、交付金でもらえるんやでと。またそういう態度に今度は何かのときに大きなしつべ返しでこれらと、今大臣が所信で言われたように、せつかく本當にいい芽を出してきたんです。これに水をやって、何をやって、何の考えもなしにやつたからって、後であの一億返せと言つたらこれはもうたまつたものじゃないです。その先々、皆さんはいつも先々を見ておられるものですか、先々を心配して御提言を申し上げておるわけです。

もう一度言いますよ。会計法上として狂いのないようにしていただかないと補助金制度というものがつぶれてしまふ、それはそういう法律による

んですけれども。じゃ片一方でどんどん出してけるかと、そう言うんですよ。

○政府委員(持永堯民君) 補助金の場合には、会計法上と申しましようか、いろいろコントロールがきつとなつております。御指摘のとおりでございまして。交付税の場合は一般財源で付与をいたしますから、これは先ほど申しましたようにあくまで使途は自由ということでございます。ただ、私どもの意図としては、そういう地域の活性化とすることを図るためにやっていたかどうかという財政需要を算定しているわけでございまして、それを最終的にどう有効に活用していくかということ、やはり基本的には住民の批判にまつ、最終的にはそういうことになるだろうというふうに思っております。

○常松寛安君 どうしても私も感激派なもので抑えて抑えて物を言わぬといかぬわけですよ。一言おっしゃるからと言葉じりをひつかけてやる、そんなこまいつつの穴の小さいことは言ひません。そういう補助金制度がつかぬように十二分なる配慮をし、かつ、ただ計画なくして何に使つてもいいというふうな御指摘があつたけれども、ふるさと創生という大目標があるんですよ。そんな何に使つてもいいと、それに生かされぬものに使つてもいいというように誤解を受けたら困りますから。大臣の言うことが全然合はなくなつてくるんですよ。それはそつちの局長さんが言つと、今度大臣がめちやくちやになつちやうんだ。これは予算委員会でもやられますよ。そういうことではないかぬので、その辺のところを整合性をとつていただきたいて、こういうふうに思ひます。よく整合性をとつて、そしりを受けないようにしていただきたいて。

最後に大臣に一つ。これはもうこの委員会を別にしてのあれでございましてけれども、これから自治省としましてはいろんな考え、いろんな視点がございますしうけれども、臓器移植だけが医学じゃない。もつと大事なものは、十八兆円の医療費を少なくするための健康づくりこそがこれから

の大きな問題であらう一面を内在していると思うんですが、この健康づくりについての考えを申し上げる時間はないんですが、一部で伺いますと、自治省では既にプロジェクトをおつくりになつてそれを研究するついでにやらせようかと存じておりますので、最後にまとめてこの健康づくりの考え方に對する大臣の御答弁をちょうだいしまして、これで締めくくりたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) 私はかつて厚生大臣を経験いたしました。今日、これは何の大臣であらうとやっぱり人の命は最も重要なものであると思つております。しかも人生五十年から八十年、さらにがん撲滅運動等が進んでいけば、いずれは人生八十年から九十年と言われるような時代が来るわけですから、この長い人生を明るく健康で生きていくことは何よりも大事なことであり、これは国の政治の最重要項目でもあると同時に、地方自治体は直接住民にサービスする一番大事な窓口でありますから、その地方自治体が健康づくりの宣言をして、町に住んでおる老いも若きもみんなが健康で頑張っていけるように、こういうことで町や村の行政を進めていけることは大変結構なことだと、まさに常松先生のお心になうものだと、私もその精神に協力をしていきたい、こう考えております。

○諫山博君 十二月一日の衆議院の決算委員会、我が党の野間友一議員が渡部自治大臣の政治資金について質問しました。自治省及び福島県選管の政治資金収支報告書によりますと、自治省所管の渡部さんの政治団体である恒山会、新時代の会、渡部恒三を育てる会から、福島県選管所管の政治団体である阿武隈恒山会、渡部恒三政治経済研究所、渡部恒三を育てる県南の会に多額の政治資金を寄付したように記載されております。ところが、政治資金収支報告書をよく見ますと、自治省所管の三つの政治団体から寄付した金額と福島県選管所管の政治団体が寄付を受けた金額が一致していません。その食い違いは、一九八六年分が合計五百八十七万、一九八七年分が合計四百三十万

円、一九八八年分が合計五百八十万円、非常に多額に上つております。寄付した金額と寄付を受けた金額が合わないというのはいかかしく、どうしてこういうことになったのかというのが野間友一議員の質問です。渡部自治大臣は調査すると答弁されたようですが、調査の結果どうなりましてでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 御指摘の点については、各政治団体について調査したところ、寄付を受け入れた福島県選挙管理委員会所管の各政治団体において、事務的ふなれや誤りから一口百万円以下で受け入れられた寄付について政治団体からの年間百万円以下の寄付として整理し、指定団体からの寄付に含めなかったこと、寄付者を取り違えて一方の団体では過大に、もう一方の団体では過小に計上してしまつたことが主たる理由となつて、報告書上の支出金額と受入金額の不一致が生じたものであるが、指定団体の支出に記載した寄付は、いずれも福島県選挙管理委員会所管の三団体において受け入れられているとの報告を受けております。各政治団体においては早急に所要の訂正手続をとるとの報告を受けておりますので、今後このようなことのないよう十分指導していく所存であります。

○諫山博君 野間議員が衆議院でどのような政治団体からどのような政治団体に寄付をしたのか、その食い違いは幾らになるのかということについて資料を大臣にお渡ししたはずですが、この資料の記載は間違ひありませんでしたか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私は野間委員の御質問の際にも申し上げましたけれども、これは天下国家のために政治家は働くものと考え、このようなことの事務はそれぞれの担当の職員にいたさせておきますので、一円、二円の計算は私はしておりませんので、今即答を申し述べるといふことは無理だと思ひます。

○諫山博君 この資料について正確なものであるかどうか、自治省に調査をお願いしましたけれども、間違ひありませんでしたか。

○政府委員(浅野大三郎君) 先般衆議院の委員会におきまして、野間議員から資料としてお見せいただきました数字につきまして、自治大臣所管分は私どもが直接確認できましたし、それから福島県の選挙管理委員会所管分はこれは県の方に問い合わせをいたしまして調べてみましたところ、その資料に記載していただいております数字はいずれもそれぞれの収支報告書に記載されておる数字と一致しておるというふうに考えております。

○諫山博君 野間議員は、一九八六年、八七年、八八年、三年分について具体的な事実を指摘しまして、その指摘は誤りなかつたということですが、自治大臣は訂正するつもりだと言われましたけれども、特微的なのは、同じような誤りが三カ年にわたつて継続しているということですが、それ以前は私の方は調べておりません。調査した三カ年については共通して誤りがある。しかも、それは一回、二回の誤りではなくて、非常に普遍的で、誤りの金額も非常に大きいということです。例えば一九八六年分を見ますと、恒山会から渡部恒三政治経済研究所に六百七十五万円寄付したように記載されております。ところが、渡部恒三政治経済研究所は五百五十万円の寄付を受けた。結局百二十五万円の差額が出ています。これが実態です。

これは挙げれば切りがありませんけれども、少なくとも三年間にわたつて相当多額の誤りが記載されている。こういうことになりましたと、何らかの意図に基づいてこういう操作がなされたのではないかとこのように思ひます。これは、その点自治大臣はどう考えますか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私は渡部恒三ではあります。渡部恒三でございますので、ひとつ正確に御記憶をいただきたいと思ひます。

それから、今御指摘のあつた点については、計算上のミスがあつたものは率直に反省して訂正する、こういうふうに申し上げたとおりでございます。恐らく、私の政治団体を預かつておる職員の中で、そのような悪意があるはずのものと考えております。

○諫山博君 こういうことは事務責任者がやることであつて政治家は余り関与しないという立場のようではございませんか、これは自治大臣にあるまじき発言ではないでしょうか。例えば、政治資金規正法によりますと、収支報告書に虚偽の記載をすれば刑事罰の制裁があります。同時に、その場合には政治団体の責任者に対しても刑事罰が伴うわけですから。例えば恒山会という渡部自治大臣の關係している政治団体があります。この代表者は金丸信と書かれております。政治団体の責任者は政治家だから責任を問われなかつたかという、そうではないんです。

自治省に聞きますけれども、政治資金規正法二十五条の二項では政治団体の代表者の責任が規定されてはおります。「政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、二十万円以下の罰金」という規定があるのは間違ひありませんか。

○政府委員(浅野大三郎君) 政治資金規正法の二十五条というものは、これは規定違反で、報告書の提出を怠つたりあるいは虚偽記入をした場合の規定がしてあるわけでございます。一項でそういうことをやつたことについての罰則が規定されておりました。第二項では、そういう違反があつた場合に、政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、二十万円以下の罰金に処する」という決めてございます。

○諫山博君 今説明がありましたとおり、一番重い責任を問われるのは会計責任者です。これに対しては罰金とか禁錮というような制裁があります。ただ、会計責任者だけではなくて政治団体の責任者についても刑事罰があるわけですか。こういう問題は事務担当者がかかることだからと言つては済まされないわけで、特に渡部自治大臣は政治資金の総元締め立場にあるわけですか。どうも、政治資金規正法に違反する行為というのはリクルー

ト事件以来さまざま問題になっておりますけれども、責任をとらうという政治家はどこにもない

です。誤記だったから訂正をしますということ
で済ましていくわけです。

私がこの場合に単なる誤記ではないと言っているのは、一回二回ではないからですよ。毎年同じような間違いが繰り返されておる。しかもその誤差金額は何百万円に上っている。何らかの意図で操作がされたと見るのが私は常識だと思えますけれども、この点もつと詳細に調査していただければいいですか。特に自治大臣ですかこの点では特別の責任があるはずですよ。自治大臣として、なぜこういう間違った記載がされたのか。間違った記載というのはそれ自体刑罰の対象になるわけですから、自治大臣の政治団体でなぜこのように誤りが繰り返されたのかということもぜひ調査していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私は人を信頼して使っておりますから、私の政治団体を担当しておる職員が、委員御指摘のように、悪意を持ったりあるいは故意に過ちをしたなどは考えておりません。ただこれ、政治資金については、今日の政治信頼を取り戻す一つの重要な問題点でもあり、これは他に疑念を抱かれないように努力しなければならぬことは当然のことでありまして、必要とあればなお念を入れて調査してみたいと思っております。

○諫山博君 事務担当者信頼していますというのも自治大臣の答弁としてはふさわしくないと思えますよ。事務関係者を信頼するという問題と監督指導するという問題は別物です。さつき指摘しましたように、政治団体の代表者は会計責任者の選任と監督について相当な注意を払えというのが法律の規定ですから、信頼しているからということで責任を逃れることはできないわけです。

そこで、まだ今国会で当委員会はこれからも繰り返されますから、ぜひ次の委員会までに今の問題を調査して、改めて答弁していただきたいと思えますけれども、どうですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 同じことを繰り返すよ

うになりますけれども、最初に諫山委員から御指摘のありました点について、これらの過ちのある部分については訂正をいたさします。

○諫山博君 訂正をすれば政治資金規正法違反の罪はなくなってしまうのかと私は聞きたいぐらいです。それが多くの国民の率直な疑問です。こういうことで政治改革ができるのかということをお私に本当に痛切に感じます。虚偽の記載をすれば処罰をされる、虚偽の記載を指摘されると訂正をいたします、これで責任が逃れられるなら、泥棒して捕まっても贓物を返せば済むというような理屈に通じるわけです。そこで、さらにこの問題の調査を求めつつ別な問題に移ります。

ことしの九月八日、一斉に各新聞が自民党の政治資金についてさまざまなことを書きました。毎日新聞は、二段にわたる非常に詳細な「収支報告書」から見た六十三年政局とカネの動き」という一覽表を発表しました。この一覽表は大臣の手に渡りお渡しをしておりますけれども、二つの欄に分かれて、上の欄が政局、下の欄が金の動きとなっております。この中に自民党の組織活動費がどういう政局の中でだれに幾ら渡されたかということが記載されると同時に、その政治的背景が分析されていきます。組織活動費の引き出し人として名前が出てくるのは横本幹事長代理、小淵官房長官、堀本参議院幹事長、それぞれおられますけれども、その中に渡部国対委員長の名前がしばしば出てきます。

この毎日新聞の記載の正確性について私は自治省に調査を求めましたけれども、六月二十日の分が幾らか違うという指摘を受けたが、それ以外は記載されているとおりだと聞いていますけれども、そのとおりですか。

○政府委員(浅野大三郎君) ちょっと私もたゞいまの御指摘につきましましては本日御質問に対してお答えする資料を実は、御通知されておれば用意してまいりますが、そういうふうに向ってなかつたものですから用意してないんですが、恐らく先生のおっしゃること、私もが申し上げたことを正

確におっしゃっていただいているだろうとは思いますが、そういう意味で用意しておりませんので恐縮でございます。

○諫山博君 これを見ますと、昭和六十三年の分ですけれども、渡部国対委員長に渡された自民党の組織活動費、一月二十九日一千万円、二月十二日五百万円、四月十四日五百万円、五月十七日五百万円、六月の二十日一千万円、六月二十九日六百万円、七月五日八百五十万円、七月二十三日千五百万円、七月二十七日五百万円、七月二十八日五百万円、十二月八日八百五十万円、十二月二十一日六百五十万円、これは自民党から渡部国対委員長に渡された組織活動費です。このような事実があったことは御記憶ですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私もコンピュータではありませんが、一々細かく今世つかくお調べをいただいたことについてそれが本当でそれがどうであるかということをお答えするほど私の頭脳が正確でないということでございます。

○諫山博君 そういう答弁が出たら議論が進まないと思つて自治省に調査を求めたんです。自治省の方では毎日新聞の記載は、私が指摘した分を除いて正確だと言っております。そして、午前中に渡部自治大臣の秘書官にもこの問題を質問するからと言つて資料をお渡ししたはずですよ。

そこで、問題は、しばしば渡部国対委員長が自民党の組織活動費を引き出していることは事実ですけれども、これは何に使つたんでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 自民党の機関の一つである国会対策委員会の委員長として党の活動のために適正に支出したものであつて、今自治大臣としてお答えすべきものではないと考えております。

○諫山博君 非常に公式的な答弁ですけれども、今お答えすべきものではないというのは、答える材料を持ち合わせないという意味でしょうか、それともそこで答弁すべき性質のことではないという意味でしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 一般的に申し上げて、

政党自体の活動のため、その責任にある機関に対して資金を交付した場合、その機関について政治資金個人の政治資金になるわけではないと考えられるので、その政治家自身が当局に対して収支報告をする性格のものではない。

○諫山博君 自民党の組織活動費は毎月同じようにに使われているわけではありません。集中的に使われている時期があります。昨年度についていいますと七月と十二月です。七月はどういう時期だったか。七月の初めに竹下首相と宮澤蔵相などのリクルートコスモス株の問題が発表されました。七月の十九日に臨時国会が召集されました。七月の二十九日に政府が税制改革六法案を衆議院に提出しました。この時期に集中的に国対費が使われています。

もう一つの山は、昨年の十二月です。どういう時期だったか。十二月九日宮澤蔵相辞任、十二月十四日真藤N.T.T会長辞任、この時期に中曽根氏、竹下首相への厳しい追及がなされたことは我々がよく知つておると思つております。さらに、十二月二十一日参議院税特委で税制改革六法案を強行可決、二十四日参議院の全会議で可決、成立。この本会議で共産党や社会党が半歩闘争で抵抗したことも御承知のとおりです。そして、十二月三十日に法務大臣が辞任。この二つの時期に集中的に自民党の国対費が使われた。こうなりますと、すべての新聞が指摘していますように、大部分は野党工作に使われたのではないかと疑いが持たれておりますけれども、どうですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 私が党から受領しておるのは党の組織活動費でございます。

○諫山博君 その組織活動費が野党工作に使われたのではないかと質問しているんです。

○国務大臣(渡部恒三君) そのようなことはございません。

○諫山博君 渡部国対委員長は、国対委員長時代に野党、あるいは野党の議員に金を渡したことはありませんか。

○国務大臣(渡部恒三君) お答えする性格のもの

ではないと考えております。

○諫山博君 政治資金の使い道をガラス張りにするというところがこれほど言われているわけですよ。そして、政治資金の総元締めが渡部自治大臣です。こういう立場にある人が、自民党の組織対策費が野党工作に使われたか使われていないのか、これを否定も肯定もしない、説明すべき性質のものではないと言っているのは、これは余りにも無責任な答弁ではありませんか。

○国務大臣(渡部恒三君) 当時、私は党の幹部として党より組織活動費を受領し、みずからの責任によってこれを使ったのであって、それについてここでとやかく申し上げる性格のものではない、私自身の責任において受領し、私自身の責任において使ったものでございます。

○諫山博君 あなたに限りならず、国対経験者はみんな野党工作に金を使ったことを具体的に説明しようと思いませんか。中には、小此木元建設大臣とか、あるいは浜田幸一議員とか、あるいは石原慎太郎議員とか、抽象的に野党工作のために国対費が使われていることを述べておりますけれども、あくまでも抽象的なんです。そして、自民党の国会議員の中には、この問題は灰になるまで口にしてはいけないうんどうふうに言われているそうだけれども、これでは政治資金のガラス張りも実現できないし、清潔な政治などというのは絵にかいたもちじゃありませんか。

そこで、一般マスコミがどのような見方をしているかということも二、三紹介いたします。

毎日新聞、「臨時国会を前にした六月中旬以降、自民党側の攻勢と歩調を合わせて「国対費」はね上がる。」、「六月二十九日、渡部国対委員長二回で六百万円。」、「この日は衆院予算委で理事會が開かれ、七月の臨時国会召集をめぐる野党の折衝がスタートした日でもあった。」つまりこれは、渡部国対委員長が六月二十九日に引き出した六百万円というのは、臨時国会を前にした野党工作に使われたのではないかという指摘です。幾らもあります。同じ毎日新聞、「リ疑惑が政

界にまで波及した七月、十九日に臨時国会が召集された。「国対費は野党の共闘を崩そうとするかのように、ずっと数字が列挙されて、渡部国対委員長には七月に三千三百五十万円渡されたと言われている。毎日新聞の分析では、「国対費は野党の共闘を崩そうとするかのように」引き出されたと言われているんですよ。違うと言えませんか。

○国務大臣(渡部恒三君) いろいろ何か諫山先生、小説家にならなければ結構だと感じるような御想像をめぐらしておられるようなことでございましてけれども、それはあくまでも悪意に満ちた御想像であって、私はこれらについてお答えする必要を認めておりません。

○諫山博君 私は悪意に満ちた質問をしたんじゃない、毎日新聞を紹介したんです。

あなたがそう言われるなら、九月八日の読売新聞の記事を紹介しなさい。「税制攻防多額の国対費」これが見出しです。多額の国対費というのは税制攻防の中で使われたという見出しです。「自民党の支出のどこにも「国対費」という項目は見当たらない。自民党から野党へのカネの流れも、政治資金収支報告だけでは完全立証するのは難しい。」つまり国対費という名目ではどの帳簿にも記載されていないけれども、税制攻防の中で多額の国対費が使われたと読売が言っているんです。

さらに、朝日新聞を紹介します。同じ九月八日、「自民組織活動費 税のヤマ場支出が集中」、これが見出しです。多額の国対費が税制論争の山場集中している。これは私の悪意のある質問ではなくて、朝日新聞の見出しです。中身を読んでみます。「幹事長らに渡されるカネの使い道は、報告書に一切、記載されていない。しかし「幹事長への組織活動費には当然、国会対策費も含まれている」ことは常識だ。今年四月には小此木建設相が「私が国対委員長の時、社会党の政権構想研究会のパーティーに二百万円出した」、こう言って野党工作費の存在を記者懇談会の中で裏づける発言をした。当然これは自民党の中でも問題

になったはずだけれども、こういう事実の有無は御承知ですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 国対費国対費とおっしゃっておりますけれども、私が受領したのは、党の幹部の一人として組織活動費として受領をいたしております。

○諫山博君 私は組織活動の中身を聞いています。新聞も実際に多額の国対費が使われているという指摘をしているんですよ。小此木元建設大臣はこの問題について、ことしの四月十二日、予算委員会では答弁しています。「記者懇談会で私が申し上げたことは報道等で各紙に出ましたけれども、その報道は事実であります。」予算委員会における答弁です。小此木さんがこういう答弁をされたのに、自治大臣が使い道を述べられないというのには、私は政治資金の元締めとしては適当でない態度だと思えます。石原慎太郎議員の発言も大変問題になりました。「サビオ」一九八九年六月創刊号、括弧で引用しますと、「共産党を除く各党とも国会対策委員長を出して、密室で何をやっていくかといえば、法律を上げるために、アングラーテールで金のやりとりをしているようにだが、それはもう周知の事実でしょう。これまで、国会対策費として野党に渡った金といったら、数億、いや、数十億になるんじゃないの」、石原慎太郎氏はこう書いていらっしゃるんですよ。そして、石原氏がこれを取り消したということも聞きません。自民党の中で、この発言に対して取り消し要求が出たとも聞きません。石原慎太郎氏は、アングラーテールで金のやりとりが行われている、それは数億、いや数十億ではないか、こんなことは周知の事実だ、こう言っていますけれども、野党工作費に自民党は金を使っているかと断言できますか。

○国務大臣(渡部恒三君) これ今石原君についての発言がいろいろございましたが、私は石原君とそういうことについて話をしたこともありませんが、それがどういふ根拠でなされたかはわかりませんが、私は先ほど申し上げたように、党の

幹部として責任を持って党より組織活動費を受領し、それをみずからの責任において使った、こういうことであります。

○諫山博君 私は金を渡した側の発言をいろいろ紹介しましたが、佐々木良作元民社党委員長が、恐らく金を受け取った側だと思えますけれども、今の国対政治に対して厳しい発言をしておられます。朝日ジャーナル三月三日号です。私は、もう中身は紹介いたしません。

そこで、重ねて聞きたいんですけれども、自民党は、いわゆる政治改革論議の中で、国対政治を改める必要があるということを言っておられます。これは既に発表された大綱の中にも記載されています。なぜ国対政治を改めなければならないという認識になったんですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 竹下内閣が発足し私が国対委員長をお引き受けすることになったとき、私は、国会運営に当たる責任者としての心構えとして、与野党が国民をお互いに代表する立場でできる限り話し合うことが大事であるということを旨としてまいりました。そのためには、野党の皆さん方は審議放棄はしない。国政で国民のための法律、予算を審議するために国民の皆さんからという投票をいただいた国政に選ばれ、また国民の皆さんのとうとう税金を歳費としてちょうだいし、また国会活動費もちょうだいしておるわけでありまして、まず野党の皆さんは審議放棄はしない。同時に、与党である我々も多数を持つていくからといって一方的に強行採決をするようなことはできるだけ避けたい。やはり国会の場はできる限り話し合いの場として臨みたい。これが国会運営に対する私の哲学でありましたけれども、残念ながら、私の国対委員長在任中、野党の皆さん方の一方的な審議拒否のために心ならずも強行採決というようなこともせざるを得なかったことを私はみずから反省をいたしておりますし、今自由民主党の政治改革の中で、国会改革、こういうことが今後の国民に対する政治の信頼を取り戻すために非常にこれは大事なことでありたいというこ

で、これに取り組まれておるわけでございます。
○諫山博君 私の質問は、なぜ国対政治を反省しなければならぬという立場に立ったのかということ、全く答弁になっていませんけれども、この問題については私は今後質問をしますから、いろいろ事実を調査していただきたい。とにかく自治大臣は政治資金の総元締めだ、そしてガラス張りの政治資金というのは自民党のうたい文句になっている。ところが、何百万何千万という金が使われ、これが不明朗な使われ方ではないかというところを、これをマスコミで指摘されているが、何一つ明らかにしない。

私は、最後にことしの十月十一日の衆議院予算委員会における浜田幸一氏の質問を紹介します。「党の国対委員長をやった人、経験のある人、手を挙げてください。」こんな質問はなかなか私たちにはできませんけれども、会議録にはそう書いてあります。「国対委員長をやった人、経験のある人。」結構です。答えられたら答えてください。結構なんです。「野党の方々に理由なく金を渡したところのある人、手を挙げてください。」これはやがて私が政治家をやめたときに書きますから、「どうも有名な浜田幸一議員でも政治家をやめたら書きます」としか言えないんですね。政治家をやめて書くぐらいなら、なぜ堂々と今書かないか、なぜ堂々と今口にしないのか。そうしなれば、自民党の政治改革というの口先だけだということになります。私は、そういう立場からさらに渡部自治大臣が再考して、次の私の質問に答えていただくことをお願いしまして終わります。
○神谷信之助君 大臣、今の諫山委員の質問は、今一番国民が明らかにしてもらいたいということを追った問題であるわけです。金の力が政治を動かす、そのために主権者が大変な迷惑をする、いじめられる。そんなばかなことがあるか。この怒りが先般の参議院選挙の結果にも出たと思うんです。また、いずれ諫山さんの方から続編があるそうですから、十分御準備ください。
私はきょう二つの問題を聞きたいんです。一つ

は消費税問題です。

自民党のいわゆる思い切った抜本見直し案なるものが出ましたけれども、これは率直に言って抜本的でもない切ったものでもない、小手先いじりのますます矛盾を深める内容でしかないことは今さら申し上げるまでもないし、また、そのことをきょう議論しようとは思っていません。それは税制特等でもおやりになっていきますから。ただ消費税を、ああやって公約に違反をして、そして大臣も今おっしゃったように強行採決をせざるを得ないような状況で無理やりおつくりになった。そのために自治体の周辺では一体どういうことが起こったのか。政府の方針どおり消費税を転嫁するという努力をしたけれども、住民の声に押されて議会はそれを認めないというようなことも起こっているし、それからいろいろな場面面で、主人公である住民の皆さんがそれぞれの経験の中で納得のできない矛盾に逢着をして、そして怒りがますます広がっているという状況も出ています。

そういう問題で、例えば保育所ですね、これは認可されている保育所というのは一般的には消費税は非課税です。ところが、無認可の保育所は課税なんです。ですから、これは四月十二日の朝日新聞の投書ですが、「これはおかしくはないだろうか。公のバックアップする認可保育所の数と定員が少ないから、民間の無認可施設に預けざるを得ない。預ける親、預けられる子にとっては認可無認可の違いはなく、預かる保育所側の仕事も同じ。」ところが、公的補助が少ない分、無認可の保育所の方は設備も職員構成も貧弱で、保護者の金銭的負担は大きくなる。ところが、この条件の悪い無認可保育所の方は消費税がかかっている。月千四百円計に出さなきゃならぬ。この投書をなさった方は、私は「毎月の千四百円も惜しいが、何よりこの差別に私は耐えられない。法律を作った人、通した人に強く再考を求めます。」という投書が四月十二日の朝日に載っております。ここにも、細かいようだけれども、しかし現実に国民が直面をしている矛盾があり、怒りがある。消費税

のあの強行導入というのはこういうたのを生み出してきているんですね。こういう投書をされた方の声に自治大臣はどうこたえられますか。やむを得ないと言うんですか。
○政府委員(持永義民君) ただいま保育所をお取り上げになりました……

○神谷信之助君 財政局長、ええわ。これ、事務的な問題を聞いているんじゃないんです。こういう国民の怒り、矛盾、こういうたの生み出した政治家としての政治的な判断をなさいますかというのを聞いていますからね。もう制度はできているんだから。公立の一般の認可保育所は皆非課税で、片一方、困難な条件の無認可の方は消費税がかかる、こんな不合理なことがある。一体これ、君ら法律をつくった人はどう考えているのかと、こう言って怒りを寄せているんです。だから、そういう意味ではおつくりになった方ですからね。どういうふうにお考えですか。
○国務大臣(渡部恒三君) 今回の税制改革、これは大平内閣の当時から長い論議を重ねてまいりましたけれども、二十一世紀への高齢化社会を迎えて、直間比率の見直しをやっていくというのはも先進諸国間における税のあるべきおむねの方向でございます。また、長い間労働者の皆さん方からは、サラリーマンに対する思い切った所得減税、また国際化社会に対応するために我が国の法人税は高過ぎる、やはり法人税を安くすべきではないかと、あるいは相続税の問題、また御婦人の皆さん方の職場進出によって政策税制としてのパート減税とか、いろいろの国民の皆さんの声を聞きまして、二十一世紀の高齢化社会にたえ得る税制として、もうあの戦後の混乱の貧しい庶民の時代につくられたシャウブさんの勧告による税制にのみすがって、将来の展望はないということ、思い切った税制の改革が行われたわけでありまして、資産、消費、所得にバランスのとれた税制ということは国民の望みだと思っております。その方向に私は進んだものと思っております。

ただ、新しく税制六法案の一つとして行われることになった消費税についてはいろいろの御批判を受けてまいったことも率直に我々反省しなければなりません。私は学生時代、財政学で時子山常三郎という先生から、新税は悪税なりと、後世のように高く評価されようと、どのように立派な理論があろうとも、納税者にとっては新しく課せられた税はなれるまでは悪税であるということとを教えられたことを、今回の税制改革後の国民の皆さんの反論の中で身にしみて感じたわけでございます。

政治はこれ生き物でありますから、常に国民の声に謙虚に耳を傾けていかなければなりません。したがって、我々の党はこれらのことを十分踏まえた上に立つて、やはり庶民の毎日毎日の生活、毎日毎日今夜のお給金にと、あしたの朝の御飯の用意にというお買物物をなされる奥様方、こういうような庶民感情という中で、食品の非課税とか、また今御指摘のあった社会福祉の問題、あるいはかわい子供たちの教育の問題、そういう点についてはできるだけ庶民の皆さんの御負担にならないような非課税措置を講ずるといったような思い切った見直しを社会福祉の充実とともにやろうという党の方針が定まっておりますのでござい

ます。
○神谷信之助君 長々とおっしゃいましたが、ずっと最初から終わりに至るまで。だけど、この投書をなさったお母さんは、その今の大臣の説明を聞いて納得をするでしょうか。納得をしないです、そんなのは。

認可保育所は消費税はかかるが、無認可の保育所は消費税がかかる。設備その他の条件は、認可の方は制度的にも公的ないろいろ援助があります。片一方無認可の方はそうじゃない、条件が悪い。ところが税金はこっちの方が取られる、こんな差別はやめてくれ。だけど今の大臣の回答を奥さんにそのまま話したってだれも納得しない。事ほどさようにあの消費税というのはむちゃくちゃをやって、矛盾に次ぐ矛盾を生んでいるんです。

ね。大臣おっしゃるように、税金は初めは悪税なんやと、どれも。じゃこの奥さんはいつまでたつても怒りは消えないんだ、悪税であるということには消えませんよ。子供が保育所に行かぬようになったらもう私わめでいいからその分だけは助かるでしょう。しかし、その怒りは消えない。

次の問題に行きます。

学校給食ですが、これは消費税は課税ですか、非課税ですか。

○説明員(石川晋君) 学校教育費全体でございまして、消費税は学校給食費……

○神谷信之助君 学校給食費……

○説明員(石川晋君) 学校給食費につきましては、消費税法上当てられているわけではございませんが、学校給食費の性格上課税されない。すなわち、学校給食費というのは、学校給食に要する経費のうち、人件費等管理運営費を除きました消費的経費についていわば実費を預かり金として徴収するものでございまして、実際上課税されてはいない、こういうことになっております。

○神谷信之助君 実際上今課税されていない、非課税になっているの。

○説明員(石川晋君) はい、そうです。学校給食としては非課税であって、課税されていないということなんです。

○神谷信之助君 いやいや、学校給食費を集めるでしょう。その金額には消費税は入っているの、入っていないの。

○説明員(石川晋君) それはもう入っております。ですから、百円のは百三円で買ってくるわけでございます。食品なら百三円しますが、それはもちろんそのままでございしますが、新たに学校給食としてその上に課税されることはない。

○神谷信之助君 それはそういうものじゃない。新たに取られたらどういうことになるか。だから形式的には預かり金形式という方法もあったりして、そういう形式を踏んでやれば非課税だという見解も一時は文部省にもあったけれども、結局今おっしゃったように原料は全部三%か

かっていますからね、だからもう原則課税ということになっています。だから、自治省の「消費税と地方公共団体」か、これにもそういう説明をして、当然資産の譲渡等に該当する、消費税の対象になるという説明をしていますね。

ところが、これも今のと同じように朝日新聞の投書で、これは四月の二十一日ですけれども、この問題でこう言っているんですね。余りに性急な消費税の実施によって、学校現場では子供の給食に、しわ寄せが来て困惑している。給食費は前年度並みに据え置きのところへ、原材料すべてに三%の消費税がかかってしまった。だから、一食二百円としても二百六円となる。六円分はどこからも出せずに、結局百九十四円で献立をする。これはもう質の低下になる。といって値上げをするわけにもいかぬ。父母負担の軽減はもう至上命令だから、どうしてもそれはできない。だから、少しでも栄養のバランスを損なうまいとして必死の努力をしている学校の給食の人たちの苦勞というのは非常に頭が痛いという投書ですね。

これについて、これはことしの五月に東京都の教員組合の栄養職員部が調査をしました。その中で、ある中学校では一学期間で消費税が一枚で三十万円余り。それで給食に影響も出てござるを得ないという状況が起こっている。それから別の中学校の場合、一食が二百五十円の予算だけれども、このまま消費税がやられると、やはり年間で五、六日はもう給食をやれないということになってくる、計算上はね。そういう状況が起こっているわけですね。

給食というのはどうなんですか。単なる飯を食わしてあげるというそういうことなのか、あるいは教育なのか、この辺は文部省、どうですか。

○説明員(石川晋君) お答えいたします。学校給食というのは、学校の教育活動の一環として実施しているところでございます。

○神谷信之助君 平たく言ったら教育の一環なんですよ。それについてできないような状況が出ているんですが、そういう中でいろいろの変化が

起こっているんですよ。

東京都の保谷市で、父母市民の声を集めた運動をやりました。そして市長に要求をして、市の方からそのために給食材料費に八百三十一万円、市の財政から補助をするというそういう措置がされました。そうすると、これは消費税を無理やり導入して、給食費にまで税金をかけるということになったために、市民の負担、教育上の観点からいっても、何とか手を打たざるを得ないということ。市の方からの財政援助をせざるを得ない、こういう状況がもう起こっているんです。だからこのように、ちよつとやそつと手直しをしてもどうにもならぬのがあつちこつちに、これは例を二つほど挙げたんですけれども起こってきているんですね、自治体では。

例えば、御承知のようにそれぞれの自治体では議会の承認が得られなくて、そして転嫁ができなままにきているところというのがずつと最近までふえていくんですね。自治省の方は内簡を出して転嫁をするようにいろいろ指導されているわけなんです。ところが、これで、共同通信社が九月二十七日現在行った調査によりますと、四十七都道府県、それから道府県庁所在地、政令指定都市の合計九十五自治体。この調査によりますと、九月議会の時点で決定状況をまとめましたら、公共料金への消費税転嫁を、実施を決めたものも含んで完全実施をしているのは、半数以下の四十六にしかすぎない、こういうようになっていきます。それから札幌市と高知市では継続審議になっていましたけれども、これも九月議会で転嫁条例が否決されていますね。高知では自民党の議員さんも反対する、こういう状況になりましたし、横浜市の場合は議会で否決されるのを避けるために提案を取り下げる、こういう状況になっていきます。

ですから、こういうように自治体それぞれ住民の反対、主権者である住民の声を押されて、そして転嫁できない状況が広がってきているんですね。こういう事実上不可能になっている状態というのを、自治大臣としてはどういうようにお考え

になるのか。いかがですか。

○政府委員(持永義男君) 転嫁の状況につきましては、今具体的にお話しございましたけれども、前段の計数的な問題はちよつと確認いたしておりましたが、後段おっしゃいました札幌とか横浜とかいのはおっしゃったとおりだと思います。

この問題につきましては、消費税そのものについてはいろいろ御意見があることは承知しておりますけれども、現に消費税法はあるわけでございますから、その法律の趣旨に従つてやはり適正な転嫁をしていただくことが当然必要だろうと思っておりますし、そういう指導もしてまいっておりますし、地方団体におきまして、なるだけ議会の皆さん、あるいは住民の皆さんの御理解をいただきますながら、そういう措置をとるようすべきものであらうと思っております。

○神谷信之助君 いや、これはその事務上の問題ではないんだね。これをどうするかというのは極めて政治問題なんだ。現実に自治体でそういうところで半分以上にわたって、今言った政令指定都市及び道府県庁所在地、都道府県、こういう九十五の自治体では半分以上が転嫁できない状況なんです。これは大変な事態ですね。

片一方でもう定着して、もう消費税は皆納税してもらっていますとおっしゃるけれども、現実にはそうはなっていないところでは。一人一人、小売業者のところでは野菜や魚を買うときに、私は消費税は払いませんよと言うわけにいかぬしね。そして、扱った限りは納めなきゃいかぬし、それは、そういうところは納税になりますよ。だけれども、片一方はもう転嫁しないです。問題は、今度は転嫁しなかつたらどうなるかだ。そうしたら、その市なり府県なりがかわつて納税せなならぬ。それで、税金はいたいたいていなくても払わなきゃいかぬということになります。これがまた大変だということになります。

これ東京都の交通局では、都営交通全体でその分が二十一億七千万円だという今試算をしていますが、恐らくこうなる。このために都営バスが再び

赤字に転落、せっかく黒字にしていたのが、消費
税分を転嫁できないから自分のところで払わない
かぬ、そのために赤字になる。だから、どうにも
こうにもならぬという状況です。私の地元京都
も、ちよつと調べてみましたが、市バスで四億七
千八百万の持ち出しになるし、これもやつと黒字
になったところがもうまた赤字に転落ですね。

それから、上水道で一億六千万消費税が転嫁で
きない。だから累積赤字がまたふえますよ。国民
がだめだと言っているものを無理やり強引にやっ
てみても末端へ行けば末端へ行くほど矛盾はさら
に激化をしようにもこうにもならぬという状況
になっているんです。こうなつてくると、大臣、
これは廃止以外にはないというふうに思うんだけ
れども、自治体の立場、自治体のそういう苦境な
り地域住民の要求というものを基礎にして考える
と、その声を背に受けておる自治大臣としては、
これはもうあちこち直してみたつてどうにもこう
にもならぬ、消費税そのものはもう一遍撤回をす
る、そういう立場に立つて内閣の中でも頑張つて
もらわぬかぬというように、自治大臣ならばで
すよ、と思うんだけれども、いかがですか、大臣
の答弁。

○国務大臣(渡部恒三君) 今いろいろ御意見がご
ざいましたけれども、現に消費税法が施行されて
おり、これ地方公共団体は事業者として、また新
税制の円滑な推進に資するための環境の整備に配
慮すべきものとして消費税の円滑かつ適正な転嫁
を行うべき立場にあるものでございまして、した
がつて、自治省としては地方公共団体において法
律の趣旨に即した適切な措置を講ずべきものであ
る、こう考えております。

○神谷信之助君 現実には今この国会で消費税を廃
止する法案を議論していますが、その帰趣いかん
によつてはまたそれに基づいて政治は進められる
と思うんだけれども、現に今のさばつておるこの
消費税、これについて、それはもう法律で決まっ
てやっているんだからそれは転嫁をやつてもらう
という、それは決まった現行の状況でございませ

わけだ。僕が求めているのはそういうじゃないに、そ
ういう実態を見た上で政治家としてはこれはやっ
ぱり廃止すべきだ、そうしなかつたら問題の解決
はできないというように政治家としての御判断を
なさいますか、こう言っているんです。法
律ができておるのにこれは実際には個人は反対だ
からやらぬ、そんなことは言えません。そんなこ
とを言っているんじゃない。しかし、こうやつて
いろいろな矛盾が起り、転嫁もできないところ
もでき、地方行政にも大きな混乱を起してきて
いる、そういう実態から見れば、これは少な
くとも早く廃止をするという方向で私としても努
力をせにやいかぬ、こういうふうにお考えにはな
りませんか。

○国務大臣(渡部恒三君) 税制改革が行われ、四
月に消費税が実施され、その後いろいろの御意見
が出てまいりました。その中で、これを廃止すべ
きであるという意見、またこれは二十一世紀の未
来に向かつて断固として存続すべきものであると
いう意見、またやはりこの税制改革の基本は正し
いことであるから、この基本を崩すことはできな
いけれども、国民の声に謙虚に耳を傾けて直すべ
きところは思い切つて直すべきではないかという
意見等いろいろ行われました。海部内閣はこの消
費税を見直すということを国民の皆さん方に申し
上げ、その後は廃止論と見直し論というものが世
論を二分するような推移をたどつてまいりまし
て、今新聞社等で行われておる世論調査の大部分
が、むしろ廃止すべきであるというよりはこれは
見直すべきであるという意見の方が強まつてきて
おります。新しい海部内閣が誕生した後の最初
の、今まで唯一の国政選挙である茨城県の参議院
補欠選挙等でも見直し論を展開した野村議員が見
事に当選して、ここに座つておられるわけでご
ざいますけれども、私も海部内閣の一員として総理
と同じような考えを持っておりますし、特に地方
財政を預かる自治大臣としては、この消費税のほ
ぼ四割がこれは地方財政になつておる、これを無
責任に廃止などしたらこれは地方財政が大変なこ

とになつてしまふということも地方自治を御心配
いただく委員に御考慮を賜りたいと思ひます。

○神谷信之助君 海部内閣の一員である大臣に今
のような質問をするのはやばな話かもしれぬです
よ。私は答弁の初めの方は必要な話だったので、終
わりだけでいいんですがね。今の、かわり財源、
無責任に廃止は言えぬ、四割どうするんだ、それ
は政府が考えたい。よう考えられぬというの
だったら我々野党側に政権を渡したらいじやな
いか。だから、それはみづからの責任を棚に上げ
て、白を黒と言いくるめるやり方です。

それからもう一つは、確かに海部内閣の一員だ
けれども、反対の声というのはいふと大きいので
す。とりわけこの一日にやつと自民党の小手先だ
けの案が出ましたけれども、思い切つたと言ふか
ら期待したけれどもあかん。見直しではだめだ
というようにぐうつと変わりました。要求してい
るのはあんなものやめろと言ふんです。思い切つ
た大胆で抜本的と言ふからなくすのかと思つて見
直しだと言ふ説もあるのですから。

それは同時に、私はもう一つ言つておきたいの
は、そういう国民の圧倒的な声に耳を傾けること
が民主主義なので、御承知のように、今東ヨーロッパ
でいろいろ起つています。ソ連型社会主義の
押しつけというか民主主義じゃない一党独裁の体
制、それについてのそれぞれの国の国民の怒りが
ずっと起つて今変化が起つていっているのではし
ょう。日本でも必ずそうなりますよ、余にも合理
化をやつたら。まあ近く行われる総選挙の結果は
そういうことになるということを申し上げておい
て次の問題に移っていきます。

もう一つの問題は岡山県の苦田ダムの建設に
かかわる問題です。これは先般、先日NHKでも
放映されましたからごらんになつておられるかと思
ひます。お忙しいからごらんになつてないかもしれ
ませんが、先ほども、午前中にもちよつと話があ
りましたように、地方自治とは一体何かというの
が問われる私は大変重大な問題だと思つていま
す。

岡山県苦田郡奥津町で先般、十月二十九日に町
長選挙が行われまして、前の助役の森元三郎さ
ん、これはダム建設反対の立場で選挙をされて、
建設反対側の前助役の森元三郎さんが当選をされ
ました。ただそれだけなら選挙で結果はそうだと
いうだけの話なんです、実は三年半の間に三回
も町長選挙がやられておるんです、建設に賛成
か反対か。ここが非常に私は異常な事態だとい
うように思ふのです。自治省の方でも把握してお
られると思うのですけれども、三年半の間に三回
も町長選挙が行われざるを得なくなつたの
か、この辺はどのように見ておられますか、まず
その点を。

○政府委員(森繁一君) 今お話しございましたよ
うに、岡山県の奥津町では苦田ダムの建設問題に
端を発しまして、三年半程度の間に三回町長が途
中で辞職されて今日に至つておるわけございま
す。ただ、この問題はいろいろいたしまして、地
域住民の生活問題などを含めましてそれぞれの当
事者がお互いの立場で御相談いただくということが
一番適切であらう、こういうふうに考えており
まして、自治省の方でこの問題を右か左かとい
うことはコメントする立場にないということを御理
解いただきたいと思います。

○神谷信之助君 いやいや、ダム建設に賛成か反
対かが争点になつておるのです。それはおっしゃ
るとおりです。何で三年半の間に三回もやらな
きゃいけないのか、なぜ三年半の間に、前の二人
の町長は次々に、その前を入れたら三人ですね、
なぜダム反対派という町長が次々やめられて選挙、
ダム反対という町長だつたらまたやめざるを得
ぬ。三年半に三回だつたら一年そこそこでやつて
いるわけでしょう。なぜそうなつたのかと聞いて
いる。

○政府委員(森繁一君) それぞれ辞職なさいまし
た方はそれぞれお考えがあつておやめになつたの
だらうと思ひますけれども、いづれにいたしまし
てもこのダム建設の問題に絡んでのお話だらう、

こういう推測はできます。

ただ私も、おやめになった方が一体いかなる理由によっておやめになったかそれを確かめるすべもございませぬし、それは町の問題としてお考えいただくのが適切ではなからうか、こう思っておるわけでございします。

○神谷信之助君 問題を知りながらその問題を知ろうとしない、目隠しをして見ようとしないう態度では本当に弱小の市町村が苦勞しているというのを助けることは全然できないですよ。地方自治を守るというそういう自治省の最大の任務を私は放棄していると言わざるを得ない。ダム問題が起ったのは、昔の苦田村の時期に一番最初に起こっています、町村合併で町制になった三十四年から考えまして七代連続の反対派の町長がずっと出ているんですよ、もう一貫して。だから、初め村時代に一遍ありましたよ。そのときはやっぱり村長も反対ですね、例外なしに。それから奥津町に町村合併で大きくなったわけだけれども、昔の苦田村の人たちだけではなしにその他の近隣の一緒になった村の人たちも含めてダム反対が決められて、このダム建設阻止が町長になったんですよ。そして、苦田ダム阻止特別委員会条例というものが三十四年の三月にできて今日まで、だから三十二年間一貫して反対してきている、こういう状況になっています。

問題は、特に六十一年の五月以来三人の町長が任期途中で辞職をするという状況になってきたのは、これは国と県の行政的圧迫、これでどうにもこうにも動きがとれぬということをやめざるを得ぬと、まあ昔風に言ったら、私の腹、私の首をさざげますからとにかく仕事をやるようにしてくださいということで辞職をした。このダムの建設にかかわる事業という名目で一切の国や県の補助事業が予算化をされても、その省庁がダム建設を前提にした、それを承認をした振興計画を認めない限り、あるいはつくらない限り執行はできませんよといつて、ずっときて九月、十月になったかどうかにもならぬから町長がやめて、自分

の首と引きかえに事業は執行される。それで、町長選挙をやったまた反対派の町長が出る、こういう繰り返しですよ。こんなことが許されるんだらうか。こんなことが許されるんだらうか、国や県は補助金を持っているんだから、うんと言わなかったらこの金はやらぬぞ。これは小さい町で補助金が大半を占めるんですよ、これは町長として何にも仕事ができない。町民は多数は反対だ。しかし片一方、町民の暮らしは守れど。過疎が進む、奥津温泉というような温泉もありますけれども、だけれどもあの地域の産業の振興も考えにやいかぬ、何一つやれないんだ。そうすると、私の首をさざげますからということをやめて、そして町長選挙をやったこうなった。これがずっと続いて、とりわけこの三年半の間はきつくなった。

そこで、きょうは建設省、農水省それから科技庁、来てもらっていると思いますが、ことしの、平成元年度の事業で、資料をきょうのお渡しをしたいと思います。奥津町の補助事業の一覧表をお渡ししていると思うんで、そのうち建設省の方には、地方道の改良費補助の事業、これは二件あります。これは継続事業なのかどうか。それから現在はどうなったのか。

農水省の方は林道舗装事業、第三期山村振興農林漁業対策事業、土地改良総合整備事業が二件、農村基盤総合整備事業が二件、森林地域活性化緊急対策事業、森林組合活性化促進対策事業、それから森林総合整備事業関係が三件。

それから、科技庁は、電源立法のやつで、電源立地促進対策の羽出公民館建設事業、それから町民グラウンド建設事業、この二件。

それぞれ継続事業かどうかということと現在どういう状況になっているかお答えいただきたい。

○説明員(山本邦夫君) お答えいたします。泉源線につきましては現在事業を実施中でございまして、本年度、平成元年度の事業費は三千万でございます。それから、養野線につきましては県からの要望が出されておられない状態になってございします。

以上でございます。

○説明員(岩本荘太君) 農水省構造改善局関係の事業でございますが、第三期山村振興農林漁業対策事業、土地改良総合整備事業並びに農村基盤総合整備事業とも継続事業でございます。

それから、現在の実施状況でございますが、土地改良総合整備事業につきましては、二地区でございまして、現在実施中でございます。農村基盤総合整備事業の羽出地区でございますが、これは神原、原の二団地をつくっておりますが、これにつきましてはまだ県から農政局の補助金の交付申請がなされていない状況にございます。これにつきましては、当該地区に係る補助金について、今後補助金の交付申請が県からあれば対応する予定としております。

もう一つ、第三期山村振興農林漁業対策事業の園場整備事業でございますが、これは地元の要望もございまして、平成元年度の実施は取りやめてございします。平成二年度に実施したいということをお願いしております。したがって、本年度はこの事業については実施してございません。

以上でございます。

○説明員(福嶋毅一君) 林野庁関連事業についてお答えいたします。

林道舗装事業につきましては継続事業として計画しておりますけれども、その他の事業についてはいわゆる継続事業ではございません。

在実施協議中でございます。羽出公民館建設事業につきましては、新規事業でございますが、これは県との協議により、平成二年度の事業で行うことになっております。

以上でございます。

○神谷信之助君 今説明の中で継続事業が大部分あるわけですね。ところが、その継続事業が今年度の当初予算には全然計上されなかった。そういう状況になって、議会で質問されても、それに対して長野知事は、ダムの建設をうんと言わぬから計上していませんと、こういう答弁もしている。だからどうにもこうにもならぬわけですね。だから町長は、この秋やめて十月二十九日の選挙、こうなつたわけですよ。

こうなると、継続事業は何年かの継続で、去年もやっておればことしもやるというのは当たり前なんだ、来年もやるという事業だつてあるでしょう。国の方は継続事業としてやる、こういうこともおっしゃる。ところが県が、町がおれの言うことを聞かぬからそれを予算化もしないし、本省にもその手続もとらない。本省の方は、今お聞きになったように県の方から出てきたらやりまうと、こうなる。そうして、結局町長選挙をやるということになって、一定部分予算化をして復活させます、選挙の結果がどうであれ。そうせざるを得ぬです。奥津町だけ国や県の補助事業は一年間一切やらない、そんなことは通りつこないんだから一定部分はやらなきゃいかぬ。だから、園場整備など八件ですか、三億四千万円ほど認めるというのを、町長選挙の結果が出た上で、推進派、賛成派が出たら全部認めたんだらうけれども、反対派だから一部になる、こういう状況になっているんですよ。

これは、奥津町という自治体の自治権というのは、大臣どう思いますか、存在しますか、これ。領土が嫌だ、大名が嫌だと言ったらどうにもこれならぬ。私は、大変その辺で地方自治に關して、地方行政財政を担当してここの十五年余りずっとやっていますが、国会でも、その問題を一貫し

て追及しているんですよ。それで、自治省も地方自治を守るためには我々全力を挙げてやりますと何遍も答弁してきておられる。だから、それで来たんだけれども、実は四月に現地調査に行きました。そこで明らかになったのは、そういう行政圧迫の窓口としてできているのが建設省と岡山県と奥津町の三者で構成する行政連絡協議会というものなんですね。

それで、建設省にちよつと聞きますが、この行政連絡協議会というのは、行政機関が相互に連絡し合つて調整をしていくというので一般的に使われるんですけれども、この奥津町にできておる、あるいは奥津町にあるこの行政連絡協議会というのは、法的根拠は一体何で、何をやるのか、この辺建設省にひとつ説明をしてもらいたいと思ひます。

○説明員(奥津町長) 御説明いたします。

奥津町長にききます。奥津町長は昭和五十六年の十二月にダム法に基づきます基本計画が公示されました。その後、昭和五十七年の五月に至りまして奥津町長さんの了承を得まして、地権者団体と奥津町長さん現地立入調査に関する協定書というものを締結いたしました。それに基づきまして、水没地域の用地測量あるいはいろんな用地の調査に着手いたしました。その後、昭和六十年三月に至りまして損失補償基準というのを提示いたしました。翌年度の六十二年五月に妥結いたしました。

こういうような条件下で進んできたわけでありまして、このような経過を踏まえて、相互に協議、協力して水没者の生活再建対策、非水没地域の整備対策の具体化を図るということを目的といたしまして、昭和六十一年の九月に、建設省と奥津町の三者で行政連絡協議会というものを設置したものでございまして、そういった背景の中で奥津町の長期振興計画の策定とか水没者の生活再建対策等につきましてのおの立場で確認を行つておるという状況でございます。

○神谷信之助君 建設省、今おっしゃった一番最後

後のところで行政連絡協議会、これが六十二年、去年の二月十九日に確認事項を調印してありますね。この第三項。第一項は「奥津町長期振興計画の策定について」、今あなたがおっしゃった題。

第二は「水没者の生活再建対策について」。第三は「奥津町における昭和六十三年度事業の執行について」、ここで「奥津町における各種事業は、奥津町長期振興計画に位置付けられたものから計画的に実施するものであるが、当面昭和六十三年

度事業については、長期振興計画の前倒し事業として実施するものである。」こうなつておるんですが、これが六十二年、恐らく六十四年にも同じようなことがやられて、今言つたように建設省所管の事業だけじゃないに、農水省あるいは科技庁所管の事業であろうと何であろうと、奥津町における各種事業はその三者協議会でうんとならな

いとできないという状況が起つたんで、初めて予算化されないという状況が起つたんですが、その経過、それは間違ひありませんか。

○説明員(奥津町長) 六十二年二月十九日の覚書の中には、第三項として「六十三年度事業の執行については」という項目がございまして、これは、それぞれの事業はそれぞれの機関の権限で行うという、それぞれの立場で行われることを前提として六十三年度事業を行うというものを決めたものでございまして、建設省といたしましても起業者という立場で協力をしてまいつておるところでございます。

○神谷信之助君 もう最後にします。大臣の意見も聞こうと思つたら、もう時間が来ますからなんですけれども。

いずれにしても、ダムを建設すれば様子が変わりますから、それに関連する事業がでないという範囲ならばまだわかります。ところが、今問題になつておるのはそうじゃないに、ダム建設予定とは違ふんです。ダム建設と関係ない事業まで全部ストップしちゃう。こうなりますと、私から言わすと、もう常軌を逸する。悪大名のもとで奥津町民は泣いておるという状況が起つておると

いうように思ひます。これは大臣の意見も聞きたければ時間も時間がオーバーしてしまいますから。

そこで、委員長、これは地方自治あるいは地方行政の根幹にかかわる大変な問題だと思ふんです。それで、これはひとつ理事会で御検討いただいて、当委員会が現地調査をぜひ検討して実現をしてみたいというのをちよつとお願いをして私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(渡辺四郎君) 承つておきます。

○高井和伸君 連合参議院を代表いたしまして、まず、前の神谷委員の質問に続きましてちよつと消費税についてお尋ねしたいのでございまして、自民党税調の見直し案を聞く前に、転嫁の問題で、先ほど半分にも満たない転嫁しかなされておらないというところでございまして、きょう現在でもいつ現在でも、最新の転嫁状況を教えていただけますか、地方自治体、わかれば。

○政府委員(持永義民君) 手元にございましては八月一日現在でございまして。これで申し上げますと、まず都道府県、指定市の場合でございまして、普通会計と公営企業とあるわけでございましてけれども、普通会計につきましては率で申し上げますと約七四%の団体が実施をしております。公営企業で、主なものではございまして、下水道について申し上げますと約八四%が実施をしております。工業用水につきましては九四%が実施でござい

ます。市町村につきましては、普通会計で申し上げますと約七三%。同じく主な公営企業といたしまして、下水道につきましては約八四%、下水道につきましては六九%というような状況になっております。

○高井和伸君 これは金額的にはどのぐらいになるかということも積算はできてないんでしうかね。わからないうちからぬでいいです。

○政府委員(持永義民君) 金額は算定してあります。

○高井和伸君 こういう転嫁できないという状況につきまして先ほど大臣の御答弁を聞いており

ましたんですが、基本的にはどこで吸収していくようになるわけでしょうか。国に対して消費税を払わなければいけません。こういった財政の財源はどから吸収されていくんですか。それとどこから持ち出すんでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 納税義務は今お話しのようにあるわけでございまして、その財源をどうするかということになりますと、これはそれぞれの団体で対応はいろいろあると思ひますけれども、例えば極端なことを申し上げますと、その分だけ欠損が出る、赤字が出ると申し上げますとか、それを将来の例えば料金改定で賄うとか、あるいは企業努力によりましてコスト引き下げによつて賄うとか、いろんな対応はあると思ひますけれども、いずれにしても何らかの対応をしなければ、納税義務は当然あるわけでございまして、いろんな形で対応されると思ひます。

○高井和伸君 私も税務の委員で、ちよつと前半失礼いたしましたんですが、納税義務者が払う、これは非常に大事なことでございまして、エンドユーザーといひますか、最終的な実質納税すべき人が払わずに中間の人が払つてしまふというのは、これは消費税の理念、それから国の税体系においては非常に重要な問題で、こういうことが公共機関において行われているということは、地方自治体といひますと、想像に絶する法治国家の仕組みでありまして、私に言わせれば、そういった公益事業だといふ名のもとでいろいろやっておられることはもうすべて民間におろすべきでないかというふうな発想さえ出てくる理論上の問題があると思ふんですが、この点いかがでございますか。できたら大臣にお答え願ひできればありがたいんですが。

要するに、納税する人が本来的に納税義務者ですから、税法上はその地方公共団体が納税義務者であつて、課税者はそれぞれ税務署であるわけですから、本来的には消費税が予定しているのは最終の消費者、サービスの提供を受けている人、その最後の最後が受けて払うべきことが国家

の体制として予定されているわけですよ。今の話を簡単に言えば、公益性の高いことだから地方公共団体が自腹を切って消費税を払いましょうと。これはねじれ現象がございまして、地方公共団体の長がいろんな与野党一致で推薦されているとか、そういった政治情勢もございしますが、法制度としまして、国家大計を推進するためには納税者から、最終的な税金を御負担願う国民の方々から納めていただけないとなったらもう国は倒れますね。もう基本的な一番大事なことだと思っております。

そういった納税者の気持ちからいえば、政治的に抵抗すれば何とかなるんじゃないかと。簡単に言うと国の方が消費税全部肩がわりしてしまえばいいんでしょけれども、そんなことをやったら自分でタコ足配当でございまして何とでもできない。その盗路がやっぱり地方公共団体の財政の仕組みの中に隠されているんだらうと、まあ簡単に言うと、隠されているというか仕組みの中で何とか拾い出せるというか、そういったことになるんで私は聞いています。私の言いたいのは、納税者が本当に消費税を納税する気になるためには、そんな自分のタコ足配当みたいなこととして消費税を払う地方自治体は国家としては存続させるわけにいかぬだらうと私は思うんですよ。これは非常にへんな理論上の話だけでございすけれどもね。何らかのベナルティーがあつてしかるべきだらうと。私わぬ人は税務署がちゃんと納税義務者に対していろいろ強制措置とか徴収措置ができるわけでございすますが、この場合難しいのは、納税義務者が事業者である、最終負担者がサードの構成員といふんですか、地方公共団体の構成員といふんですか、そういったことになるわけですね。その合間をばつておいて消費税もあつたもんじゃなからう。

というのは、私が税特で質問したときに、国民としてはやっぱり決まった以上は払わないかぬと、こういきたいわけですが、地方公共団体が自分でかわつて払つてくれているなんて、こんなす

ばらしいことが、これは日本の税法系というか仕組み上非常に極めて遺憾も遺憾、大遺憾の段階だらうと大臣の立場だと思ふんですが、先ほどのようなやさしい、期待しているんだとか、そうあるべきだとか、そういう方向にいつてくれというだけじゃとても話じゃないと思ふんですが、私の考えと大臣の考えにそこがございすか。

○政府委員(持永義民君) 今のお話は、結局消費税の性格からして最終負担は消費者が負担すべきである、そういうお立場からの御意見だと思ひます。私も当然そのように考えているわけでございます。私どもも当然そのように考えているわけでございます。そこで、現在のところまだ転嫁がきちつとできてない団体も現実にあるわけでございますけれども、そういう団体におきましては、ほかの財源で、例えば税金でカバーするということが好ましくないと思つております。したがつて、仮にその企業で経営努力をしてコストが下がる、それでもつて消費税相当分の財源を生み出せるのであれば、それはそういう対応も結構でしょうし、あるいはどうしようもなければ、言葉はよくないかも知れませんが、欠損が出る、赤字が出る。それについてはまた将来の利用者から利用料金という形で負担をしていただくべきものだらう。税金で利用者にかわつて税金を出すというのは好ましい方法じゃないと思つております。それは、先生おっしゃつたように、まさに消費者が負担すべきであると思つております。

○高井和伸君 今のお話は税金でカバーするのは好ましくない、好ましくないどころじゃなくないけまねわね、そんなことは。好ましくないというのとは訂正されますか、ちよつとそこだけ。税金でカバーするのは好ましくないと言われるが、思つております。

○高井和伸君 それから、将来の方に転嫁するののも一策だと思つていますが、消費税の精神に合いますか、その点だけ。
○政府委員(持永義民君) これも消費税の精神に合うかとおっしゃれば合うとは断定できないと思

いますけれども、しかし、結果としてそういう方途をとらざるを得なくなる場合もあるかもしれませんが、いずれにしてもそういうことにならないように早くやはり住民の皆さんあるいは議会の皆さんの御理解をいただいて、転嫁をちゃんとやつていくということは大変なことだと思ひます。

○高井和伸君 転嫁を指導するという言葉で今集約できるんですが、指導する方法はあとどういふことがあるんですか、具体的に。

簡単に言うとおどし、すかし、予算をやらない、いろいろあると思ふんですが、そういう言葉は悪いんですが、そういうことがあるんだが、単なる大臣の命による依命通達だとかいろいろ通達でやるだとかいろいろあるでしようけれども、強制的な措置はあるんですか、ないんですか、自治省の手元にある手段はどんなものがあるんですか。

○政府委員(持永義民君) これは料金の改定ということになりますので、当然執行部だけではなくして各地方団体の議会の議決も必要でございす。そういった意味におきまして、結論的に申しますと、強制的な手段はございせんので、粘り強く指導してまいりたいと思つております。

○高井和伸君 要するに地方の政治がそこに厳として存在しているわけでございますが、そこで言うことは自由勝手でございますが、国のレベルとして地方自治体を掌握している自治省としては、お願いするということよりは、もうその段階になれば、まあこれは先ほどから神谷委員がおっしゃるとおり政治的判断を下すべき時期じゃないか、もうそんなに転嫁できない消費税は、これはやめるべきじゃないかというふうな方向には自治省としては動けないでしようか。

○政府委員(持永義民君) 先ほど大臣からもお答えされたわけでございますけれども、改めて私から今回の税制改革の理念とかいふことは繰り返して申し上げませんけれども、税制改正の必要性、あるいはこの消費税が地方財源としても非常に貴重な財源になっておるといふこともございす。また、確かにさつきもお答えしましたように、転

嫁が完全にはいつておりませんけれども、まあかなりの団体ではそういう対応がされておるといふことがございすので、そういった意味から転嫁については引き続き指導してまいるといふ考えでおります。

○高井和伸君 簡単に言えば、地方自治が健全に機能しているというふうな逆に結論づけられて、国の方向と違つて、地方は地方なりの政治をやつていくと、住民自治との関係で。そのように理解して、その方が私はいんだらうと。変に強権を発動して脱法的な面で、裏の手で転嫁を強制的に一〇〇%にするようなことをおやりにならない方がより好ましいと、私はそう思つてございす。

この話はこれにしまして、今度の自民党税調の消費税の見直しによりまして、地方財政ではどういふ点に影響してくるでしようか。簡単に言えば、地方譲与税とか、そのあたりに来るとは思ふのですが、大体どこら辺に影響するんでしようか。

○政府委員(持永義民君) 消費税のうち地方交付税と地方譲与税という形で、両方合わせますと消費税収入の三九・二%、約四割が地方の財源ということになっております。したがつて、見直しによりまして税収が減収をする場合には、その減収相当額の三九・二%が地方財源としても減少するということでございます。

○高井和伸君 そうすると、具体的な金額はどのぐらいになるんですか。平年度ベースで結構ですが、おわかりになりますか。

○政府委員(持永義民君) これは正確にきつとした形で確認しているわけではございせんけれども、聞いておりますところによりますと、消費税の見直しによる減収が、これは自民党の案による見直しの減収でございすが、約一兆一千四百億円と聞いております。したがつて、その場合は地方への影響が約四千五百億円程度になると見込んでおります。

○高井和伸君 今の措置で、仮の計算で四千五百

億程度というところは、基本的にはこれは国の方で財政的に、またそれにかかる財源で穴埋めしていくということが当然予定されるんじゃないでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 四千五百億円が減少した場合の財源、いわゆる代替財源と申しましようか、ということのお尋ねかと思えますけれども、これにつきましては、これから年度のそのほかの税制改正がどういふふうになるか、今からの問題でございます。

それから、当然来年度の財政収支も今からの問題でございます。あるいは歳出のあり方、全体を見ながら、いずれにしてもこの地方財政の運営には支障がないような形で対応していかなければならないと思っております。

○高井和伸君 もう一点、消費税による税収を福祉目的に使うということで、将来的にはそっちの方へ持っていくことで財政編成されるということになりますと、地方税にはどのような影響になるんでしょうか、いわゆる地方財政上のレベルでは。

○政府委員(持永義民君) いわゆる福祉目的税化という点のお尋ねと思えます。

これは確かにいろいろ議論の経緯はございまして、たけれども、私どもが承知している限りにおきましては、今そういう問題が残っておりますのは、国の取り分についてそういう議論が残っておりますというふうに承知をしておるわけでございまして。

なお、地方の分につきましては、仮にこの譲与税とかあるいは交付税について目的財源というひもつきをするというところは、やはりそういう交付税、譲与税の性格からしても非常に問題があるということもございまして、特に交付税なんかには非常に多く依存している。つまり、地方の小さい団体、弱い団体ほど使途が制約されますから、弾力的でなくなるという問題もございまして、地方の分についてはそういう使途を特定する、目的化するということとは好ましいことではないと思っております。

○高井和伸君 今のお話は私もそのとおりだと

思っております。聞いているわけですが、福祉という事業は何も国だけじゃなくて、むしろ地方公共団体の方がより積極的に行われる部分が多いんだらうと思ふんですね。そうした場合、ひもつきになつてしまつたらどうなるんじゃないでしょうか。それは仮定の話でございまして、自治省としては、そうなつたら全力を挙げて、御遠慮願うということになるんじゃないでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 地方もこの福祉の金はたくさん使つておられて、地方が福祉をやらないから目的財源化をすべきじゃないということをお願いしているわけではございません。仕事を大いにやっているわけではございません。今申しましたように、目的財源にするかどうかというところは、もともとこの消費税を地方財源にしたという経緯がございまして、それは地方税なり、地方交付税が減つたと、つまり一般財源が減つたものを埋めたという経緯が一つございまして。

それよりもやはり重要なことは、さつき申しましたように、小さな団体ほど財源が特定化する部分が多くなるということには非常に困るわけなんです。これは、これは市町村と県の役割分担の違いもございまして、例えば生活保護行政というのは、市はやっておりますけれども、町村はやってないわけなんです。そういう役割分担の違いから、どつちかというところ、町村の方が福祉の支出のウェイトが割合少ないということがございまして。

一方、交付税に頼るのは町村の方が頼る度合いが大きいのということがございまして、そこで非常に個々の団体の財政運営が困る事態が出てくる。予算編成がでなくなると、そういうことがございまして、福祉目的化については適当なわけではございません。それは誤解のないようにお願ひしたいと思います。

○高井和伸君 わかりました。続きまして、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして御質問いたしますが、ちよつと素人的な質問で恐縮でございますが、国の公務員の人事院勧告とリンクするというところは、これは昔から決まっておりますというのですか、地方公務員法二十四条三項には、国の給与も一つの参考にしてやらない、地方に設置される人事委員会ですりなさい、条例で決まなさい、こうなっておりますが、その中で、国の公務員の給与の改定にリンクするということは昔からそうなっているんですか。こういう仕組みでこの法案はわかりかし毎年の定例的な法案だということのような発想で、我々新人は、ああそうですかということでお聞いているわけではございますが、こういうような仕組みは昔からの姿なんじゃないでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 結論的に申しますと、昔からの姿でございます。

ただ、年度の初めに一定の額を追加財政需要というのか、つまり予備的な形で若干組み込んでおりました。それで対応できる年もございまして、そういう年にはこういう法案を改めて御審議をお願いすることはないわけではございまして、そういう意味で、最近十年間ぐらいはこの趣旨の法律の改正は実はお願ひしないで済んだわけではございますけれども、ことしは給与改定財源が割合たぐさん要するというところもございまして、こういう改正を今お願ひしているわけではございまして、内容としては昔からのと同じものでございまして。

○高井和伸君 もとへ戻りまして、そうすると、地方公務員の給与と国家公務員の給与はどのような位置づけで考えたいのか、どういう理念でとらえられているんでしょうか。まあ一つのファクターだということはおわかりいただけますけれども、この財政措置の本法案の説明書を見ると、もう当然リンクされているというように書いてしまつてあるものですかね。その点についてはどう考えているんでしょうか。

私の言いたいのはあともう一つ。地方には人事委員会もあつて、そこがある意味で、条例もあつてやるんだけれども、財源的には国のひもつきの、ひもつきという言い方はおかしいんですけれども、見てやると、それも国家公務員のベース

アップに準じて見てやると、こういうふうな法律の提案なものですから、そこら辺はどのように理解しておりますか。人事委員会と国家公務員の給与と地方公務員の給与と、この地方交付税を改正するということの四つを。

○政府委員(滝実君) まず、この基本的なことを申し上げたいと思ふのでございますけれども、人事院の勧告は国家公務員に対してあるわけではございますけれども、実際問題として、その人事院が勧告をするに当たっては地方団体で組織する労働団体、職員団体と申しますか、それと地方団体の当局の意見を聞く。人事当局あるいは職員団体の意見を聞くというのを實際上人事院がおやりになつておるわけです。ですから、基本的には国家公務員に対する勧告ではあるわけですが、そういうような地方公務員の立場も一応は念頭に取入れて勧告されているんじゃないかという推測は実はしておるわけではございません。

それから、基本的にはこの国家公務員に対する人事院勧告を受けまして、それを一つのメルクマールにしながら各都道府県の人事委員会が、これは独自でやはりその地域の民間給与でありますとか生計費とかそういうものを客観的なデータを集めて、それに基づいて人事院と同じような格好でその都道府県の職員の給与の勧告を人事委員会がおやりになる、こういう格好でございまして。

したがって二重になつておる点が確かにあると思ふんです。一つは、地方公務員法の二十四条に書いてありますように、国家公務員の給与ももちろん参考になりますけれども、そのほかにはやはりその地域の民間の賃金あるいは生計費、そういうものも参考にして人事委員会が人事委員会としての勧告を出しになる、こういうことではございまして。そういう意味では、国家公務員準拠でありま

すけれども、やはりその県の人事委員会の勧告を尊重して各地方団体、都道府県が給与改定に取り組まれる、こういう格好になつておるわけではございまして。

○高井和伸君 そうしますと、国が算定して地方

交付税としておろす金額と地方の人事委員会が勧告する金額とずれますね、簡単に言えば、交付税はもともとひもつきじゃありませんね、しかし対応関係はありますね。そこはどう理解したらよろしいんですか。

○政府委員(持永義民君) 交付税で算定いたしますやり方というのは、結局、今公務員部長から答弁がありましたように、基本的には国に準ずるという形をとっておりまして、これは地方交付税の計算は給与に限らずすべての経費がそうでございますけれども、標準的な歳出を計算するという基本的なあれがございまして、したがって、給与を計算する際におきまして、基本的なというのは国公並みのベア率で計算をして措置をする。確かに具体的に個々の団体ごとに見た場合に、その措置額と実際の必要額と若干ずれは出てくると思いますが、これは交付税制度を考えますと、給与に限らずあらゆる経費でそういうことが若干出てくるのはやむを得ないと思っております。

○高井和伸君 わかりました。

次に、基準財政需要額というのが基本的に交付税の算出の基礎にございますね。そういったことと、それを改定するという格好が今度の法律案になっていくわけですが、そこで、それを改定するときの不足金額が六百六十九億円というふうになるこの計算の過程は、一般財源所要額が五千五百五十億、既措置額、先ほど言われた予備費のなものと、これだと思えますけれども、これが四千四百億あると。この四千四百億をこの地方財政計画のどこに載せたのですか。そこだけちょっと教えていただけますか。一応それなりに探したのですけれどもわからないので。

○政府委員(持永義民君) この資料をお持ちでございますので、二十六ページの公債費という欄のちよつと上のところでございますが、「追加財政需要の発生に備えるため五千億円を計上」と書いてございます。これは「現年発生災害等年度途中における」云々でございますまして、一応私どもの予

定いたしましたし、災害関係に六百億、その他に四千四百億という内訳を持っているわけでございます。

○高井和伸君 今の御答弁をお聞きしますと、五千億という数字は出ておりますが、四千四百億という数字はここには出ていないんですね。

○政府委員(持永義民君) この本の中には出ておりません。今申しました全体として五千億ということを書き載せていただいているわけでございます。

○高井和伸君 続きまして既定経費の節減ということで四百八十一億円と。これも一応聞きまして、第二次的な予備費だということも聞きまして、この二つは、これはこの財政計画には載っているのでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 節約そのものは載っておりますけれども、節約の対象となりますものは、一般行政経費、今ごらんいただいた二十六ページの(2)というのをここに含んでいるわけでございますけれども、この中のいわゆる物件費、つまり印刷費とかそういうたぐいのものと、それから維持補修費というものが二十七ページの五番というところにございまして、この二つを節約の対象経費ということにいたしておるわけでございます。

○高井和伸君 そうしますと、予算で通つた中からこういうものを寄せ集めるというのですか、努力してひねり出しているのが四百八十一億、こういうことになるわけですか、そうですね。

○政府委員(持永義民君) 今申し上げましたいわゆる物件費とか維持補修費を対象として従来からこういうことをやっておるわけでございますけれども、従来のルールといましようか、やり方によつて算定いたしました結果、四百八十一億を節約するという前提で給与改定の財源措置をさせていただきたい、こういう趣旨でございます。

○高井和伸君 そうしますと、今の数字は一般行政経費それから維持補修費の中の何%ぐらいにな

るのですか、この四百八十一億。

○政府委員(持永義民君) この節約の率でございますが、まず一つは国は七%でございます。それから、私どもの方は七%でございます。市町村はやはり財布の規模が小さいものですからなかなか無理もあるだろうということで、都道府県は七%で計算しておりますが、市町村は四・三%で計算しております。

もう一つは、物件費の中でも例えば住民の生活に直接影響のあるようなもの、あるいはいわゆる現場行政的な小中学校とか民生とか衛生とか消防とかそういうものは節約対象から除外いたしました。いわゆる役所の中の内部管理的なものを対象にするという、それから維持補修につきましても公営住宅につきましても除外をする、そういうことでございまして、一言で申し上げますといわゆる内部管理的な事務費を辛抱していただきたい、こういうことでございます。

○高井和伸君 あと、基準財政需要額、今のよう算出方法がいろいろあるというところはわかりましたのですが、市町村によつていろいろ実力、いろいろ事情が違う。簡単に言えば、財政の豊かなところもあるでしょうし、それから物価の安いところもあるし、交通の便のいいところもある、悪いところもあるという、そういうファクターはどのように入っているのですか。きょうの改正法律案の中のいろいろな計数を変更しておりますが、どこらに入っているんですか。これには入ってなくて別の装置があつてそれで調整しているというのでしょうか。その点だけお聞きしたい。

○政府委員(持永義民君) 交付税の計算、基準財政需要額の計算でございますけれども、今お話がありましたそれぞれの地域の特殊性、寒冷地とか僻地とかいろいろございまして、そういう問題、当初の交付税の計算をする際にいわゆる補正係数等を用ひましてなす地域の実態に合った需要額を捕捉するように計算をしているわけでございます。今回の給与改定の問題につきましましては、交付税の費目の中に積算の中に入つて

おります人件費分を国のアップ率に見合つて上げるといふ改正でございますので、今回の場合は寒冷地がどうかあるいは僻地がどうかということまでは計算の中に入っておりません。

○秋山肇君 大臣、私の方は税特に行つたり来たりで大臣の最初の所信はお聞きをしておりますけれども、途中の答弁をお聞きしてないので、皆さん方とダブル質問が出てくるかもしれません、お許しをいただきたいと思います。

今税特で、公述人に福岡県の久山町の小早川町長さんが見えなくなつてしまつて、今高井委員から質問のあつた点等含めてお話がありました。我々地行委員として一番よく聞いておかなきゃいけないと思つて、まあほかの人がいいかげんに聞いていたというわけじゃないんですが、その中で消費税は、町長さんの言われるには、我々の行政体のところでは定着をして、しかし今度の見直し、廃止案とも、今のお話ではないんですが、消費税は地方を余り無視した形じゃないかというところをおっしゃつておられましたけれども、この点について大臣は、ちよつと質問通告をしていないんですが、どのようにお考えになりますか。

○国務大臣(渡部恒三君) 今御質問の問題、これは党の方針として決めておることでございますから、これからまた党税調等もございまして、地方財源の確保については十分に配慮してもらつたように努めてまいりますつもりでございます。

○秋山肇君 ぜひひとつ我々この地行の委員会としても、今大臣の御答弁にありましたように、地方の実態というものをつかみながら対応していきたいというふうに思っております。

それでは、地方交付税の一部改正案について一点質問をさせていただきますが、昨今の民間における給与の状況を勘案すれば、当初からある程度の財政需要額を見込んでおくべきではなかったかと思うんですが、その点はいかかなものでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 当初から見込むことが

可能であればそういう方法もとれると思いますけれども、率直に申し上げまして、当初の段階で、といひますのは、つまり年末の段階で翌年度のペースアップの率がどのくらいになるかということを見込むことは非常に難しいわけでございます。そういうことから従来から一定の枠を追加財政需要額ということで計上させていただいて、それで対応する。それで不足する場合は今回のような形でまた法律の改正をお願いするということが対応しているわけでございます。いずれにしても、最終的には各地方団体の給与改定がきちんとしてきますような措置はしていかなければならぬと考えております。

○秋山鑑君 まだことは少し委員会が早いように思いますが、いつもぎりぎりになって、かなり地方の皆さんは、国の方は出ているのに我々のところへ本当に來るのかという感じが、私はいつも委員会ですういふような感じを受けているんですが、それでこんなやばい質問をしたんですけれども、こういうこともやっぱりもう少し実情に合わせて、働いている人に不安を与えない、また行政当局の方々に早くめどが立つ、目標が立てられるような方法というのをもう少し考えなきゃいけないと思うんですが、この辺はいかがですか。

○政府委員(持永義民君) 今のお話は、各地方団体の給与改定を実施するに当たりまして、その財源のめどが……

○秋山鑑君 ちよつと質問が、私の言っている意味と持永さんの受け取り方とあれかもしれません、私の言わんとしているのは、何か、国が決まり人事委員会が決まって順番に來るわけですね。ですけれども、十二月も、こしは私も早いと思うんですが、もうちよつといつも遅いんじゃないんですか、委員会は。だから、そういうようなことを含めてもうちよつと早目に皆さん方に安心をさせておく。まず、お正月が來るのにもらえない、民間と違うからもらえないとは思っていないんですが、やっぱり計画が立たないんじゃないか

なと思つてこんな民間といふふうなあえてやばつた質問をしたんですが、その辺四角四面なことが続いているといつてもいいかもしれません。だから、なきやないで、まだできませんでいいんです。

○政府委員(持永義民君) こしの場合、先ほど申しましたように、金が足りなくなつたものからこういう措置をお願いしておるわけでございます。恐らくこの委員会が普通ですと年明けなのは、これは早いという御趣旨かと思ひますけれども、これはやはり年内に各地方団体の財源の見通しを立てて、そして給与改定ができるようにするために、今回は十二月、早目にこの法案の審議をお願いしているような次第でございます。

それから、今後の問題といたしましては、結局地方財政計画の上で、先ほど来御議論がございまして追加財政需要、これをどういう形で組み込んでいくかということでもございまして、これにつきましまして、こしこういうことになつたということも踏まえて、来年度はまた一つの検討課題としてこれを金額をどうしていくかということも十分検討してまいりたいと思つております。

○秋山鑑君 先日、建設省で市街化区域内農地への宅地並み課税を求め一九九〇年度税制改正要望の大綱案をまとめたんですが、その中で宅地並み課税に関する部分だけで結構ですので、簡単に説明してください。

○説明員(木村誠之君) 近年の地価高騰によりまして、大都市地域におきましては勤労者が良質な住宅を確保することは著しく困難になつておりまして、建設省といたしまして、今お尋ねのありましたとおり、大都市地域における総合的な住宅地供給方策を取りまとめ、発表いたしました。

三大都市圏の市街化区域内農地につきましては、緑地、防災等に一定の役割を果たしてありますが、一方住宅地対策を進める上で重要な空間でございます。この三大都市圏の市街化区域内農

地につきましては、保全するものと宅地化するものの区分の明確化を図りまして、保全するものにつきましては、生産緑地の拡充指定あるいは調整区域への編入を行い、また宅地化するものにつきましては、農地所有者等によります計画的な宅地化を進めることとしております。これらの施策とあわせて、保全する農地につきましては、お尋ねの現行の固定資産税等にかかる特例措置を存続させますとともに、宅地化するものにつきましては、この特例措置の見直しを行い、平成四年からは長期営農継続農地の新たな認定あるいは更新等は行わないこととするというのがその骨子であります。

○秋山鑑君 宅地並み課税が実施されても、それだけでは農家が土地を手放す保証というのがどこにもないと思ふんですが、都市近郊の農家は大部分が兼業で、農業以外の収入が多いわけですね。ですから、私が調べた東京都の例では、純農家の戸数は二万六千五百六十八戸、そのうち専業農家が二千七百七十戸、兼業農家は二万四千三百九十八戸と、兼業農家が九一%というふうにもなつていくわけですね。同じように、兼業農家が千葉県では八三・九%、埼玉県では八八・六%、神奈川県では八七・四%と、いずれもほとんどが兼業農家が多いわけですね。

このような兼業農家にとっては、固定資産税の水準が低いこともあってそんなに負担になつてないんです。だから、宅地並み課税の実施と同時に、農地の相続税猶予制度の適用除外がないと農家がまず農地を手放さないと思ふんですが、この相続税猶予制度についてはどうなんですか。

○説明員(木村誠之君) 農地につきましての相続税の納税猶予制度につきましては、これは相続によります農地の細分化防止等の政策目的に配慮した制度と承知いたしております。この相続税納税猶予制度につきまして、昨年六月に策定されました総合土地対策要綱におきましては、ただいまの保有税と同様、市街化区域内農地にかかる相続税につきましても保全するものと宅地化するものと

の区分を明確化することとの関連において宅地との均衡を考慮しつつ見直しを検討する旨言及されております。

したがしまして、建設省といたしましては、先ほど申しましたような農地に係る諸施策の検討推進とあわせて、固定資産税と同様、保全する農地につきましては現行の特例を存続させますとともに、宅地化する農地につきましては特例を見直すこととすべしと考えております。

○委員長(渡辺四郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、斎藤栄三郎君が委員を辞任され、その補欠として清水嘉子君が選任されました。

○秋山鑑君 もう一つ問題なのは、農家が農地を手放した場合のことですね。さつきお話にもあつたんですが、例えばこの大綱がストリートに意図どおりに事が運んだとして、一九九一年度末まで行方不明になつていて保全する農地と宅地化する農地の選別の過程で、認定要件を緩和した生産緑地や市街化調整区域への編入を求める農家が多くなると、都市計画に沿つた住宅地の供給ができるかどうか疑問な点も出てくるわけですね。単に乱開発が進み、昨今の金余りした現象の中で土地への投資意欲が高めると、鎮静化しつつある首都圏の地価がまた再上昇する引き金になるかもしれません。そのためには、宅地並み課税する農地についてはしっかりした地区計画をつくり、上下水道などの施設整備をした上で計画的な都市化を図る必要があると思ひますが、その点はどうでしょうかとお聞きをします。私は東京にいますけれども、なかなか都市計画、上下水道、インフラの整備はできないでしよう。その点含めて答弁してください。

○説明員(木村誠之君) 市街化区域内農地の宅地化に当たりましては、基本的には農地の所有者のみならずからの賃貸住宅建設・経営等の促進を図ることが重要だと考えております。また、その際、特に

今御指摘ございましたとおり、計画的な市街地整備を進めてまいることが肝要と考えております。このため、先ほど申しましたとおり、都市計画において、保全するものと宅地化するものの区分の明確化を図ることが基本でございますが、保全すべき農地につきましては、生産緑地地区の積極的活用を図って適切に保全を図ってまいりますとともに、逆線引きという措置も考えておりますが、そのような措置を図りますとともに、宅地化するものにつきましては、御指摘のとおり、計画的な宅地化を進めるといことで、特に土地地区画整理事業等の積極的実施を図りますとともに、今お話しございました地区計画につきましても、地区ごとの整備の方針と建築物等に関する詳細な計画を内容とする地区計画制度等の活用、あるいはさらに開発許可制度の適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

また、特に計画的な宅地化、市街地の誘導をよりの確に推進できますよう、このたび公共施設整備とあわせて、高さ制限、容積率の緩和を行うことなどによりまして、良好な中高層住宅の供給を可能とする新たな制度の検討も進めているところでございます。

いずれにいたしましても、建設省といたしましては、農地所有者に対する賃貸住宅建設のための助成策の充実、あるいは公的住宅によりする支援体制の整備等各般の施策の充実を図りまして、良好な町づくりを進めることが肝要と考えております。

○秋山肇君 それで、今の答弁にもありましたけれども、今までも生産緑地であるでしよう。長期営農継続農地と二つがあつて、それで生産緑地を例えばその所在する市、その次は都でしよう、東京都の場合。そのときに買わないと言つたら、ほかのところに売っていいわけでしょう。そういうことが今までも、実際にはそういう形がありながら、買ってくださいと言つと、例えば生産緑地と長期営農継続農地とが隣り合つていて、今の答弁が悪いというわけではないけれども、そ

の区分けをきちつとしなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。
○説明員（木村誠之君） ただいまの長期営農継続農地制度、十年間の営農ということでございますが、途中で譲渡した場合には、徴収猶予になっておりまして固定資産税を納めていつでも譲渡できるという形でございます。

確かに先生御指摘のとおり、生産緑地制度につきましては、第一種の場合には十年経過後に買い取り請求が出てまいりまして、買い取りがなされない場合には行為制限が外れるということもございまして、一応十年なり、第二種でありますと五年間という行為制限の期間がございまして、そういう意味で、従来の長期営農制度とは行為に対する規制の仕方は違うということがございます。ただ、今のままで十分というふうには考えてございせん。先ほど申しましたとおり、地区計画等の活用によりまして良好な町づくりへ誘導を図ってまいりたい。あるいは保全する場合についても適切な保全を図ってまいりたいと考えております。

○秋山肇君 なかなか厳しいというか難しいのは、今私が言っているのは、生産緑地がございまして、今ここに長期営農継続農地があるでしよう。こういうことをいつまでもやっていくと、今度の改正でもそれをやっただけでは、お互いが今の答弁でいいんですけれども、現実には今そうなっているんです。片方はその買い取りを言い、こつちはもういつでも宅地としてすぐ売っちゃうというふうなことで、だからこの辺は逆線引き、地域をどうするかということを決めていくことが大事だろうと思うんです。ですから、今までやってきたことと不合理だった点はしっかりと直していただきたいというふうに思うんです。それから、大臣に一つ伺いますけれども、宅地並み課税の問題は、固定資産税の不公平感、これは新聞に出ていて、テレビでもしよつちゅうやってますが、隣の宅地と畑とは百分の一である、相続税は、相続税は自治省じゃありませんけ

れども、三分の一であるというふうなことを踏まえて、固定資産税を担当する自治大臣として、私は、積極的に農家をつぶせということじゃなくて、そういう線引き、よく区分けをしていくべきだと思ふんですが、大臣、この大綱案に対してこれからのいろいろなアクションがあるんだと思うんですが、自治大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（渡部恒三君） 今建設省からいろいろ答弁があつたようでありまして、土地問題、これは国の大きな内政の一つということで、各省間でいろいろ相談し、特に三大都市の宅地並み課税の問題、これは大きな問題として取り上げられ、生産緑地として残すべきもの、これから宅地として供給されるべきもの、そういうものが今線引きされたわけでございまして、今後これを踏まえて、今後検討していくべきものである、こう考えております。

○秋山肇君 ぜひ大臣の力で頑張ってください。もう一つ、ちょっとこれに関連して提案というか、私の意見を申し上げてお考えをお聞きしたいんですが、どうも自治省は、地方自治体もそうなんですが、固定資産税を取れるところの面積は把握をしておりますけれども、取れないところ、学校法人だとか宗教法人の分であるとかあるいは各行政体を持つている分だとか、これは台帳もなきや何もないわけですね。ですから、これもやはり土地台帳というのを自治省あるいは各地方自治体がしっかりと把握をして、それで面積はもちろんですけれども、そのところは固定資産税を取つたら幾らになるのかというふうなことは、やはり私は基礎台帳として置いておくべきだと思います。登記所へ行けば登記簿、台帳ありますよ。だ

いたことあると思ひますけれども、自治省も持つてない。これは土地政策の根本としてやはりお考えをいただきたいと思うんですが、この点についてはいかがですか。

○政府委員（湯浅利夫君） 固定資産税を課税するだけの立場から見ますと、いわば固定資産税を課税できないところというのは課税のいろいろな資料というものがとれないわけでございますので、課税する立場のところでそういう資料を整備するということは、これはやっぱりなかなか難しい問題ではないかと思ひます。むしろ今お話しした問題は、都市計画とかあるいは都市の整備をする場合にどう土地の現況かということ把握して、それに基づいて各種の計画を立てるといふ立場からそういうものを捕捉するということにはわかんないでございまして、課税をするという立場で課税しないところを捕捉するということとは、現実の問題としてなかなか難しいという点をひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございまして。

○秋山肇君 それはわかるんです。ですから、消費税の議論の中でも、それはイギリスのゼロ税率という問題だつて出てくるわけでしょう。だからゼロでいいですよ。学校法人、宗教法人、ちゃんと本来の目的に使つてるところはゼロでいいですよ。ということをはつきり言つた方が、この宅地並み課税の、何で農家はつかりいじめるんだという声だつてあるのは、やっぱりそういうところにあると思ふんです。全体がつかめていて、大規模法人の遊休の土地はこれだけあるという、それでこれは課税されているわけですよ。学校法人としてグラウンドでちゃんと使つてい

いうふうには私は思うんですが、この点について大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(渡部恒三君) 今御意見を承っておりますが、自治省の税務局というものが何を役割とするか、こういうことを考えますと、固定資産税を取るためにそういう仕事をしたいというのなら、これは固定資産税の課税対象になる土地を把握しておかなければならないのは当然でありますけれども、今度は国土の総合的な利用ということになれば、今委員御指摘の非課税である学校法人であるとか宗教法人の土地とか、そういうものも全体としては把握しておかなければ、これは土地政策は総合的に公平にできないわけですから、国のいづれかの機関でこれは総合的に把握しておく必要はあると認めていますけれども、自治省でそれを全部把握する必要があるかどうかについてはさらに勉強させていただきますと思います。

○秋山肇君 あえて反論するわけじゃないんですが、やはり地方自治体の税収ということになると、固定資産税なんかは一つの大きな柱になるわけですね。ですから、そういうことからすると、取れないからもうそれは調べないということじゃなくて、何か今大臣の御答弁にありましたけれども、どこと連携するのがいいのかわかりませんけれども、この点ぜひお考えをいただいて、一つの財源の確立と不公平感をなくすという前提で前向きに御検討いただきたい、これは要望にして質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○委員長(渡辺四郎君) ただいま議題となっております案件のうち、地方行政の改革に関する調査は本日はこの程度にとどめ、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認めます。これより地方交付税法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方交付税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺四郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

十月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方財政の充実強化に関する請願(第三一八号)

第三一八号 平成元年十月十一日受理
地方財政の充実強化に関する請願
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 金子康男

紹介議員 守住 有信君
現在、地方自治体は、東京一極集中の是正、地域の活性化、個性ある地域社会づくりの推進等、大きな課題を抱えている。しかし、現行の地方行政制度は、国の規制が厳しく、十分な行政運営が困難な実情にある。ついては、地域の特性をいかし、活力に富んだ住みよい地域づくりと高齢

化、情報化に対応した社会を築くために、抜本的な国、地方間の行政制度の改革を実施するよう次の事項について実現を図りたい。

一、機関委任事務の廃止など国の権限を大幅に地方に委譲するとともに、国の地方関与を是正すること。

二、国税の地方委譲、国税の租税特別措置、地方税の非課税措置等の見直し、道路目的財源の地方重点配分等を行い、地方自治体の自主財源を充実させること。

三、地方交付税を安定的に確保するとともに、財政力の非力な地方自治体への思い切った傾斜配分を行うこと。また、地方交付税等特別会計への直入を制度化すること。

四、国庫補助負担率削減を早急に復元するとともに、国庫補助金はできる限り地方の一般財源に振り替えること。また、国庫補助金の実質的な統合・メニュー化を図るとともに、国庫補助負担金に伴う超過負担の解消、交付事務を簡素・合理化すること。

五、直轄事業は国家的立場から行うもので、地方に負担を強いるべきではなく、直轄事業負担金制度は早急に廃止すること。

十月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、交差点事故防止対策に関する請願(第六五〇号)(第六五一号)

第六五〇号 平成元年十月十七日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 北海道帯広市白樺十六条東一九丁 目 山本敏昭 外三十四名

紹介議員 諫山 博君
一、右・左折車による接触事故など、青信号で横断中の歩行者の交差点事故を防止するため、スクランブル交差点の採用等、それぞれの交差点

の様態に応じた措置を採ること。

二、老人、子供、障害者などが安心して横断できるように、必要な交差点対策を講ずること。

三、その他、交差点におけるもろもろの交通事故を防止する対策を採ること。

四、交差点対策補助金の創設、交通安全対策予算を拡充すること。

理由
(一)交通事故による死傷者は、年々増え続け、昭和六十二年だけで七十六万人にも上り、一万人以上も尊い人命が奪われている。とりわけ、交通事故死亡者の約四十％が歩行者や自転車乗車中であり、また、交通事故死者の半数近くが交差点とその付近で発生している。(二)交差点事故問題は、国会でも取り上げられ、特に老人の交通事故が増え、高齢化社会を迎え緊急な対策が必要となっている。

第六五一号 平成元年十月十七日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 北海道帯広市柏台西町五ノ一 岩崎国一 外三十四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
別表(第十二条関係)

別表(第十二条関係)

[illegible]

[illegible]

2 商工行政費	人口	一人につき	七三六
3 その他の産業経済費	人口	一人につき	三三、四〇〇
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	七三、六〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八、九四〇
6 その他の行政費	世帯数	一世帯につき	四、〇五〇
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	九、九二〇
2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	九、九二〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	二、三三〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	四三九、〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
8 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	一〇〇
9 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのための昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度において特別に発行した地方債の額	千円につき	九八
10 財源対策債償還費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度において特別に発行した地方債の額	千円につき	九八

十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策の昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度において特別に発行した地方債の額	千円につき	一二七
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策の昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度において特別に発行した地方債の額	千円につき	八七

附 則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案(第百十四回国会提出、衆議院継続審査)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十九日)

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百十四回国会提出、衆議院継続審査)

道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の五」を「第七十一条の四」に、「第四節 運転免許試験(第九十六条―第一百条)」を「第四節 運転免許試験(第九十六条―第一百条)」を「再試験(第一百条の二、第一百条の三)」に、「第七章 雑則(第百八条 第百十四條

の七)」を「第六章の二 講習等(第百八条―第百八条の七)」に改める。

第七十一条の四に改める。

第七十一条の五を第七十一条の四とする。

第七十四條の二第八項中「第百八条の二第二項第二号」を「第百八条の二第一項第一号」に改める。

第八十四條第一項中「この章において」を削る。

第九十二條の二を次のように改める。

第九十二條の二(免許証の有効期間)

第九十二條の二(免許証の有効期間)は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日の後のその者の三回目の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうける年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。第百一条第一項において同じ。)が経過するまでの期間とする。ただし、第百七条第二項の規定により交付された免許証については、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされている。

た日が経過するまでの期間とする。

一 次号及び第三号に掲げる免許証以外の免許証 当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日

二 第一百一条第二項の規定により更新された免許証 更新前の免許証の有効期間が満了した日

三 第一百一条の二第三項の規定により更新された免許証 同条第二項の規定による適性検査を受けた日

2 前項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

第九十六条第五項中「停止されている者」の下に「及びこれに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

第九十六条の三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第一項第二号に規定する講習（当該処分前に行われた講習を除く。）を終了した者でなければならない。ただし、当該処分を受けた後免許（仮免許を除く。）を受けたことがある者は、この限りでない。

第六章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 再試験

（再試験）
第百条の二 公安委員会は、普通免許、二輪免許又は原付免許を受けた者で、当該免許を受けた日から当該免許を受けていた期間（当該免許の

効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達することとなる日までの間（以下「初

心運転者期間」という。）に第百八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができない自動車等（以下「免許自動車等」という。）の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該免許について政令で定める基準に該当することとなつたもの（以下「基準

該当者」という。）に対し、その者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験（以下「再試験」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 当該免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る免許自動車等を運転することができ、他の種類の免許（仮免許を除く。第三号において「上位免許」という。）を受けていたことがある者

二 当該免許を受けた日前六月以内に当該免許と同一の種類の免許（当該免許と同等の免許として政令で定めるものを含み、第百四条の二第一項、第二項又は第四項の規定により取り消された免許及びこれに準ずるものとして政令で定める免許を除く。）を受けていたことがあり、かつ、その免許を受けていた期間その免許の効力が停止されていた期間（その通算して一年以上である者）

三 当該免許を受けた日以後に上位免許を受けた者

四 第百八条の二第一項第五号に規定する講習を終了した者（当該講習を終了した後初心運転者期間が経過することとなるまでの間に免許自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定め

る基準に該当することとなる者を除く。）

2 再試験は、基準該当者（初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した時におけるその者の住所を管轄する公安委員会が、当該期間が経過した後、免許の種類ごとに自動車等の運転について必要な技能及び知識（原付免許にあっては必要な知識に限る。）について行う。

3 第九十七条第二項から第四項までの規定は、公安委員会が行う再試験について準用する。

4 公安委員会は、第一項の規定に基づき再試験を行うとする場合には、総理府令で定めるところにより、基準該当者（初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後速やかに、再試験を行う旨及びその理由その他必要な事項を基準該当者（初心運転者）に書面で通知しなければならない。

5 基準該当者（初心運転者）は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けることについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に総理府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第二項の規定は、この場合について準用する。

第百条の三 公安委員会は、再試験を行うとする場合において、基準該当者（初心運転者）がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更しているときは、速やかに現にその者の住所を管轄する公安委員会に総理府令で定める試験移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の試験移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、当該試験移送通知書に係る基準該当者（初心運転者）に対し、再試験を行うものとする。この場合において、前項の試験移送通知書を送付した公安委員会は、当該基準該当者（初心運転者）に対し、再試験を行

うことができない。

3 前条第四項及び第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により再試験を行うとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「基準該当者（初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後」とあるのは、「試験移送通知書の送付を受けた後」と読み替えるものとする。

4 公安委員会が第二項の規定により再試験を行うとする場合において、第一項の試験移送通知書を送付した公安委員会が当該試験移送通知書に係る基準該当者（初心運転者）に再試験の通知をしていないときは、当該通知は、第二項の規定により再試験を行うとする公安委員会がした再試験の通知とみなす。

第百一条第一項中「有効期間が満了する日」の下に「（その日がその者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日）」を加え、「当該期間」を「当該免許証の有効期間」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百一条の三 第百八条の二第一項第五号を「第百八条の二第一項第六号」に改める。

第百四条の次に次の一条を加える。

（再試験に係る取消し）
第百四条の二 再試験を行つた公安委員会は、再試験の結果、再試験を受けた者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。

2 再試験の通知を受けた者が第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、その者の住所を管轄する公安委員会は、その者の当該免許を取り消さなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定により当該免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項の聴聞を終了している場合を除き、速やかに

現にその者の住所を管轄する公安委員会に総理府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

- 4 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、その者が第百条の二第五項の規定に違反して当該再試験を受けたいと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二項の規定にかかわらず、その者の当該免許を取り消すことができる。
- 5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消そうとする場合について準用する。
- 6 公安委員会は、第二項又は第四項の規定により免許を取り消そうとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

- 7 前条第二項、第五項及び第六項の規定は、公安委員会が前項の規定により聴聞を行う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の通知」とあるのは「次条第六項の通知」と、「第百三条第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止する」とあるのは「同条第二項又は第四項の規定により免許を取り消す」と読み替えるものとする。
- 8 第一項、第二項又は第四項の規定により当該免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

「若しくは第百四条の二第二項、第二項若しくは第百六条中「若しくは第百三条第一項」を、「第百三条第一項」に改め、「若しくは第八項の下に「若しくは第百八条の二第二項、第二項若しくは第百八条の四を第百八条の十四とする。」

第四項を、「限る。」の下に、「第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第五号に規定する講習を受けたとき」を加える。

第百七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 第百八条の二第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

第百七条の付記中「第二項」を「第三項」に改める。

第七章の章名を削り、第百八条の前に次の章名を付する。

第六章の二 講習等

第百八条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）に対する講習

第百八条の二第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習
- 第百八条の二第三項中「前二項」を「第一項第一号、第三号、第四号若しくは第六号又は前項」に改める。
- 第百八条の四を第百八条の十四とする。

第百八条の三 公安委員会は、総理府令で定める基準に、第百八条の二第一項本文若しくは同項第四号を加え、同条を第百八条の十三とし、第百八条の二の次に次の十条及び章名を加える。

（初心運転者講習の手続）

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けなければならないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超え、この間を過ぎた後に、初心運転者講習を受けることができる。

（指定講習機関）

第百八条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

- 一 第百八条の二第一項第二号に規定する講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。） 自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（次条において「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていて、その他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転適性指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていて、その他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

（運転適性指導員等）

第百八条の五 取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

- 2 初心運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。
- 3 公安委員会は、運転適性指導員又は運転適性指導員が運転適性指導又は運転適性指導について不正な行為をしたときは、当該指定講習機関に対し、その選任に係る当該運転適性指導員又

二 第百八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 自動車等の運転に関し刑法第二百一一条の罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わないことができる。

（運転適性指導員等）

第百八条の五 取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

2 初心運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

3 公安委員会は、運転適性指導員又は運転適性指導員が運転適性指導又は運転適性指導について不正な行為をしたときは、当該指定講習機関に対し、その選任に係る当該運転適性指導員又

百四十万円を「三百五十七万円」に改め、同項第二号中「二百五十万円」を「二百二十万五千円」に改め、同項第三号中「百九十九万円」を「百九十九万五千円」に改める。

第八十八条第三項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第八十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「受給権者」の下に「(当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この項、次条、第九十一条及び第九十二条第五項ただし書において同じ。)の受給権者であつて、病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その病氣又は負傷に係る傷病(当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第九十二条第五項ただし書において同じ。)の当該初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害(障害等級の一級又は二級に該当しない程度)のものに限る。以下この項、第九十一条第二項及び第九十二条第五項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後に於ける障害の程度に應じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第九十条第一項中「障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。」を削る。

第九十一条中「(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。)」を削り、「者を除く」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき(当該併合されたこれらの規定に規定するその他障害が第八十九条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く)は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に應じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第九十二条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害共済年金の受給権者が病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その病氣又は負傷に係る傷病の当該初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第九十八条後段中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第九十九条の二第三項中「八十五万円」を「八十九万二千五百円」に改める。

第九十九条の三中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第一百零四条第四項中「四十七万円」を「五十三万円」に、「六万八千円」を「八万円」に改める。

附則第十四条の三の見出し中「財政調整事業」を「財政調整事業等」に改め、同条第一項中「除く」及び「含む」の下に「次条第一項において同じ」を加える。

附則第十四条の六を削り、附則第十四条の五を附則第十四条の六とする。

附則第十四条の四中「前条」を「前二条」に改め、同条を附則第十四条の五とする。

附則第十四条の三の次に次の一項を加える。

第十四条の四 市町村連合会は、第二十七条第二項各号に掲げる事業及び前条の規定により行う事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び自治大臣が指定するその他の組合(以下この条において「対象組合」という。)の短期給付の掛金に係る著しい不均衡(自治大臣が定める基準を超えるものをいう)を調整するための交付金の交付の事業を行うことができる。

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、対象組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 対象組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に要する費用は、国、地方公共団体若しくは職員団体又は対象組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

5 第一項の交付金の交付を受ける対象組合に係る第一百零三条第一号及び第二号第一号並びに第一百零四条第三項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条の七中「前条第二項の規定により読み替へて適用される」を削り、「加入組合の組合員」を「組合員」に、「加入組合の運営審議会」を「組合の運営審議会」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(平均給料月額額の改定)

第十四条の八 昭和六十年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均給料月額(地方公共団体の長の平均給料月額を含む)を計算する場合においては、第四十四条第二項及び第九十一条第一項中「給料の額」とあるのは、「給料の額(その月が附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月の掛金の標準となつた給料の額に、当該期間における全組合員(政令で定める者を除く)の掛金の標準となつた給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額、厚生年金保険の全被保険者(政令で定める者を除く)の平均月給額及び昭和六十一年三月以前の期間であるときは、船員保険の全被保険者(政令で定める者を除く)を含む)の厚生年金保険法又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に規定する標準報酬月額並びに他の法律に基づく共済組合の全組合員(政令で定める者を除く)のこれらの法律に規定する標準報酬の月額及び標準給与の月額(以下この条において「全組合員の給料の額等」という)を平均した額に對する附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最後の期間における全組合員の給料の額等を平均した額の比率に相当する比率を参酌して政令で定める再評価率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十年九月以前の期間に属するときは、

その月の掛金の標準となつた給料の額に、同条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る当該再評価率を乗じて得た額とする。」とする。

附則第二十條第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第二十七條第一項中「及び第八十六條を」第八十六條、第八十九條第二項、第九十一條第二項及び第九十二條第五項ただし書に改め、同条第二項中「第八十九條第二項」を「第八十九條第三項」に改める。

附則第二十八條の六の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「関する」を「対する」に改め、同条中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加える。

附則第二十八條の七第四項中「(公立学校共済組合又は警察共済組合の特例継続組合員となつた者については、公立学校共済組合又は警察共済組合)」を削る。

附則第三十三條を次のように改める。
(短期給付等に係る掛金の標準となる給料の最高限度額の特例)

第三十三條 健康保険法に規定する標準報酬の等級の最高等級に係る標準報酬月額が五十三万円を超える間においては、第百十四條第四項中「五十三万円」とあるのは、「五十三万円(短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の額については、健康保険法に規定する標準報酬の等級の最高等級に係る標準報酬月額を勘案して政令で定める額)」とする。

附則第三十四條中「第四十四條第二項に規定する」を「第百十四條第三項及び第四項の規定により福祉事業に係る」に改め、「総額に」の下に「十二」を乗じて得た額に」を加える。

附則別表第二中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日」を「平成元年七月一日」に、「昭和六十七年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に、「昭和

六十七年七月一日」を「平成四年七月一日」に、「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

附則別表第三中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十七年四月一日」を「平成四年四月一日」に、「昭和七十年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「昭和七十年四月一日」を「平成七年四月一日」に、「昭和七十二年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「昭和七十二年四月一日」を「平成九年四月一日」に、「昭和七十四年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「昭和七十四年四月一日」を「平成十一年四月一日」に、「昭和七十六年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則別表第四中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十七年四月一日」を「平成四年四月一日」に、「昭和七十年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「昭和七十年四月一日」を「平成七年四月一日」に、「昭和七十二年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「昭和七十二年四月一日」を「平成九年四月一日」に、「昭和七十四年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「昭和七十四年四月一日」を「平成十一年四月一日」に、「昭和七十六年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則別表第五中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日」を「平成元年七月一日」に、「昭和六十七年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に、「昭和六十七年七月一日」を「平成四年七月一日」に、「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に、「昭和七十年七月一日」を「平成七年七月一日」に、「昭和七十二年六月三十日」を「平成九年六月三十日」に、「昭和七十二年七月一日」を「平成九年七月一日」に改める。

附則別表第六中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日」を「平成元年七月一日」に、「昭和六十七年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に、「昭和六十七年七月一日」を「平成四年七月一日」に、「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に、「昭和七十年七月一日」を「平成七年七月一日」に、「昭和七十二年六月三十日」を「平成九年六月三十日」に、「昭和七十二年七月一日」を「平成九年七月一日」に改める。

附則別表第七中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日」を「平成元年七月一日」に、「昭和六十七年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に、「昭和六十七年七月一日」を「平成四年七月一日」に、「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に、「昭和七十年七月一日」を「平成七年七月一日」に、「昭和七十二年六月三十日」を「平成九年六月三十日」に、「昭和七十二年七月一日」を「平成九年七月一日」に改める。

附則別表第八中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第二條第八号中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第十條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項ただし書中「同項に規定する他のこの法律による年金である給付」とあるのは、「同項に規定する他のこの法律による年金である給付、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十條第一項に規定する旧共済法による年金である給付若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替へるものとする。

附則第十二條を次のように改める。

第十二條 附則第十六條第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九條又は」を削り、同条第二項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百に乘じて得た額を「二千六百三十三」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「二千五百に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。を乗じて得た額を基準として政令で定める額を「二千六百三十三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「二千五百に」に「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六條第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「二千六百三十三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項と

し、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十七條第二項第一号中「二万四千円」を「二万八千二百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万六千四百円」に改め、同項第三号中「七万二千円」を「八万四千六百円」に改め、同項第四号中「九万六千円」を「十一万二千八百円」に改め、同項第五号中「十二万円」を「十四万円」に改める。

附則第十九條第四項中「第五項」を「第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

第六 旧共済法第百三十一條第一項若しくは旧施行法第六十七條第一項若しくは第二項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第百三十一條第一項及び附則第二十四條第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算することとされた金額は、加算しない。

附則第二十九條第一項第一号中「附則第十二條の規定又は」を削り、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九條又は」を削る。

附則第三十條第一項中「子」の下に「(新国民年金法第三十七條の二第一項第二号に規定する子に限る。次項において同じ。)」を加える。

附則第三十五條第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

附則第四十三條第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「三万二千二百三十六円」に改める。

附則第四十六條第一項第一号及び第四十七條第一項第一号を次のように改める。

一 六十二万四千七百二十円

附則第四十八條第一項第一号中「四十九万二千元に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に、「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「三万二千三百三十六円」に改め、同条第二項第一号中「四十九万二千元に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第五十一條第一号中「四十九万二千元に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第五十四條第一項後段を次のように改める。

この場合においては、旧共済法第九十三条の五第一項第一号中「十二万円」とあるのは「十二万八千円」と、同項第二号中「二十一万円」とあるのは「二十二万四千円」と、同項第三号中「十二万円」とあるのは「十二万八千円」とする。

附則第六十一條第一項第一号、第六十三條第一項第一号及び第七十二條第一項第一号中「四十九万二千元に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第七十六條第一項中「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「三万二千三百三十六円」に改める。

附則第九十五條第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「百分の百五」を削り、「百分の九十五」を「これ」に改める。

附則第九十八條第一項中「比率」の下に「を新共済法附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の

期間に係る再評価率（同条の規定により読み替えられた新共済法第四十四條第二項又は第二百一十五條において同じ。）に乘じて得た率を加え「百分の七十に相当する金額」を「百分の七十（当該年金が障害年金であるときは、給料年額に相当する金額に、附則第九十八條第一項各号に掲げる期間に応じ、同項各号に掲げる金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額）に改め、「当該金額」との下に「同条」とあるのは「前条」とを加える。

附則第九十四條第二項及び第九十八條第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の五十、百分の六十、〇、百分の七十」に改める。

附則第一百零三條第三項を次のように改める。

前二項の規定は、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金（旧共済法第九章の二の規定によるこれらの年金を除く。）の受給権者が団体組合員又は国家公務員等共済組合法第九十一条の三第一項に規定する適用法人の組合の組合員（政令で定める者に限る。）となつた場合及び旧共済法第九章の二の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が組合員（団体組合員を除く。）又は国家公務員等共済組合法第三條第一項に規定する国家公務員等共済組合の組合員となつた場合について準用する。この場合において、第一項中「昭和六十二年」とあるのは「昭和六十三年」と、前項中「昭和六十三年八月分」とあるのは「平成元年八月分」と読み替へるものとする。

附則第一百零四條第四項中「前二項に定めるもののほか」を削り、「第一項の下に」（前項において準用する場合を含む。）を加える。

附則第一百五條第一項及び第二項中「額」の下に「に新共済法附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のう

ちの最初の期間に係る再評価率を乗じて得た額を加える。
（昭和六十二年及び昭和六十三年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特別に関する法律の一部改正）
第三条 昭和六十二年及び昭和六十三年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特別に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。
題名中「及び昭和六十三年」を、「昭和六十三年度及び平成元年度」に改める。
第一条第一項中「この項及び第三條第一項において」を削り、同条第三項中「第三條第三項」の下に「及び第五條第三項」を加える。
第二条第一項中「次項及び第四條第二項において」を「以下」に改め、「第四條第一項」の下に「及び第六條第一項」を加え、同条第二項中「第四條第二項」の下に「及び第六條第二項」を加える。
第四条の次に次の見出し及び二條を加える。
（平成元年度における年金の額の改定の特別）
第五条 共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に對する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。
2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。
3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十四條の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。
第六条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第九十五條の規定の適用については、同条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。
附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方公務員等共済組合法第六十九條第一項の改正規定、第二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一百零三條第三項及び第四項の改正規定、第三条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 第一条中地方公務員等共済組合法第七十五條第四項の改正規定 平成二年二月一日
三 第一条中地方公務員等共済組合法第三十八條の三に一項を加える改正規定、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法附則第十四條の三の改正規定、同法附則第十四條の六を削り、同法附則第十四條の五を同法附則第十四條の六とする改正規定、同法附則第十四條の四の改正規定、同法附則第十四條の三の次に一項を加える改正規定、同法附則第十四條の七の改正規定、同法附則第二十八條の六の改正規定及び同法附則第二十八條の七第四項の改正規定、第二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九十五條第一項の改正規定並びに附則第六條及び第八條の規定 平成二年四月一日
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。
附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方公務員等共済組合法第六十九條第一項の改正規定、第二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一百零三條第三項及び第四項の改正規定、第三条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 第一条中地方公務員等共済組合法第七十五條第四項の改正規定 平成二年二月一日
三 第一条中地方公務員等共済組合法第三十八條の三に一項を加える改正規定、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法附則第十四條の三の改正規定、同法附則第十四條の六を削り、同法附則第十四條の五を同法附則第十四條の六とする改正規定、同法附則第十四條の四の改正規定、同法附則第十四條の三の次に一項を加える改正規定、同法附則第十四條の七の改正規定、同法附則第二十八條の六の改正規定及び同法附則第二十八條の七第四項の改正規定、第二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九十五條第一項の改正規定並びに附則第六條及び第八條の規定 平成二年四月一日
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法以下「改正後の法」という。第七十四条の二第一項、第八十条第二項、第八十七條第三項及び第四項、第八十八條第三項、第九十九條の二第三項、第九十九條の三、附則第十四條の八並びに附則第二十條第一項の規定並びに第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。附則第十二條、附則第十六條、附則第十七條第二項、附則第十九條第四項、附則第二十九條第一項、附則第四十三條第一項、附則第四十六條第一項、附則第四十七條第一項、附則第四十八條第一項及び第二項、附則第五十一條、附則第五十四條第一項、附則第六十一條第一項、附則第六十三條第一項、附則第七十二條第一項、附則第七十六條第一項、附則第九十五條第一項、附則第九十八條第一項並びに附則第一百五十五條第一項、附則第九十八條第一項並びに附則第一百五十五條第一項、平成元年四月一日）

二 改正後の法第八十一條第二項及び第九十二條第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第四十四條第二項及び附則第八十八條第二項の規定、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日

（出產手当金に関する経過措置）

第二条 出產の日が前条第一号に定める日前四十二日以前の日である組合員及び組合員であつた者については、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第六十九條第一項の規定は、適用しない。

（年金である給付等に関する経過措置）

第三条 改正後の法の規定及び改正後の昭和六十年改正法の規定の二附則第一條第一項第一号に掲げる規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の規定（同法附則第一百十條第三項及び第四項を除く。）は、平成元年十月分以後の月分の地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十八号 附則第九十五條第一項に規定する旧共済法による年金である給付（以下この条において「旧共済法による年金である給付」とい

う。）並びにこの法律の施行の日以後に給付事由が生じた法第九十六條第一項の規定による障害一時金（以下この条及び附則第六條において「障害一時金」という。）について適用し、平成元年九月分以前の月分の法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付並びに同日前に給付事由が生じた障害一時金については、なお従前の例による。

2 改正後の法及び改正後の昭和六十年改正法の規定のうち附則第一條第二項第二号に掲げる規定は、施行日の属する月分以後の月分の法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付について適用し、施行日の属する月の前月分以前の月分の法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付については、なお従前の例による。

3 改正後の法第九十八條の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法第九十六條第一項の規定による障害一時金（以下この項及び附則第六條において「障害一時金」という。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた障害一時金については、なお従前の例による。

（長期給付に要する費用の算定単位に関する経過措置）

第四条 この法律の公布の日以後平成二年三月三十一日までの間に行われる法第一百三十三條第一項後段の規定による再計算については、第一条の規定による改正前の法附則第十四條の六第二項（法第一百三十三條第一項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（掛金の標準となる給付に関する経過措置）

第五条 改正後の法第一百四十四條第四項及び附則第三十三條の規定は、平成元年十月分以後の掛金の標準となる給付について適用し、同年九月分以前の掛金の標準となる給付については、なお従前の例による。

（日本たばこ産業共済組合の組合員であつた組合員に対する長期給付の特例に関する経過措置）

第六条 改正後の法附則第二十八條の六の規定は、平成二年四月一日以後に給付事由が生じた法による年金である給付及び障害一時金について適用し、同日前に給付事由が生じた法による年金である給付及び障害一時金については、なお従前の例による。

（平成元年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定の特例）

第七条 平成元年四月分以後の共済会（法第五十一條第一項に規定する共済会をいう。以下この条において同じ。）の行う年金である給付の額は、地方議会議員（同項に規定する地方議会議員をいう。以下この条において同じ。）であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる報酬額に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を標準として、政令で定めるところにより、改定の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国民年金法の一部改正）

第九條 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「に改め、『地方公務員共済組合連合会』とあるのは、『地方公務員共済組合連合会、公立学校共済組合若しくは警察共済組合』とを削る。

附則第九条の五を削り、附則第九条の六を附則第九条の五とする。

平成元年十二月二十一日印刷

平成元年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局